

福岡医発第 265 号 (地)

令和 4 年 4 月 21 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・
活用の手引きの改定等について

避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設）において義務付けられているところです。

国土交通省では、これまで「避難確保計画作成の手引き」を作成しておりましたが、今般、避難確保計画のチェック方法や避難訓練の実施方法、タイムラインの作成方法等の内容が加えられ、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」として改定された旨、日本医師会を通じて情報提供がありました。

加えて、施設職員等の防災学習等に活用していただくための e ラーニング教材も作成されましたので、併せてご活用下さいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

救急災害医療担当理事者 田中英二
会長 島田昇二郎

令和4年4月15日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
長 島 公 之
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、市町村の地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設）において義務付けられているところです。国土交通省では、これまで「避難確保計画作成の手引き」を作成しておりましたが、今般、避難確保計画のチェック方法や避難訓練の実施方法、タイムラインの作成方法等の内容が加えられ、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」として改定されたとのことであり、厚生労働省からも都道府県等介護保険主管部局宛てに事務連絡として周知されたところです。本会においても当該事務連絡を入手いたしましたので、情報提供させていただきます。加えて、施設職員等の防災学習等に活用していただくためのeラーニング教材も作成されましたので併せてご活用下さいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について
(令和4年3月28日 事務連絡 厚生労働省老健局高齢者支援課)

事 務 連 絡

令和 4 年 3 月 28 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について

平素より、介護保険制度及び高齢者保健福祉行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

国土交通省水管理・国土保全局より、本日付けで「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について（通知）」が発出されたところです。

各都道府県・中核市・指定都市の介護保険主管部局におかれましても、改定後の「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」（令和4年3月改定）やeラーニング教材を活用し、介護保険施設等における避難確保計画の充実と避難の実効性確保の取組を促進していただくようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）に周知いただくようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省老健局高齢者支援課施設係

電 話：03-5253-1111（内 3927）

e-mail：kiban-seibi@mhlw.go.jp

国 水 環 防 第 2 9 号
国 水 砂 第 5 1 5 号
令 和 4 年 3 月 2 8 日

各都道府県 水防主管部長 殿
砂防主管部長 殿
津波主管部長 殿

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課長
国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課長
(公 印 省 略)

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・活用の手引きの改定等について（通知）

平素より国土交通行政にご高配賜りお礼申し上げます。

避難確保計画の作成や避難訓練の実施は、要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図るために重要であり、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）及び津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号。以下「津波法」という。）において、市町村の地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成等が義務付けられています。

令和 2 年には、水防法、土砂災害防止法、津波法に基づく避難確保計画作成の一助となるよう、洪水、内水、高潮、土砂災害、津波の災害別に分かれていた手引きを統合して、「避難確保計画作成の手引き」（令和 2 年 6 月 2 日付け国水環防第 8 号、国水地第 1 号）を改定し、管内市町村への周知や活用をお願いしたところです。

その後、令和 2 年 7 月豪雨において、避難確保計画を作成していたにもかかわらず高齢者施設で 14 名の方が犠牲になる痛ましい被害が発生しました。この被害を受けて、厚生労働省と共同で、有識者による「令和 2 年 7 月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」を設置し、避難の実効性を確保する方策についてとりまとめました。また、避難確保計画に関する市町村の助言・勧告制度等を加えた改正水防法や改正土砂災害防止法が令和 3 年 7 月に施行されました。

こうした状況を踏まえ、令和 3 年 12 月に、「令和 3 年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会（フォローアップ会議）」を設置し、「避難確保計画作成の手引き」の改定や施設職員向けの教材について検討を行い、避難確保計画作成に係る留意事項として、避難確保計画のチェック方法や避難訓練の実施方法、タイムラインの作成方法等の内容を加えて、同手引き

を「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（以下「本手引き」という。）」として令和４年３月に改定しました。また、施設職員等の防災学習等に活用していただくためのeラーニング教材（以下「本教材」という。）を作成しました。ついては、本手引きや本教材を活用し、施設管理者等が避難確保計画の充実と避難の実効性確保の取組を促進していただきますよう貴管内市町村に周知お願いいたします。

なお、「令和５年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて」（令和３年１２月２７日付け大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡）及び「防災・安全交付金の重点配分対象の見直しに係る質疑応答集」（令和４年３月２３日付け大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室事務連絡）において、令和５年度以降の防災安全交付金の重点配分における避難確保計画の取扱い等が示されておりますのでご留意ください。

【問い合わせ先】

○国土交通省水管理・国土保全局

河川環境課水防企画室

課長補佐 三村（内線 35439）

津波水防係長 太田（内線 35457）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1603

砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 松本（内線 36152）

地震対策係長 今野（内線 36154）

TEL：03-5253-8111（代表） FAX：03-5253-1610

要配慮者利用施設における
避難確保計画の作成・活用の手引き
(洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波)

令和 4 年 3 月

国土交通省 水管理・国土保全局

目次

用語の定義について.....	- 1 -
第 1 章 避難確保計画と本手引きについて.....	- 3 -
(1) まえがき.....	- 3 -
(2) 避難確保計画の基本構成.....	- 6 -
(3) 避難確保計画に関する留意点.....	- 8 -
第 2 章 基本的な事項.....	- 10 -
(1) 計画の目的.....	- 10 -
(2) 施設の概要.....	- 10 -
(3) 施設が有する災害リスク.....	- 10 -
第 3 章 防災体制に関する事項.....	- 18 -
(1) 防災体制の種類とその確立基準.....	- 18 -
(2) 事前休業の有無と実施基準.....	- 25 -
(3) 防災体制確立時の組織構成と役割分担.....	- 26 -
(4) 防災体制確立時の人員配置.....	- 27 -
(5) 情報収集と情報伝達.....	- 27 -
第 4 章 避難の誘導に関する事項.....	- 29 -
(1) 避難先の考え方.....	- 29 -
(2) 避難先.....	- 31 -
(3) 避難経路.....	- 32 -
(4) 避難方法.....	- 32 -
(5) 避難に要する時間と避難開始基準.....	- 33 -
(6) 緊急安全確保の方法.....	- 33 -
第 5 章 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項.....	- 35 -
(1) 避難に必要な設備とその確保.....	- 35 -
(2) 避難に必要な装備品や備蓄品とその確保.....	- 35 -
第 6 章 防災教育及び訓練の実施に関する事項.....	- 37 -
(1) 避難確保計画の周知.....	- 37 -
(2) 防災教育の実施.....	- 37 -
(3) 避難訓練の実施.....	- 37 -

(4) 避難訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し	- 38 -
(5) 市町村への避難訓練結果の報告	- 39 -
第 7 章 自衛水防組織の業務に関する事項.....	- 40 -
第 8 章 避難確保計画のチェックポイントと地方公共団体の体制	- 41 -
(1) 避難確保計画のチェックポイント	- 41 -
(2) 地方公共団体における各部局の連携体制の構築.....	- 51 -
第 9 章 避難訓練の実施ガイド.....	- 54 -
(1) 訓練実施にあたって.....	- 54 -
(2) 訓練の種類と概要	- 55 -
(3) 訓練計画の立案と訓練の実施	- 58 -
(4) 訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し	- 60 -
(5) 訓練結果の市町村への報告	- 60 -
第 10 章 タイムライン作成参考資料.....	- 62 -
(1) タイムライン作成の意義.....	- 62 -
(2) タイムライン作成にあたっての留意点.....	- 62 -
(3) タイムラインのひな型	- 63 -
(参考)タイムラインの記載手順.....	- 64 -
第 11 章 付属資料(避難確保計画の様式集)	- 65 -

用語の定義について

用語	意味
水害	洪水、雨水出水、高潮、津波により生じる被害をいう。
土砂災害防止法	「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の略称。
津波法	「津波防災地域づくりに関する法律」の略称。
要配慮者利用施設	社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する方々が利用する施設。
家屋倒壊等氾濫想定区域	家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域。
土砂災害警戒区域	土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域。
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域。
屋内安全確保	洪水及び高潮等において、住宅構造の高層化や浸水想定（浸水深、浸水継続時間等）等を考慮し、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等において上階への移動や高層階に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること。
立退き避難	災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、対象とする災害から安全な場所に移動すること。
施設管理者等	要配慮者利用施設等の所有者又は管理者をいう。
施設利用者	要配慮者利用施設の利用者をいう。
施設職員	要配慮者利用施設の職員をいう。
避難支援協力者	施設利用者の家族、避難支援の協力を得ることとしている外部協力者をいう。
総括指揮者	要配慮者利用施設等の所有者又は管理者など、水害または土砂災害が発生するおそれがあるときに全体を指揮する者をいう。
情報連絡班	水害または土砂災害が発生するおそれがあるときに、主に防災気象情報の収集や情報の伝達を担当する班をいう。
避難誘導班	水害または土砂災害が発生するおそれがあるときに、主に施設利用者の避難支援（避難誘導）を担当する班をいう。

用語	意味
装備品等準備班	水害または土砂災害が発生するおそれがあるときに、主に避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備する班をいう。

第1章 避難確保計画と本手引きについて

(1) まえがき

平成30年7月豪雨や同年の台風第21号、令和元年房総半島台風(台風第15号)、同年の東日本台風(台風第19号)、令和2年7月豪雨など、近年は毎年のように甚大な豪雨災害が発生しています。

令和3年も7月初旬や8月中旬の梅雨前線等による大雨により大きな被害が発生しており、今後も気候変動の影響による風水害のさらなる頻発化・激甚化が懸念され、風水害への事前の備えが重要です。

水防法や土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)、津波防災地域づくりに関する法律(以下、「津波法」という。)で、被災のおそれのある地域において、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設等の所有者又は管理者(以下、「施設管理者等」という。)に避難確保計画を作成し、避難訓練を実施することが義務付けられています。

国土交通省では、要配慮者利用施設における避難確保計画の作成の一助として、平成29年6月に「避難確保計画作成の手引き」や「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」を公表し、さらに令和2年6月には、洪水・内水・高潮、土砂災害、津波の災害別に分かれていた手引きを統合して、「避難確保計画作成の手引き」を改定しました。本手引きは、自然災害のうち人的被害が発生するような洪水、雨水出水、土砂災害、高潮及び津波に伴う避難を対象としています。なお、火山災害に伴う避難については内閣府の「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」を参照してください。

その後、令和2年7月豪雨では、避難確保計画を作成していたにもかかわらず高齢者施設で14名の方が犠牲になる痛ましい被害が発生しました。この被害を受けて、国土交通省と厚生労働省は共同で、有識者による「令和2年7月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」を設置し、避難の実効性を確保する方策についてとりまとめ、その後、避難確保計画に関する市町村の助言・勧告制度等を加えた改正水防法や改正土砂災害防止法が令和3年7月に施行されました。

こうした状況を踏まえ、令和3年12月には、「令和3年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)」を設置し、「避難確保計画作成の手引き」の改定について検討し、避難確保計画のチェック方法や避難訓練の実施方法、タイムラインの作成方法等の内容も加えた「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き(以下、「本手引き」という。)」として令和4年3月に改定しました。

要配慮者利用施設は本手引きを活用し、要配慮者利用施設でのより一層の避難の実効性確保に向け、避難確保計画の見直し、充実に努めていただくようお願いします。

なお、「非常災害対策計画」や「消防計画」、「学校の危機管理マニュアル」、地震等の災害に対処する具体的な計画を定めている場合には、既存の計画に避難確保計画に定める項目を加えることにより対応できます。

市町村に対して、地域防災計画に防災情報の伝達方法や避難先や避難経路等の事項を定め、これらの事項をハザードマップ等に記載し周知することが義務づけられています。市町村が公表しているハザードマップにより防災情報の伝達方法や避難先、避難経路等を

確認するとともに、不明な点がある場合には、避難確保計画の報告先である市町村にご確認をお願いします。

【避難確保計画の手引きの改定経緯】

平成 29 年 1 月 「避難確保計画作成の手引き(津波)」の公表

平成 29 年 6 月 「避難確保計画作成の手引き(洪水・内水・高潮)」の公表

平成 29 年 6 月 「避難確保計画作成の手引き(土砂災害)」の公表

令和 2 年 6 月 「避難確保計画作成の手引き」の公表 ※災害ごとの手引きを統合

令和 2 年 7 月 球磨川等の氾濫により熊本県球磨村の高齢者施設で人的被害が発生

令和 2 年 10 月～令和 3 年 3 月

「令和 2 年 7 月豪雨災害を踏まえた高齢者福祉施設の避難確保に関する検討会」

令和 3 年 7 月 改正水防法、改正土砂災害防止法の施行

(避難訓練報告の義務化、市町村による助言・勧告制度の創設)

令和 3 年 12 月～令和 4 年 2 月

「令和 3 年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)」

令和 4 年 3 月 「避難確保計画の作成・活用の手引き」の公表 ※全面改定

本手引きの改定にあたり設置した「令和 3 年度高齢者施設等の避難確保に関する検討会(フォローアップ会議)」の構成は、以下のとおりです。なお、本手引きの改定内容については、学校や病院を所管する文部科学省や厚生労働省医政局にも照会し編集しています。

<委員>(五十音順、敬称略)

井上 由起子 日本社会事業大学 専門職大学院 教授

いよぎ
五代儀 幸司 岡山県知的障害者福祉協会 会長

内田 太郎 筑波大学生命環境系 准教授

かぎや
鍵屋 一 跡見学園女子大学 観光コミュニティ学部 教授 【座長】

川口 淳 三重大学大学院 工学研究科 准教授

川崎 鉄男 全国身体障害者施設協議会 副会長

小林 健一郎 神戸大学 都市安全研究センター 准教授

阪本 真由美 兵庫県立大学大学院 減災復興政策研究科 教授

佐々木 重光 岩手県岩泉町 危機管理監

たねおか
種岡 養一 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 災害対策委員会委員長

林 孝標 長野県建設部 参事兼砂防課長

<行政委員>

矢崎 剛吉	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)
重永 将志	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難生活担当)
荒竹 宏之	消防庁国民保護・防災部防災課長
つまがり 津曲 共和	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

<事務局>

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課、砂防計画課
厚生労働省 老健局 高齢者支援課

(2) 避難確保計画の基本構成

避難確保計画は、大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者(以下、「施設利用者」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める計画です。

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の施設管理者等は、水防法や土砂災害防止法、津波法に基づき、避難確保計画を作成する必要があります。

避難確保計画に定める事項は、水防法施行規則や土砂災害防止法施行規則、津波防災地域づくり法施行規則に規定されており、その項目は、「防災体制に関する事項」、「避難の誘導に関する事項」、「避難の確保を図るための施設の整備に関する事項」、「防災教育及び訓練の実施に関する事項」、「自衛水防組織の業務に関する事項」となっています。このうち、自衛水防組織の業務に関する事項は、水防法において努力義務とされている自衛水防組織を設置した場合にのみ該当します。各項目の記載方法など詳細は、本手引き第2章～第7章において解説します。

避難確保計画は、消防法に基づいて各施設に作成が求められている「消防計画」や社会福祉施設に作成が求められている「非常災害対策計画」、学校に作成が求められている「危機管理マニュアル」の中に、避難確保計画に定める事項を加えることで、これらの計画と一体的に作成することができます。厚生労働省が実施した「高齢者施設における非常災害対策の在り方に関する研究事業」(実施主体:一般財団法人 日本総合研究所)でとりまとめられた「高齢者施設・事業所における避難の実効性を高めるために ―非常災害対策計画作成・見直しのための手引き―」や文部科学省の「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」にもこうした点が示されていますので、ご確認ください。

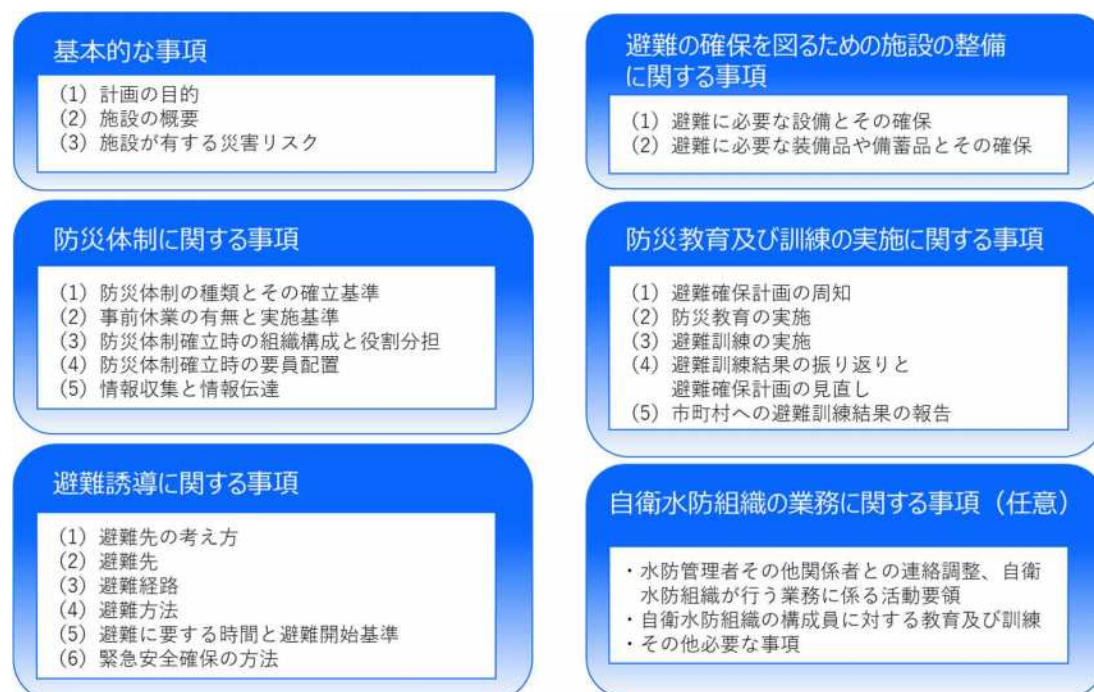


図 1 避難確保計画の具体的な構成の例

表 1 消防計画、非常災害対策計画、危機管理マニュアルの記載項目との比較

避難確保計画 (水防法、土砂災害防止法、津波法)	非常災害対策計画 (厚生労働省令又は厚労省令)
○基本的な事項 - 計画の目的 - 施設の概要 - 施設が有する災害リスク ○防災体制に関する事項 - 防災体制の種類とその確立基準 - 事前休業の有無と実施基準 - 防災体制確立時の組織構成と役割分担 - 防災体制確立時の要員配置 - 情報収集と情報伝達 ○避難の誘導に関する事項 - 避難先の考え方 - 避難先 - 避難経路図 - 避難方法 - 避難に要する時間と避難開始基準 - 緊急安全確保の方法 ○避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 - 避難に必要な設備とその確保 - 避難に必要な装備品や備蓄品とその確保 ○防災教育及び訓練の実施に関する事項 - 避難確保計画の周知 - 防災教育の実施 - 避難訓練の実施 - 避難訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し - 市町村への避難訓練結果の報告 ○自衛水防組織の業務に関する事項	○計画作成の目的 ○計画の適用範囲 ○施設・事業所の立地条件の把握と災害予測 ○施設・事業所の設備の理解、安全対策(通信手段の確保を含む) ○入所者(利用者)の避難方法に関する情報整理 ○避難場所、避難経路、移動手段 ○避難を開始するタイミング、判断の考え方 ○災害に関する情報収集、整理 ○災害時の人員体制、指揮系統の検討、整理 ○連絡体制の整備 ○関係機関(自治体、関係団体等)、地域住民等とのネットワークづくり ○備蓄品等の準備・確保 ○職員への防災教育、人材育成、避難訓練の実施

学校の危機管理マニュアル (学校保健安全法)	消防計画 (消防法)
○マニュアルの基本事項 危機管理マニュアルの目的と位置付け 危機管理の考え方 危機管理マニュアルの運用方法 ○事前の危機管理 現状及び危機管理の前提となるリスクの把握 危機の未然防止対策 危機発生に備えた対策 ○発生時(初動)の危機管理 傷病者発生時の対応 犯罪被害発生時の対応 交通事故発生時の対応 災害発生時の対応 その他の危機事象の発生時の対応 校外活動中・校内行事開催中における事故災害等発生時の対応 ○事後の危機管理 事後(発生直後)の対応 心のケア 調査・検証・報告・再発防止等	○自衛消防の組織に関すること ○防火対象物についての火災予防上の自主検査に関すること ○避難通路、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理及びその案内に関すること ○消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練の定期的な実施に関すること ○火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること ○防火管理についての消防機関との連絡に関すること

(3) 避難確保計画に関する留意点

避難確保計画を作成又は変更した場合は、同計画を市町村長に報告する必要があります。計画を作成又は変更した場合は、速やかに報告しましょう。

避難確保計画の内容を要配慮者利用施設の職員(以下、「施設職員」という。)等の関係者が十分に理解し、確実に施設利用者の避難を確保するためには、避難確保計画に定めた内容を施設職員や施設利用者、施設利用者の家族、避難支援の協力を得ることとしている外部協力者(以下、「避難支援協力者」という。)に周知しておくことが必要です。

また、避難の実効性を確保するためには、平時からの避難訓練の継続的な実施が必要です。避難訓練は、原則として年一回以上の頻度で実施しましょう。避難訓練の結果は、市町村に報告する必要があります。訓練を実施したら、概ね一ヶ月以内を目安に訓練結果を市町村に報告しましょう。

避難訓練によって明らかになった課題については、その解決に努めるとともに、必要に応じて避難確保計画の内容を見直すことが必要です。避難確保計画や避難訓練に関して市町村から必要な助言・勧告を受けることができますので、適切な助言等が得られるよう避難確保計画や訓練結果の報告の際には、本手引き第8章に掲載する「チェックリスト」を添付して市町村に報告しましょう。

施設職員や避難支援協力者が避難確保計画の内容をわかりやすく理解するためには、時系列に従って避難行動をとりまとめておく「タイムライン」を作成しておくことが有効です。本手引第10章にタイムラインの作成方法を掲載していますので参考にしてください。

施設利用者が、避難行動要支援者である場合、入所から在宅サービスに移行したときは、災害対策基本法に基づき市町村が「個別避難計画」の作成に努めることとされています。こ

のため、在宅サービスに移行した場合には、市町村の避難行動要支援者名簿の担当部局等に連絡するよう求められている場合がありますので、詳細は市町村にお尋ねください。



図 2 避難確保計画・訓練の市町村報告や助言勧告の概念図

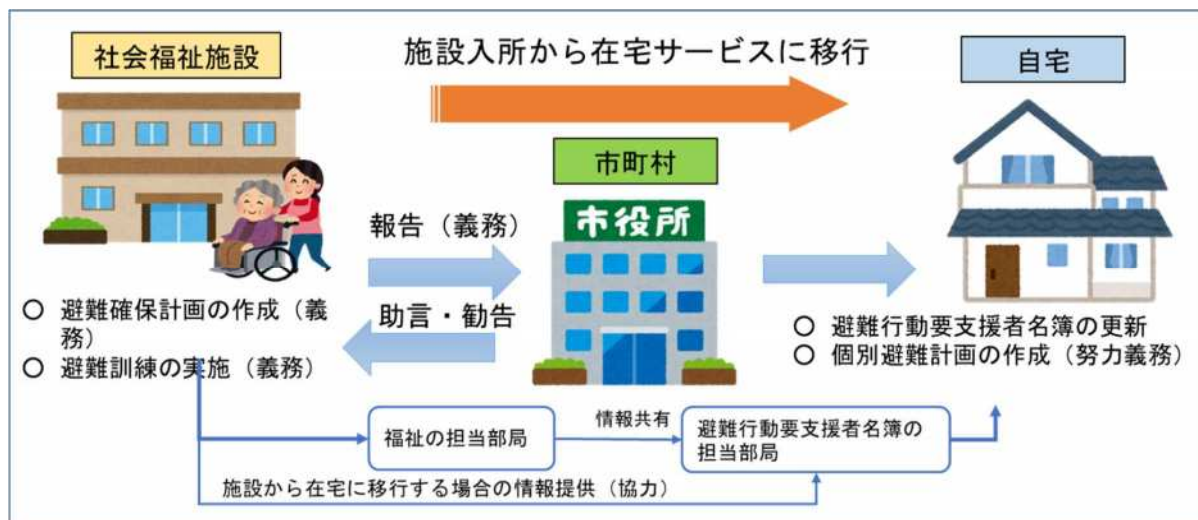


図 3 施設利用者が入所から在宅サービスに移行したときの情報連絡の概念図

第2章 基本的な事項

(1) 計画の目的

避難確保計画は、大雨による浸水や土砂災害が発生するおそれがあるとき、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める計画です。本項には、こうした計画の目的を記載しましょう。あわせて、避難確保計画の位置づけを明らかにするため、水防法(洪水、雨水出水、高潮)、津波法(津波)、土砂災害防止法(土砂災害)のうち、どの法令に基づく計画なのかを明記しましょう。

表 2 災害種別と関係法令

災害種別	法令
洪水、雨水出水、高潮	水防法
津波	津波法
土砂災害	土砂災害防止法

(2) 施設の概要

避難確保計画を作成する際は、施設の特性や施設利用者の人数を明らかにしておく必要があります。本項には、通所や入所等の利用形態、建物の階数、施設利用者の人数を記載しましょう。

水害や土砂災害は、昼間・夜間、平日・休日に関わらず発生することから、通所や入所等の利用形態別の施設利用者の人数は、昼間・夜間、平日・休日に分けて記載しましょう。

(3) 施設が有する災害リスク

避難確保計画を作成する上で重要なことは、施設が有する自然災害のリスクを適切に把握することです。本項には、施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。洪水や土砂災害など複数の種別の災害リスクが想定される場合には、それぞれの災害リスクについて整理した上で記載する必要があります。

洪水や雨水出水、高潮による浸水が想定されている場合は、施設が所在する場所における「想定される最大浸水深」や「想定される浸水継続時間」を記載しましょう。洪水の場合は、河岸侵食や氾濫流により建物が倒壊するおそれがある「家屋倒壊等氾濫想定区域」に該当するか否かも記載しましょう。

津波が想定されている場合は、「基準水位」(未算出の場合は参考として「想定される最大浸水深」)、「津波到達時間」を記載しましょう。

土砂災害が想定されている場合は、「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」のどちらに該当するかを記載しましょう。

これらの災害リスク情報は、市町村が公表している「ハザードマップ」や国土交通省又は都道府県が公表している「洪水浸水想定区域図」、「雨水出水浸水想定区域図」、「高潮浸水想定区域図」、「津波浸水想定」、「津波災害警戒区域図」、「土砂災害警戒区域図」により確認することができます。それぞれの災害リスク情報の見方については、以下において解説します。

表 3 災害の種別・特徴等と提供されている災害リスク情報

災害の種別 (発生要因)	特徴等		国や都道府県が提供している災害リスク情報
洪水 (大雨)	台風や前線によって大雨が降った場合、その水は川に集まり、川を流れる水の量が急激に増大します。このような現象を洪水といいます。一般には川から水があふれ、氾濫(はんらん)することを洪水と呼びます。		洪水浸水想定区域図 ・想定される最大浸水深 ・想定される浸水継続時間 ・家屋倒壊等氾濫想定区域
雨水出水 (大雨)	短時間の強雨などが原因で下水道やポンプによる排水が追いつかず、用水路や下水道が氾濫して、住宅や道路が水につかる災害を雨水出水といいます。		雨水出水浸水想定区域図 ・想定される最大浸水深 ・想定される浸水継続時間
高潮 (台風、低気圧)	高潮は、台風や発達した低気圧などに伴い、気圧が下がり海面が吸い上げられ、強風により海水が海岸に吹き寄せられることで、海面が異常に上昇する現象です。海水が海岸堤防等を越えると一気に浸水します。		高潮浸水想定区域図 ・想定される最大浸水深 ・想定される浸水継続時間
津波 (地震等)	大規模な地震等により震源に近い海底に地殻変動が発生し、それによって生じる海水面の盛り上がりや落ち込みにより巨大な波が発生する現象です。沿岸部に壊滅的な被害をもたらすほか、津波が遡上することで内陸部でも被害を生じる場合があります。		津波浸水想定図・津波災害警戒区域図 ・想定される最大浸水深や基準水位 ・想定される津波到達時間
土砂災害 (大雨)	がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)、土石流、地すべり等を発生原因として国民の生命又は身体に被害を及ぼすことがあります。		土砂災害警戒区域図 土砂災害特別警戒区域図
	がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)	傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象	
	土石流	山腹が崩壊して生じた土石等または溪流の土石等が一体となって流下する自然現象	
	地すべり(地滑り)	土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象	

<想定される最大浸水深(洪水、雨水出水、高潮、津波)>

想定される最大浸水深は、想定最大規模の降雨が発生し浸水した場合の地面から水面までの最大の深さを示しています。ハザードマップや浸水想定区域図には、想定される浸水区域内の浸水深が深さごとに色分けして示されています。浸水深が 0.5mを上回ると床上浸水相当、3mを上回ると二階の床上浸水相当になります。

施設が所在する場所の浸水深を確認し、立退き避難が必要であるか、屋内安全確保により安全が確保できるかなど、基本的な避難行動について判断しましょう。なお、浸水深にかかわらず、「家屋倒壊等氾濫想定区域」に該当している場合や津波の場合は、建物が倒壊するおそれがあるため、原則として、立退き避難を選択する必要があります。



図 4 想定される最大浸水深を示した洪水ハザードマップの例
(出典：東京都大田区ハザードマップ)

<想定される浸水継続時間(洪水、雨水出水、高潮)>

想定される浸水継続時間は、浸水深が 0.5m(床上浸水相当)に達してから、その浸水深を下回るまでの時間を示しています。浸水想定区域図には、想定される浸水区域内の浸水継続時間が時間ごとに色分けして示されています。

浸水継続時間が長くなると、水や食糧、薬等の確保が困難になるおそれがあります。また、電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない時間が長くなるおそれもあります。こうした支障が生じることを想定した上で、立退き避難が必要であるか、屋内安全確保により安全が確保できるかなど、基本的な避難行動について判断しましょう。

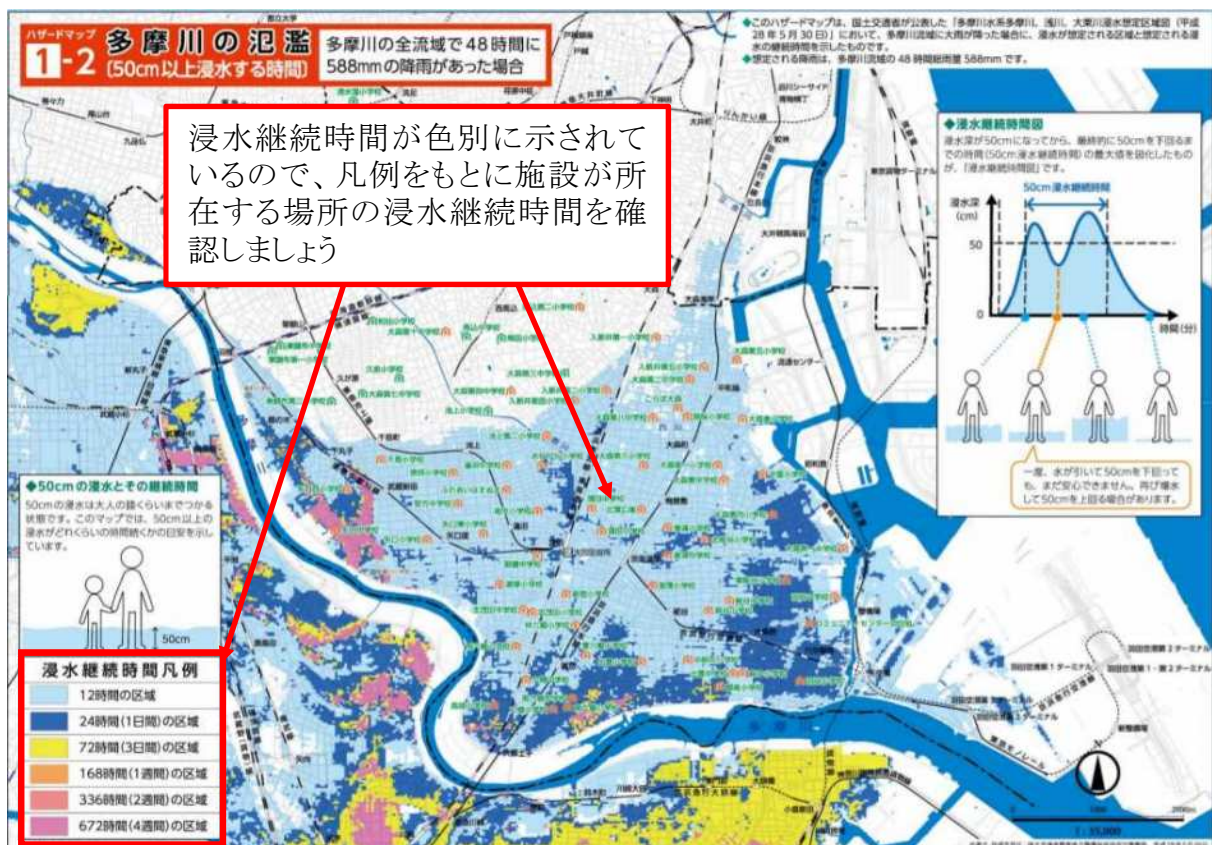


図 5 想定される浸水継続時間を示した洪水ハザードマップの例
(出典：東京都大田区ハザードマップ)

＜家屋倒壊等氾濫想定区域(洪水)＞

比較的大きな河川の洪水浸水想定区域図には、「家屋倒壊等氾濫想定区域」が示されています。この区域に該当する場合は、氾濫流や河岸侵食によって建物が倒壊するおそれがあります。

施設が所在する場所が「家屋倒壊等氾濫想定区域」に含まれている場合は、原則として、浸水深にかかわらず、立退き避難を選択する必要があります。

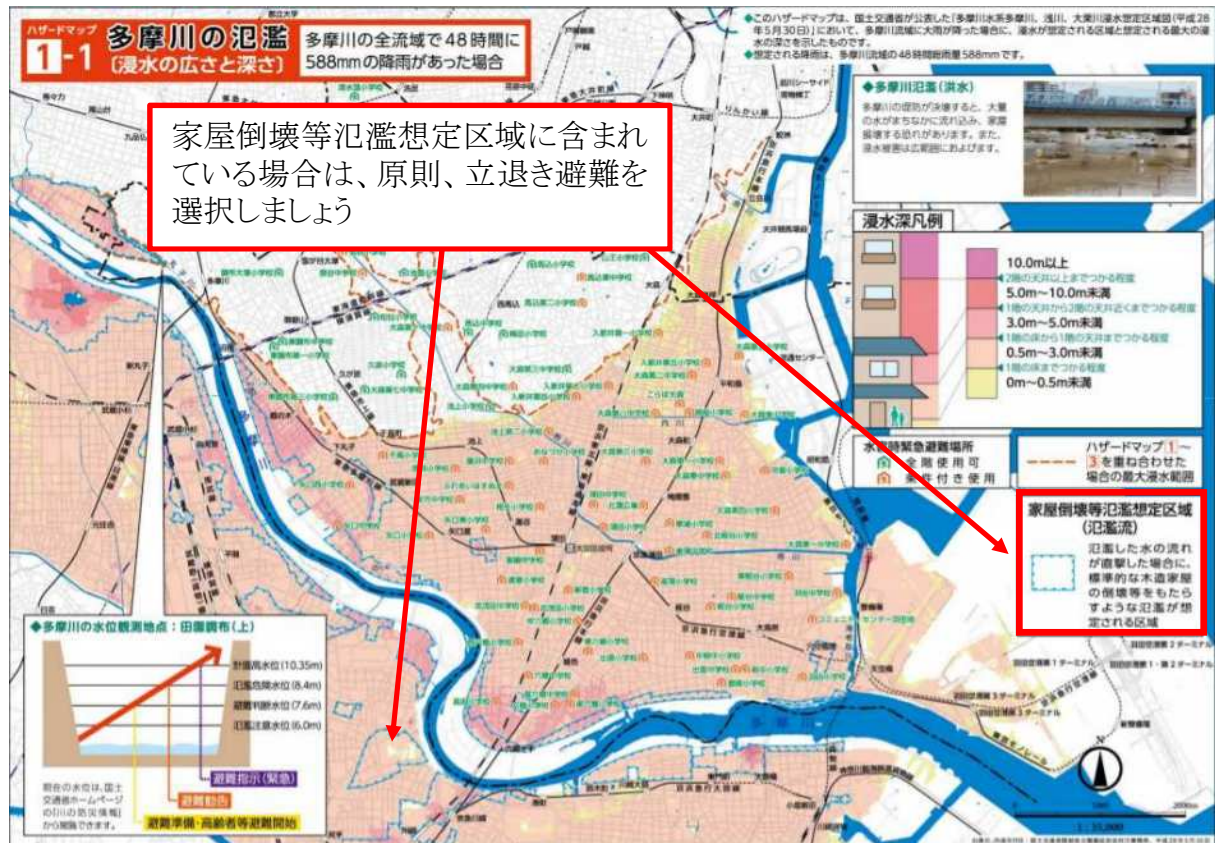


図 6 家屋倒壊等氾濫想定区域を示した洪水ハザードマップの例
(出典：東京都大田区ハザードマップ)



河岸侵食による家屋の倒壊(花月川)



堤防決壊による家屋の流失(鬼怒川)

写真 1 河岸侵食や氾濫流による家屋倒壊の例

<想定される津波到達時間(津波)>

想定される津波到達時間は、地震が発生してから津波が到達するまでの時間を示しています。ハザードマップには、津波到達時間が時間ごとに色分けして示されています。

津波の場合は、地震発生後短時間で来襲し災害をもたらす場合もあるため、可能な限り高い場所へ立退き避難する必要があります。

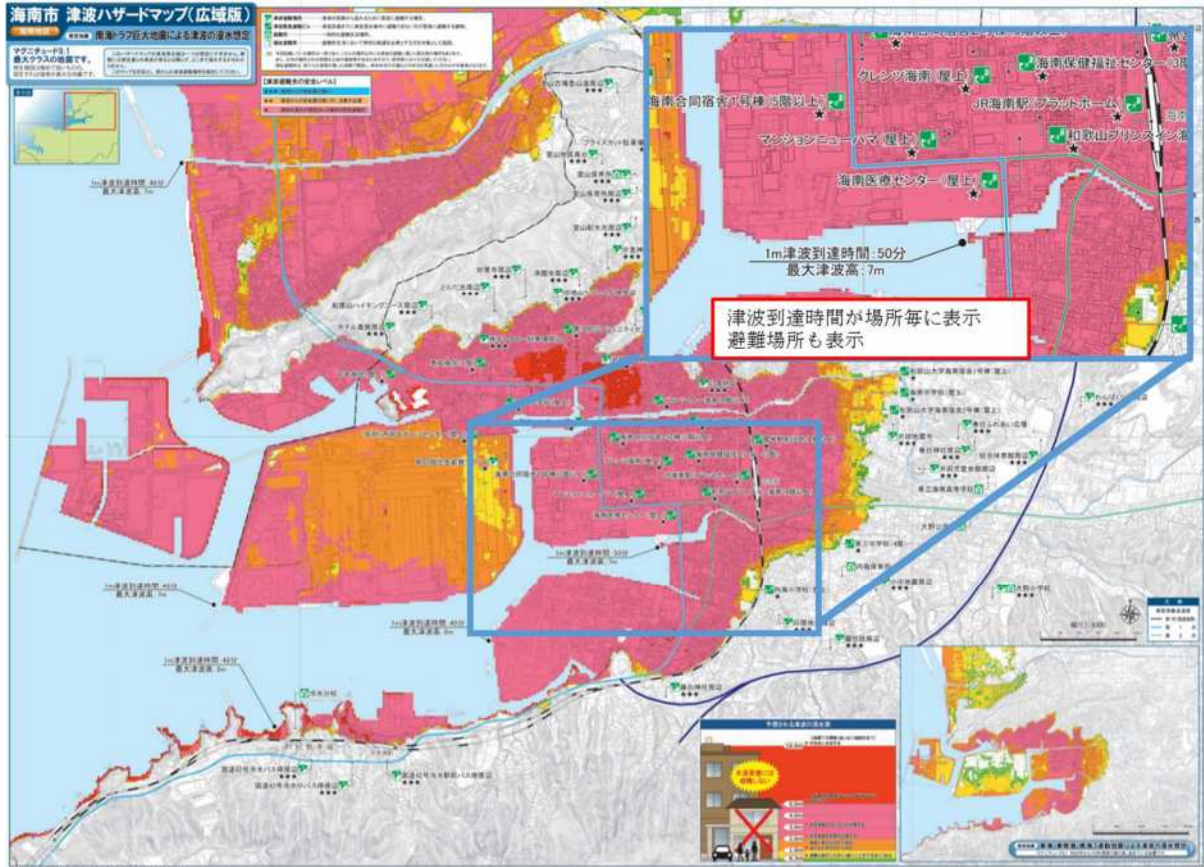


図 7 想定される津波到達時間を示した津波ハザードマップの例
(出典：和歌山県海南市ハザードマップ)

＜土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域（土砂災害）＞

土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生した場合に居住者等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域です。玄関やガラス窓等が斜面や溪流に面している場合は、強度の弱い開口部から、土砂が流入してくるおそれがあり、生命又は身体に危害が生じるおそれがあります。そのため、早めに土砂災害警戒区域の外へ立退き避難する必要があります。

土砂災害特別警戒区域は、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ居住者等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、一定の開発行為の制限や建築物の構造の規制をすべき区域です。

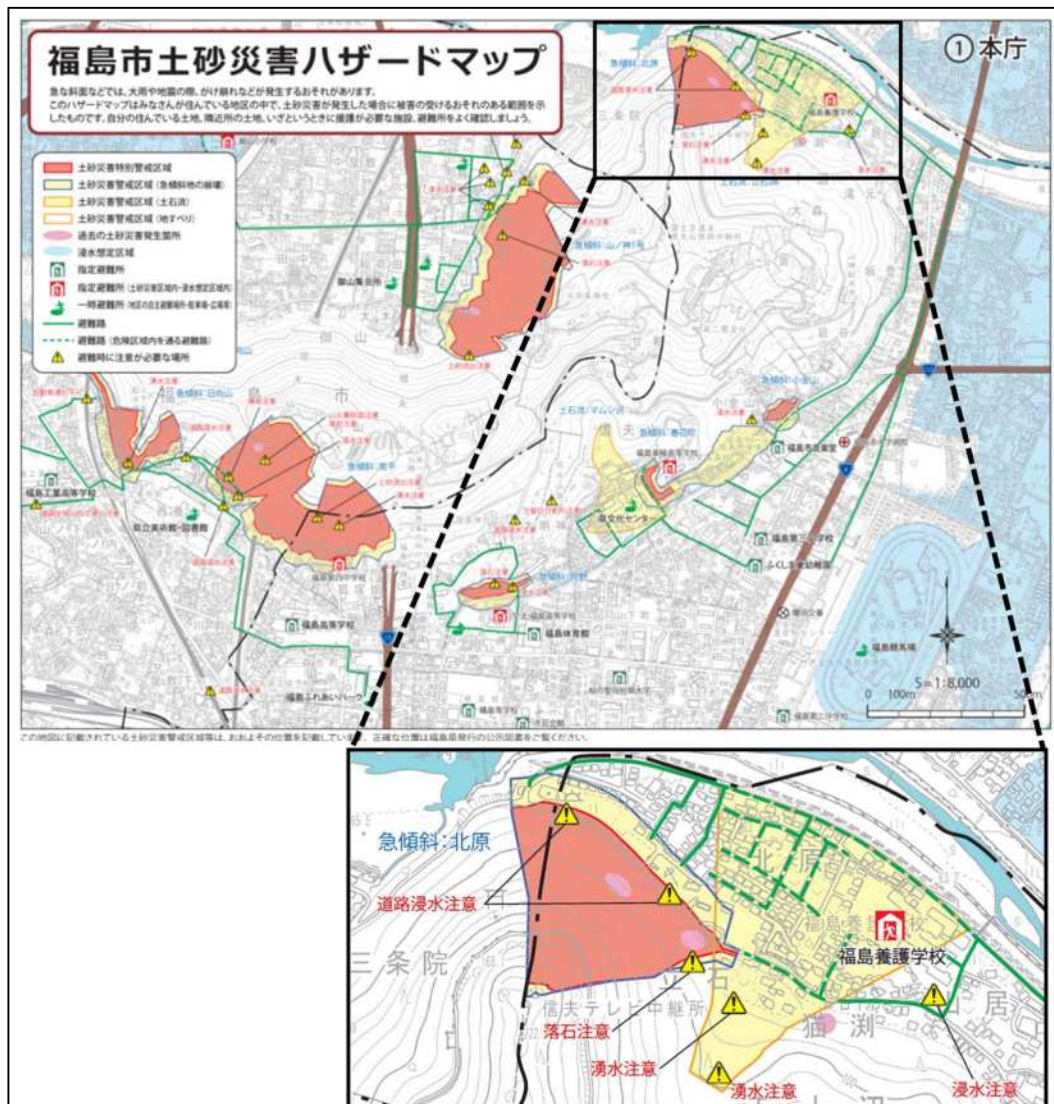


図 8 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域を示したハザードマップの例
(出典：福島県福島市ハザードマップ)



写真 2 土砂災害による建物被害の例（大分県日田市令和 2 年 7 月）

第3章 防災体制に関する事項

(1) 防災体制の種類とその確立基準

台風の接近や大雨による水害または土砂災害が発生するおそれがあるとき、防災気象情報や避難情報をもとに、施設の防災体制を確立する必要があります。

本項には、防災気象情報や避難情報等に基づいて、段階的にどのような体制を確立するのかを記載しましょう。以下に、防災体制の確立の考え方の例を示しますので参考にしてください。

<災害への心構えを高める段階>

【警戒レベル 1 の避難情報等と居住者等がとるべき行動】

【警戒レベル 1】 早期注意情報 (気象庁が発表)	●発表される状況: 今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動: 災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。
---------------------------------	---

出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）

台風の接近や大雨の予想により警報級の現象が 5 日先までに予想されているときには、気象庁から「早期注意情報（警報級の可能性）」として、「高」「中」の 2 段階の情報が発表されます。

この段階では、防災気象情報等の最新情報に注意するとともに、ハザードマップ等により施設が有する災害リスクの再確認や職員の参集体制の確認、避難支援協力者への連絡体制の確認、避難先の確認、避難経路の確認、避難開始タイミングの確認等を行うことが考えられます。また、避難時に使用する設備や装備品の点検、備蓄品の補充等を早めに進めておく必要があります。

早期注意情報
🔍 検索

※気象庁ホームページ

翌日早朝にかけて警報級の可能性[中]となるケース

種別	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	明け方まで 18~6	朝~夜遅く 6~24				
大雨	[中]	—	—	—	—	—
大雪	—	—	—	—	—	—
暴風(暴風雪)	—	—	—	—	—	—
波浪	—	—	—	—	—	—

次の日に警報級の可能性[高]となるケース

種別	1日	2日	3日	4日	5日	6日
	明け方まで 18~6	朝~夜遅く 6~24				
大雨	—	[高]	—	—	—	—
大雪	—	—	—	—	—	—
暴風(暴風雪)	—	[高]	—	—	—	—
波浪	—	[高]	—	—	—	—

➔

[高]のときは、気象警報等で
詳細な時間帯などを確認する。

気象
警報等

○○県
気象情報

今夜、大雨警報が
発表されるかもしれない。
参集する職員に
声をかけておこう。



明日、警報が発表される
可能性が高い。
高齢者等避難を発令する
事態となるかもしれない。
手順を確認しておこう。





・早期注意情報 (警報級の可能性)	警報級の現象が 5 日先までに予想されているときには、その可能性を「早期注意情報(警報級の可能性)」として[高]、[中]の 2 段階で発表しています。警報級の現象は、ひとたび発生すると命に危険が及ぶなど社会的影響が大きいため、可能性が高いことを表す[高]だけでなく、可能性が高くはないが一定程度認められることを表す[中]も発表しています。
----------------------	---

図 9 気象庁が発表する警戒レベル 1 の情報（早期注意情報）

＜注意体制＞

【警戒レベル 2 の避難情報等と居住者等がとるべき行動】

【警戒レベル 2】 大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁が発表)	●発表される状況:気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動:自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
--------------------------------------	--

出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）

気象状況が悪化してくると、気象庁や国土交通省、都道府県から、大雨注意報、洪水注意報、氾濫注意情報、高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）、危険度分布(キキクル)「黄色」が発表されます。

この段階では、施設職員や避難支援協力者へ連絡し、必要な要員を召集する必要があります。また、市町村から「警戒レベル 3 高齢者等避難」が発令された際にすぐに避難ができるように準備する必要があります。

具体的には、避難先の受け入れ体制の確認や避難に必要な車両の手配、避難時に使用する装備品の準備、避難先への持ち出し品の準備等が考えられます。また、避難経路において土砂崩壊や浸水等による通行止めが無いかの確認も必要です。

施設利用者の避難完了に多くの時間を要する場合には、市町村からの「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令を待つことなく、この段階で避難を開始することも必要です。また、夜間に避難することが想定される場合にも、日没までに避難が完了するよう、早めの避難行動が必要です。

表 4 気象庁等が発表する警戒レベル 2、警戒レベル 2 相当の情報

災害別の情報		内容
洪水	・洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
	・氾濫注意情報	氾濫注意水位(レベル 2 水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。
	・危険度分布:黄 (氾濫注意水位超過)	洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で黄色(注意報級)の危険度が示された場合は、警戒レベル 2 に相当します。また、今後の洪水警報の発表や周囲の状況、雨の降り方に注意してください。
雨水出水	・大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
土砂災害	・危険度分布:黄 (注意)	土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で黄色(注意報級)の危険度が示された場合は、避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 に相当します。
高潮	・高潮注意報(警報に切り替える可能性に言及されていないもの)	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。 ※警報に切り替える可能性については、市町村ごとの警報・注意報のページで確認できます。

＜警戒体制＞

【警戒レベル 3 の避難情報等と居住者等がとるべき行動】

【警戒レベル 3】 高齢者等避難 (市町村長が発令)	●発令される状況: 災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動: 危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等[※]は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者 の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
---	--

出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）

災害が発生するおそれがある場合には、気象庁や国土交通省、都道府県から、大雨警報、大雨警報（土砂災害）、氾濫警戒情報、洪水警報、高潮注意報（高潮警報に切り替える可能性に言及する注意報）、危険度分布（キキクル）「赤色」の防災気象情報が発表されます。

こうした防災気象情報を参考にして、市町村からは「警戒レベル 3 高齢者等避難」の避難情報が発令されます。

この段階では、施設利用者の避難を開始することが必要です。

表 5 市町村や気象庁等が発表する警戒レベル 3、警戒レベル 3 相当の情報の種別と内容

種別	内容	
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある状況において、市町村長が、避難に時間を要する又は独力で避難できない高齢者等の要配慮者が安全に避難できるタイミング等の早めの避難を促すために発令する情報です。	
洪水	・氾濫警戒情報	一定時間後に氾濫危険水位(レベル 4 水位)に到達が見込まれる場合、あるいは避難判断水位(レベル 3 水位)に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。
	・洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
雨水出水	・大雨警報(浸水害)	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表されます。
土砂災害	・大雨警報(土砂災害)	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表されます。
高潮	・高潮注意報(警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの)	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。

<非常体制>

【警戒レベル 4 の避難情報等と居住者等がとるべき行動】

【警戒レベル 4】 避難指示 (市町村長が発令)	●発令される状況: 災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動: 危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
--------------------------------	---

出典：内閣府（防災担当） 避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）

災害が発生するおそれが高くなると、気象庁や国土交通省、都道府県から、氾濫危険情報、土砂災害警戒情報、高潮特別警報・高潮警報、危険度分布(キキクル)「薄い紫」「濃い紫」の防災気象情報が発表されます。

こうした防災気象情報を参考にして、市町村からは「警戒レベル 4 避難指示」の避難情報が発令されます。

この段階では、施設利用者は、危険な場所から全員避難を完了しておく必要があります。

表 6 市町村や気象庁等が発表する警戒レベル 4、警戒レベル 4 相当の情報種別と内容

種別	内容	
避難指示	災害が発生するおそれが高い状況において、市町村長が、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し発令する情報です。この情報が発令された際には、居住者等は危険な場所から全員避難(立退き避難・屋内安全確保)する必要があります。	
洪水	・氾濫危険情報	氾濫危険水位(レベル 4 水位)に到達した場合に発表される情報です。
雨水出水	・内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	情報伝達・避難に要するリードタイムとその間の下水道管の水位の上昇によって設定される下水道管の水位が特別警戒水位に達すると発表されます。
土砂災害	・土砂災害警戒情報	大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表されます。
高潮	・高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。
	・高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表されます。

(2) 事前休業の有無と実施基準

通所型や通院型等の施設の場合は、避難情報や防災気象情報等を参考にして事前休業の措置をとることが、施設利用者の安全確保につながります。本項には、事前休業の有無と事前休業する際の実施基準を記載しましょう。通所型の施設の場合は、事前休業を選択することが、施設利用者が施設内で被災するリスクがなくなることから、事前休業の実施基準を満たした場合は、躊躇することなく事前休業の実施を判断することが重要です。

一方で、通所により施設を利用している施設利用者の自宅が浸水のおそれがある場合は、自宅で被災する可能性があります。また、自宅から施設に避難しようとすることも考えられます。事前休業する場合には、個別避難計画の作成主体である市町村や避難支援協力者に連絡して、施設利用者の安全を確保するよう努める必要があります。

事前休業の実施基準は、台風情報や大雨情報を参考にするほか、公共交通機関の計画運休等の情報を参考にすることが考えられます。

表 7 事前休業の実施基準の例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 早期注意情報(警報級の可能性)の「中」または「高」が発表されている場合○ 大型台風の襲来が予想される場合○ 公共交通機関の運休が予定されている場合 |
|---|

(3) 防災体制確立時の組織構成と役割分担

限られた時間に迅速かつ確実に施設利用者の避難を確保するためには、施設の体制を機能的に組織し、施設職員の役割分担を適切に定めておく必要があります。本項には、防災体制を確立した際の組織構成(班編成)と役割分担を記載しましょう。

具体的には、全体を指揮する「統括指揮者」を定め、防災気象情報の収集や情報の伝達を担当する「情報連絡班」や施設利用者の避難支援(避難誘導)を担当する「避難誘導班」、避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備する「装備品等準備班」等を編成することが考えられます。なお、組織構成や役割分担については、防災体制のレベルによって異なる場合があるため、それぞれの段階ごとに記載しておく必要があります。

表 8 防災体制確立時の組織構成と役割分担の例

レベル	統括指揮者	情報連絡班	避難誘導班	装備品等準備班
災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・気象情報等収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)	・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)
注意体制	・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・(避難開始判断)	・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・施設職員や避難支援協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 ・移動用車両の手配
警戒体制	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始	・要配慮者等の装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等を運搬
非常体制	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断)	・市町村等への連絡	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)	・避難先での持ち出し品等の管理

(4) 防災体制確立時の人員配置

災害が発生する前に迅速かつ確実に避難を完了させるためには、それぞれの役割ごとに適切な人員と責任者を配置する必要があります。本項には、役割ごとの配置人数や責任者(リーダー)を記載しましょう。

具体的には、全体を指揮する「統括指揮者」に加えて、各役割を担うグループや班ごとに、適切な人員を配置し、そのリーダーも配置しましょう。人員は、防災体制のレベルによって異なる場合があるため、それぞれの段階ごとの人員を記載しましょう。

また、夜間や休日など、勤務している施設職員の人数が少ない場合は、迅速に参集が可能な施設職員等を緊急参集者として定めておく必要があります。

なお、施設職員だけでは施設利用者の避難支援要員を確保することが容易ではない施設も想定されることから、地域住民や施設利用者の家族、地元企業等の外部の避難支援協力者の支援体制を確保することが重要です。本項には、外部の避難支援協力者の人員や召集のタイミング等も記載しましょう。

施設職員を参集させる場合や外部の避難支援協力者を召集する場合は、施設職員や外部の避難支援協力者の身の安全を確保することが重要であるため、安全が確保できる早い段階で参集や召集を行うことが必要です。

(5) 情報収集と情報伝達

情報収集や情報伝達は、初動体制を確保するために必要なものであり、収集する情報の内容やその入手方法、伝達する情報の内容と伝達先等をあらかじめ決めておきましょう。本項には、防災体制のレベルごとに、時系列的に、どのような手段でどのような情報を収集するのか、また、どのタイミングで誰に何を伝達するのかを整理して記載しましょう。

収集する情報としては、防災気象情報や避難情報に加えて、指定緊急避難場所や指定(福祉)避難所の開設状況や道路の通行止め情報等が考えられます。

入手方法としては、テレビやラジオ、行政機関のウェブサイト、市町村のメール通知サービス、Twitter 等の SNS 等による方法が考えられます。情報の収集にあたっては、発信元の信頼性についても留意が必要です。停電時には、テレビによる情報収集ができない可能性があります。その際、ラジオや携帯端末により情報収集することになるため、乾電池やバッテリー等の備蓄も考えておきましょう。

行政機関やマスコミ等から提供される情報に加えて、施設周辺の河川や水路、道路、斜面の状態等を直接目視で確認することも有効です。ただし、危険な場所には近づかないようにしましょう。

情報伝達先については、施設職員や避難支援協力者、市町村担当者、施設利用者の家族への連絡が考えられます。どのタイミングでどのような内容を伝えるのかを具体的に決めておきましょう。

表 9 収集すべき主な情報とそのタイミング、入手先

収集すべき情報(発表者ごとの情報)	入手先
【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性) ・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布)	・テレビ、ラジオ ・気象庁ウェブサイト、川の防災情報のウェブサイト、都道府県のウェブサイト ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
【防災気象情報(河川管理者・気象庁共同)】 ※河川管理者:国(国土交通省)、都道府県 ・洪水予報 氾濫注意情報 氾濫警戒情報、氾濫危険情報 氾濫発生情報	
【防災気象情報(都道府県・気象庁共同)】 ・土砂災害警戒情報	
【防災気象情報(下水道管理者)】 ※下水道管理者:都道府県、市町村 ・内水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	・テレビ、ラジオ ・都道府県・市町村のウェブサイト ・市町村のメール通知サービス 等
【津波情報(気象庁)】 ・津波注意報、津波警報、大津波警報	・テレビ、ラジオ ・気象庁ウェブサイト ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル 3 高齢者等避難 ・警戒レベル 4 避難指示 ・警戒レベル 5 緊急安全確保	・テレビ、ラジオ ・市町村のウェブサイト ・市町村のメール通知サービス ・緊急速報メール 等
【避難先の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 指定(福祉)避難所の開設状況	・テレビ、ラジオ ・市町村のウェブサイト ・市町村へ電話問い合わせ 等
道路の通行止め情報	・日本道路交通情報センターのウェブサイト 等

第4章 避難の誘導に関する事項

(1) 避難先の考え方

施設利用者の安全を確保する上で、避難先の選択は極めて重要です。「立退き避難」を選択せず「屋内安全確保」を選択する場合には、その適切性について確認が必要です。本項には、「立退き避難」と「屋内安全確保」のどちらを選択するのかを、理由を含めて記載しましょう。

立退き避難は、浸水想定区域等の災害リスクにある区域等に所在する施設を離れ、浸水想定区域外の避難先に避難することであり、避難行動の基本です。

一方、浸水想定区域等の災害リスクのある区域等に所在する施設であっても、浸水深より高い階に移動することによって、施設利用者の安全を確保することが可能な場合があります。こうした施設において、施設内に留まって避難するのが「屋内安全確保」です。

なお、施設自体は災害リスクのある区域等にあり浸水するおそれがあるため、想定浸水深や浸水継続時間、建物の構造や階数等(図 10 参照)を平時から確認し、屋内安全確保の可否を判断してください。

ただし、津波や土砂災害については、家屋等の建物の破壊や人的被害の発生など甚大な被害を引き起こすことも多く、加えて、地形そのものが変化する場合があるため、立退き避難を選択するのが基本です。

自然災害の種類を知りましょう			
災害種類	洪水		雨水出水
想定区域	家屋倒壊等氾濫想定区域 	浸水のおそれがある区域 	浸水のおそれがある区域 
災害種類	土砂災害	津波	高潮
想定区域	土砂災害(特別)警戒区域 	浸水のおそれがある区域 	浸水のおそれがある区域 
	 このオレンジ色の災害は、 家屋倒壊・流失(家ごと流される)の危険があります！		

 **ハザードマップで施設の危険性を確認しましょう**

1 施設が下記の区域に該当する ☐ はい ☐ いいえ

家屋倒壊等氾濫想定区域 土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域 津波による
浸水のおそれがある区域

2 施設の浸水深より高い所に避難スペースがある ☐ はい ☐ いいえ

3階 水に浸かる 2階まで、
3階以上 水に浸かる
2階 水に浸かる
1階 水に浸かる
床下 水に浸かる

5.0m
3.0m
1.0m
0.5m

2階が浸水するおそれ
1階が浸水するおそれ
床下が浸水するおそれ

3 浸水継続時間
避難スペースにて
電気や通信、
水道、トイレ等が
使用可能である ☐ はい ☐ いいえ

**施設外の避難先に
立退き避難**

- 系列の施設や
同種・類似の施設

- 市町村が指定する
指定(福祉)避難所、
指定緊急避難場所

- 近隣の安全な場所
■ 宿泊施設


**施設内の高い所に
屋内安全確保**

図 10 避難先選定の考え方

表 10 屋内安全確保を選択する場合の留意点

災害種別	留意点
洪水、雨水出水、高潮	①家屋倒壊等氾濫想定区域(※)に存していないこと ※家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域
	②浸水しない居室があること
	③一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること ※支障の例：水、食糧、薬等の確保が困難になるおそれ 電気、ガス、水道、トイレ等の使用ができなくなるおそれ

(2) 避難先

避難の実効性を確保するためには、災害の種別に対応した避難先を具体的に定めておく必要があります。本項には、災害の種別に応じた避難先を具体的に記載しましょう。屋内安全確保を選択した場合には、施設内の具体的な避難先を記載しましょう。施設利用者の人数が多い場合は、一カ所の避難先に全員が避難できない場合もあるため、複数の避難先に分散して避難することも必要です。さらに、不測の事態の発生も想定して、避難先は複数の場所を選定し、優先順位を決めておきましょう。

避難先は、災害の種別によって異なる場合があります。洪水と土砂災害は降雨を起因としているため避難先は同一の場所になることも想定されますが、高潮は暴風、津波は地震を起因としており、避難先が変わる場合もあるので留意が必要です。また、避難確保計画と非常災害対策計画を一体的に作成する場合は、非常災害対策計画が地震や火災等も対象としていることから、それぞれの災害の種別に応じた避難先を適切に選定する必要があります。

立退き避難を選択した場合の避難先としては、系列の施設や他の同種類似施設、市町村が指定する指定(福祉)避難所、指定緊急避難場所等が考えられます。関係機関や関係事業所と事前に調整を図るとともに、ハザードマップ等を活用して、安全が確保できる避難先であるか確認しましょう。避難先の確保にあたっては、市町村による仲介等による事業者間での調整が必要な場合もありますが、施設管理者が自助努力により確保することが基本となります。

また、立退き避難の際には、施設利用者の避難先での支援に必要な持ち出し品が必要になることが想定され、こうした持ち出し品については、「第5章(2)避難に必要な装備品や備蓄品の確保」に従って定めておく必要があります。

立退き避難先の選定にあたっては、例えば、土砂災害の発生が起きる前に避難先に移動する時間が確保できるかを確認する必要があります。市町村が発令する「警戒レベル3 高齢者等避難」や気象庁が発表する「大雨警報(土砂災害)」、都道府県と気象庁が共同で発表する「土砂災害警戒情報」に加え、場合によっては、気象庁が提供している「土砂キキクル(危険度分布)」や都道府県の砂防部局が提供している土砂災害警戒情報の補足情報も判断材料として、災害発生前に避難することが可能な避難先を選定しなければなりません。

指定(福祉)避難所や指定緊急避難場所については、開設されるタイミングを市町村に確認する必要があります。早めに避難を開始しても、これらの避難場所が開設していない場合もありますので留意が必要です。

また、指定緊急避難場所では、例えば、介護が必要な施設利用者等に対して適切な支援が提供できないおそれがあります。このため、避難先の選定にあたっては、電源の有無や温熱環境など、施設利用者の特性に応じて適切に体調管理を継続できる環境が確保されているかについて、現地を含めて事前に確認しておく必要があります。なお、障害者や認知症等を含む高齢者の避難については、立退き避難先での環境変化への対応やコミュニケーションの確保が難しい場合もあるため、障害等の特性に応じた避難先の選定や平時からの訓練等による対応が必要な場合があります。

事態が切迫し、指定緊急避難場所などへの立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと判断される場合には、近隣の安全な場所(指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等)への避難することも考えられます。

屋内安全確保を選択した場合には、施設利用者や施設職員が収容できる広さが確保されていること等を確認しておく必要があります。高齢者施設等の避難先の広さについては、施設利用者の状態(立位、座位、臥位等)や施設職員による介助に必要な広さを考慮しておく必要があります。「福祉避難所の確保・運営ガイドライン(令和3年5月改定):内閣府」によると、「目標値も実際の面積も地方公共団体により様々であり、実際の面積は概ね2~4㎡/人が多かったが、コロナ禍においては、別途内閣府より通知しているレイアウト例等も参考に対応されたい。」とされています。

(3) 避難経路

立退き避難する際に、がけの下や浸水のおそれのある場所など危険な場所を通らないようにするため、ハザードマップ等を参考にして避難先まで安全に移動できる避難経路を事前に決めておくことが必要です。本項には、避難経路を示した図等を掲載しましょう。屋内安全確保の場合には、施設建物内の移動経路図等を示しましょう。

図には、大雨時に危険となるがけの下や浸水のおそれのある場所など、移動が困難になる場所や移動にあたって注意すべき箇所を明示すると良いでしょう。ハザードマップ等には、避難経路となる道路のほか、浸水常襲箇所や土砂災害の危険箇所等が記載されている場合があります。こうした情報を参考にするとともに、降雨時に施設周辺の排水状況や道路を現地確認した上で、安全な避難経路を設定しましょう。なお、その際、浸水しやすいアンダーパスとなっている道路を避けることが必要です。河川が氾濫していなくても、排水がでずに道路が浸水することも考えられるため、可能な限り標高が高い道路を選択することが望ましいといえます。

(4) 避難方法

施設利用者の避難は、時間を要するとともに避難支援のための設備や機材等も必要になります。また、施設の特性によって職員の配置も異なります。本項には、施設利用者や施設

の特性に応じて、どのような方法で避難するかを記載しましょう。

具体的には、施設の規模といった施設の特性や要介護レベルなど施設利用者の特性ごとにその人数を把握した上で、避難先までの距離や経路を考慮して、移動手段や移動に必要な機材や支援要員の人数を定めておきましょう。その際、自力歩行が可能な人と補助が必要な人を事前にグループ分けしておくとい良いでしょう。実際の避難時に、それが一目で分かるように腕章やビブス等を準備しておくとい有効です。

立退き避難の方法としては、車両や徒歩、車いす等が考えられます。屋内安全確保の方法としては、車いすまたはストレッチャーとエレベーターの組み合わせや、階段昇降機または担架と階段の組み合わせ等が考えられます。車両については、福祉車両や一般車両等を使用することが考えられます。こうした避難方法にあわせて、避難支援要員も適切に配置する必要があります。

(5) 避難に要する時間と避難開始基準

災害発生に備えて的確に避難開始を判断するためには、段階的に発表される防災気象情報や避難情報等にもとづき、具体的な避難開始基準をあらかじめ定めておくことが必要です。立退き避難と屋内安全確保では、避難に要する時間が異なるため、避難開始のタイミングに留意が必要です。本項には、避難に要する時間と避難開始基準を記載しましょう。

避難開始のタイミングは、原則として、市町村が「警戒レベル 3 高齢者等避難」を発令した時です。ただし、施設利用者数が多い施設や施設利用者の身体的な状況等により全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、「警戒レベル 3 高齢者等避難」の発令を待つことなく、早めに避難を開始することが必要です。逆に、屋内安全確保の場合において、短時間で避難が完了できる場合には、この限りではありません。

また、夜間の立退き避難は危険を伴うことから、夜間に災害の発生の状況が悪化する見込みがある場合には、日没までに避難を完了するようにしましょう。

一方で、避難の頻度が多くなると、避難行動そのものが施設利用者の身体的な負担になり得ることから、災害発生前に避難を完了させることが可能であることを確認した上で、例えば、河川の水位情報を逐次把握し、施設利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分けるなど、施設の実情に応じた段階的な避難方法を決めておくことも考えられます。

(6) 緊急安全確保の方法

施設利用者は、市町村から「警戒レベル 3 高齢者等避難」が発令される段階で避難を開始し、施設職員等も含め、「警戒レベル 4 避難指示」の段階までに危険な場所から避難を完了しておくことが必要ですが、急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、過酷な事象に遭遇することも想定しておく必要があります。本項には、こうした過酷な事象に遭遇した場合に、少しでも被害を受け難い高い場所や斜面の反対側の部屋に緊急的に移動するなどの「緊急安全確保」の方法を記載しましょう。

市町村から「警戒レベル 5 緊急安全確保」が発令された際には、命の危険があることから直ちに安全を確保する必要があります。本行動は、災害が発生・切迫した段階での行動であり、本来は立退き避難をすべきであったが、避難し遅れた際にとる次善の行動であるため、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限りません。さらに、本行動を促す情報が市町村長から発令されるとは限らないこと

にも注意する必要があります。

具体的な行動として、土砂災害については、立退き避難が基本となっていますが、緊急でやむを得ない場合には、近隣の堅牢な建物など少しでも安全な場所への移動や最低限のリスク回避として、がけや沢から少しでも離れた施設建物内の部屋への移動等を検討しておきましょう。

いずれにしろ、警戒レベル 5 緊急安全確保の段階で避難を開始するような事態にならないように、前項で定めた避難開始基準に従った事前の立退き避難や屋内安全確保により、施設利用者の安全を確保することが重要です。

第5章 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

(1) 避難に必要な設備とその確保

施設利用者の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、避難に必要な設備を確保しておく必要があります。本項には、避難に使用する既存の設備や今後整備する予定の設備を記載しましょう。

風水害は地震や火災とは異なり発災までにリードタイムがあるため、早めの避難が原則となりますが、施設利用者の身体的負担の軽減や避難支援者の労力軽減、避難時間の短縮等を図る方法として、平時にも利用できる「エレベーター」を避難設備として確保することが望ましいといえます。

一方、エレベーターは、避難が完了する前に停電等が発生すれば、避難に使用できなくなることも考えられます。こうした事態への対応方法としては、停電対策としての非常用電源の設置やエレベーターの代替えとなるスロープの設置、階段昇降機の設置、車椅子等を支援者が持ち上げることも想定した階段幅の確保等が考えられます。また、非常用電源を設置する場合は、稼働時間に応じた燃料の確保にも留意が必要です。

いずれにしても、避難に必要な設備については、施設利用者や避難支援者の身体的負担や避難に要する時間等を考慮し、訓練結果等も参考にして個々の施設の特性に応じたものを選択する必要があります。

また、屋内安全確保を選択する場合には、施設利用者と施設職員を収容可能な広さの浸水しない高さの部屋を確保する必要があります。土砂災害への対応としては、壁の補強や非常用サイレン(屋外設置)等の整備が考えられます。

その他、建物や非常用電源装置などへの浸水を防ぐための設備として、土のうや止水板といった浸水防止用設備が考えられます。



図 11 避難に必要な設備の考え方（参考）

(2) 避難に必要な装備品や備蓄品とその確保

施設利用者の迅速かつ安全な避難支援を実現するためには、避難に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておく必要があります。本項には、避難に使用する装備品や備蓄品、

避難先への持ち出し品等を記載しましょう。

立退き避難や屋内安全確保の際の避難誘導用の装備品としては、ハンドマイクや腕章、ビブス、ライフジャケット、雨具等が考えられます。また、施設利用者を上階または下階に移動させるための機材としては、担架やストレッチャー等が考えられます。

立退き避難の場合は、避難先への移動に必要な車両を確保する必要がある、外部から調達する場合の調達先や調達のタイミング、台数を定めておきましょう。

また、施設利用者の特性に応じて、避難先で適切な支援を提供できるよう、必要な持ち出し品を定めておきましょう。

屋内安全確保の場合は、水や食料等の備蓄、衛生器具、医薬品等の物資を施設内に留まる時間に応じて備えることが必要になります。

表 11 避難に必要な装備品や備蓄品等の例

分類	装備品や備蓄品等
情報収集・伝達	テレビやラジオ
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末
	電話やファックス
	携帯電話やスマートフォン
	電池や非常用電源
避難誘導	名簿(施設利用者)
	案内旗
	ビブス
	懐中電灯
	ハンドマイク
	雨具
	ライフジャケットやヘルメット
	避難ルートを示したマップ
	担架やストレッチャー、車椅子
	救急用品
	移動用の車両
避難先	水や食糧
	衛生用品や衣料品
	電池や携帯充電器

第6章 防災教育及び訓練の実施に関する事項

(1) 避難確保計画の周知

避難確保計画の内容は、平時から施設職員や避難支援協力者等に周知しておく必要があります。本項には、避難確保計画の内容を周知する対象者や周知するタイミング等を記載しましょう。

施設職員に対しては、入職時や学習会、訓練時に周知することが考えられます。施設利用者や施設利用者の家族に対しては、施設の利用を開始するときや訓練参加時に周知することが考えられます。また、地域住民等の避難支援協力者に対しては、協定等の締結時や訓練参加時に周知することが考えられます。

(2) 防災教育の実施

防災体制確立時の統括指揮者や各役割のリーダー、一般の施設職員に防災知識を習得させるためには、平時から計画的に防災教育を実施することが必要です。本項には、防災教育の実施計画について記載しましょう。

防災教育の実施にあたっては、防災の知識を有する行政職員や防災士等の協力を得て講習会を開催する方法や先進的な取組を実施している施設を見学する方法、都道府県や市町村が開催する研修会に参加する方法など、様々な方法があります。国や都道府県では、水害や土砂災害に関する出前講座を行っているところもありますので、市町村等を通じて積極的に活用しましょう。避難確保計画の内容については、ワークショップ形式で意見交換するのも防災教育として有効な取組です。また、施設利用者の家族や避難支援協力者への防災教育の提供にも取り組むことが必要であり、例えば、訓練への参加の機会を活用することが考えられます。定期的かつ継続的に防災教育に取り組むようにしましょう。



写真 3 講習会実施の様子

(3) 避難訓練の実施

水防法や土砂災害防止法により、避難訓練の実施が義務づけられています。本項には、避難訓練の実施計画を記載しましょう。

避難訓練は、定期的実施することとし、原則として年に1回以上は実施するようにしましょう。避難訓練では、情報伝達や避難支援に要する人数、避難に要する時間、避難先や避難経路の安全性等を確認することが必要です。

訓練を実施する際には、避難支援協力者となっている消防団や近隣の企業、地域住民、

施設利用者の家族等の参加を得て実施するようにしましょう。

避難訓練への参加が施設利用者の身体的な負担になることが考えられますので、施設利用者の負担等を考慮して施設利用者が参加する訓練はできるだけ短時間にするとともに、訓練に参加する施設利用者を限定するなど、工夫して実施することが必要です。

避難訓練は、施設利用者を立退き避難先に移動させる訓練だけに限らず、情報伝達訓練や避難経路を確認する訓練、装備品や持ち出し品を準備する訓練、図上による訓練など様々な種類の訓練があります。比較的取り組みやすい訓練から実施する方法や全ての訓練を一度に行うのではなく別日に分けて実施する方法、様々な種類の訓練をローテーションで実施する方法など、工夫しながら継続して取り組むと良いでしょう。避難訓練の具体的な方法については、本手引き第9章に掲載していますので参考にしてください。



写真 4 避難訓練の実施状況

(4) 避難訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し

避難確保計画は作成した時が最善ではなく、常に避難訓練や防災教育を繰り返しながら改良していく必要があります。このため、避難訓練を実施した後は、振り返りを実施し、訓練で得られた教訓にもとづき、避難確保計画の見直しを図ることが必要です。本項には、訓練結果の振り返りの実施と訓練結果を踏まえた避難確保計画の見直しの考え方を記載しましょう。

振り返りにあたっては、訓練前に目的と目標を設定することが必要であり、米国 AAR (After Action Review) の考え方を参考にして訓練を実施すると良いでしょう。例えば、避難確保計画に定めた避難時間と比べて訓練で得られた避難時間はどうか、避難ルート安全性に問題はなかったか、避難支援要員に過不足はなかったか、設備や装備品等に課題や不足はないか等を確認することが考えられます。そこで課題等が確認された場合には、避難確保計画を変更や必要な改善策を講じる必要があります。避難の実効性を高めていくために、避難訓練を通じて PDCA サイクルを回し、避難確保計画の内容の充実と防災体制等の充実に努めてください。

＜AAR(After Action Review)＞

- AAR(After Action Review)とは、アメリカ陸軍で実践される事後検証の仕組みであり、演習の終わりに参加者が集まって議論し、課題とその解決策を参加者全員で導き出すことで、その後の改善につなげるシステムです。
- AAR による検証では、以下の 4 つの質問を軸に議論を行います。
 - ①何をしようとしたのか？
 - ②実際には何が起きたのか？
 - ③なぜそうなったのか？
 - ④次回すべきことは何か？
- 避難訓練の振り返りにおいても、AAR は有効であるとされており、訓練を行った当事者が訓練の対応を振り返り、次への改善に向けて参加者が話し合う場を設けることで、実際の災害や次の訓練に確実に活かしていくことが重要です。軸となる 4 つの質問に沿って、何をしようとして何ができなかったのか、また、なぜそうなってしまったのか、その反省を活かして何をすべきかをみんなで議論し、改善点を次の訓練や避難確保計画に反映しましょう。

(5) 市町村への避難訓練結果の報告

避難訓練の結果については、水防法や土砂災害防止法に基づき、市町村に報告する必要があります。本項には、避難訓練結果の報告の内容やタイミング等の計画を記載しましょう。

避難訓練実施後は、概ね1ヶ月以内を目安に訓練結果を市町村に報告しましょう。なお、訓練を複数回に分けて実施する場合には、最終回にまとめて報告することができます。詳しくは市町村にお尋ねください。

報告する内容は、「実施日時」、「実施場所」、「想定した災害の種別」、「訓練の種類と内容」、「訓練参加者と参加人数」、「訓練実施責任者」、「訓練で確認した事項」、「訓練によって確認された課題とその改善方法」等としてください。避難訓練結果の報告様式については、本手引き第 9 章に掲載していますので参考にしてください。

訓練によって明らかになった課題への対応策については、必要に応じて市町村から助言等を受けることができますので、市町村にご相談ください。

第7章 自衛水防組織の業務に関する事項

水防法において努力義務とされている自衛水防組織を設置した場合は、当該自衛水防組織の業務に関する事項を記載しましょう。

具体的には、以下の項目です。

- 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災の被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
- 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
- その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項

第8章 避難確保計画のチェックポイントと地方公共団体の体制

(1) 避難確保計画のチェックポイント

避難確保計画のチェックポイントについては、以下に示す「社会福祉施設の避難確保計画チェックリスト」、「医療施設の避難確保計画チェックリスト」を参考にしてください。社会福祉施設や医療施設については、このチェックリストを活用していただき、避難確保計画を市町村に報告する場合は、チェックリストと一緒に市町村に提出しましょう。避難確保計画を市町村に報告済みの場合は、避難訓練の結果を報告する際にこのチェックリストを提出しましょう。

なお、学校については、「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドラインの活用について(依頼)(文科省:令和3年6月9日付け事務連絡)」を参考にしてください。

<社会福祉施設のチェックリスト>

施設が有する災害リスク等の確認		施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスク の確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	雨水出水浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	高潮浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	津波浸水想定区域内に位置するか 津波災害警戒区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
市町村地域防災計画に当該施設が定められているか		☐ 定められている ☐ 定められていない	☐ 定めている ☐ 定めていない

計画 項目	チェック項目	施設 チェック 欄	市町村 チェック欄
	(ア) 防災体制に関する事項 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項		

1. 気象情報や河川情報、土砂災害に関する情報、避難情報の収集・伝達方法等を適切に定めているか 【着眼点】 ☐ 雨量情報や洪水予報、河川水位情報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報を収集するタイミング、収集する者、収集する情報の種類、収集する方法を定めているか ☐ 収集した情報の伝達先、伝達方法を定めているか ☐ 避難に関して市町村と連絡を取り合う場合の連絡先や連絡するタイミング(避難開始時や避難完了時等)を定めているか ☐ 他の社会福祉施設等を避難先に選定している場合には、その連絡先や連絡するタイミングを定めているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
2. 避難を開始するタイミングを適切に定めているか 【着眼点】 ☐ 「警戒レベル3高齢者等避難」が発令された場合に避難を開始することになっているか(避難完了までの時間を確保した上で、利用者の身体的な負担等を考慮し、利用者の身体状態に応じて避難開始のタイミングを分ける場合はある) ☐ 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令を受けてから避難を開始しても間に合わないなど、利用者全員が避難を完了するまでに多くの時間を要する施設については、それよりも早いタイミングで避難を開始することになっているか ☐ 「警戒レベル3高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報(土砂災害)も避難開始の判断指標にしているか ☐ 利用者全員が避難するのに要する時間を計画に記載しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
3. 利用者の避難支援のための体制確立は適切であるか 【着眼点】 ☐ 避難行動について指揮する者を定めているか ☐ 大雨や暴風により交通途絶が生じることで職員の参集が困難になることも想定し、特に夜間や休日に災害が切迫する可能性がある場合には、明るいうちに体制を確立するなど、早めに避難支援要員を確保する体制にしているか ☐ 通所型の施設については、台風の襲来など、「警戒レベル3高	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善

	「高齢者等避難」の発令が事前に予想される場合には、臨時に閉所するなどの措置を定めているか ☐ 消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者、利用者の家族を避難支援協力者として組み込んでいる場合には、その要請のタイミングや連絡先を定めているか		
(イ) 避難の誘導に関する事項 (水防法施行規則 16 条二) 洪水時の避難の誘導に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項			
1. 安全が確保できる避難先を適切に選定しているか 【着眼点】 ☐ 選定した避難先(指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の社会福祉施設、屋内安全確保の場所)は、想定される災害に対して安全な場所であるか(家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、避難先の床高が浸水しない高さにあり食糧の確保など浸水継続時間に応じた避難に対応できること等) ☐ 選定した避難先において利用者のケア等の対応が可能であるなど、避難の実効性が確保されているか ☐ 不測の事態が生じることも想定し、複数の避難先を選定しているか、また、少しでも安全な場所に移動する「緊急安全確保」の方法を定めているか		☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
2. 安全が確保できる避難ルートや避難方法を定めているか 【着眼点】 ☐ 施設から避難先までの移動経路の災害リスクや、交通途絶等の可能性も考慮して、安全で確実な避難ルートが選定されているか ☐ 施設外の避難先に移動するために必要な車両の台数や手配方法などを定めているか		☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
3. 避難支援に必要な要員を適切に確保しているか 【着眼点】 ☐ 避難に要する時間を考慮した上で、避難支援要員の人数が確保されているか		☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善

	☐ 必要に応じて、消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族など、避難支援協力者を定めているか		
(ウ) 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 (水防法施行規則 16 条三) 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三) 土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項			
1.	必要な情報機器等を確保しているか 【着眼点】 ☐ インターネットや防災無線等で情報を収集するために必要な機器や設備が確保されているか ☐ 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
2.	避難に必要な設備を確保しているか 【着眼点】 ☐ 利用者の避難支援にあたって、利用者のADL(歩けるかどうかなど)や要介護状態等を考慮し、避難に必要な設備(エレベーターやスロープ等)を確保しているか ☐ 夜間の避難に備えて、電池式照明器具や、利用者が誘導員を識別するための誘導用ライフジャケット等の機材を確保しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
3.	屋内安全確保を行う場合に必要な物資等を確保しているか 【着眼点】 ☐ 「屋内安全確保」を行う場合に備え、長時間の浸水に対応できるよう食糧等の備蓄や非常用電源、生活用水等を確保しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
(エ) 防災教育及び訓練の実施に関する事項 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項			
1.	防災教育や訓練を適切に実施することになっているか	☐ 対応済	☐ 適切

	【着眼点】 ☐ 防災教育や訓練の実施を指揮する者を定めているか ☐ 防災教育や訓練の実施頻度を具体的に定めているか(訓練については原則として年1回以上の頻度で実施することが望ましい) ☐ 職員に対して防災教育の機会を提供することとしているか ☐ 避難確保計画の内容を職員に周知することとしているか ☐ 利用者が施設を利用する際に避難確保計画の内容を利用者の家族に周知することとしているか ☐ 情報伝達訓練や避難ルートの確認訓練、資機材の確認訓練、図上訓練、利用者の避難先への移動訓練など、実施する訓練の種類を具体的に定めているか ☐ 訓練実施の際には、避難支援協力者に組み込まれている消防団や近隣企業、地域住民等の地域関係者や利用者の家族も参加することとしているか ☐ 訓練で得られた教訓を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを実施することとしているか	☐ 要改善	☐ 要改善
(オ) 自衛水防組織の業務に関する事項 (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項			
	(自衛水防組織の業務内容の記載の確認) 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか 【着眼点】 ☐ 自衛水防組織を統括する統括管理官を定めているか ☐ 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「利用者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか ☐ 内部組織(〇〇班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者を定めているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善

＜医療施設のチェックリスト＞

医療施設の災害リスク情報の確認		医療施設 チェック欄	市町村 チェック欄
災害リスクに応じて、当該医療施設が市町村地域防災計画に位置づけられているか		☐ 位置づけを確認した	☐ 位置づけている ☐ 位置づけていない
災害リスクの確認	洪水浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	雨水出水浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	高潮浸水想定区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	津波浸水想定区域内に位置するか 津波災害警戒区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない
	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に位置するか	☐ 位置する ☐ 位置していない	☐ 位置する ☐ 位置していない

計画項目	チェック項目	施設 チェック欄	市町村 チェック欄
(力) 防災体制に関する事項 (水防法施行規則 16 条一) 洪水時の防災体制に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 一) 土砂災害が発生するおそれがある場合における防災体制に関する事項			
	1. 医療施設の所在する地域における、浸水するおそれのある河川の情報、土砂災害に関する情報や避難情報を収集・伝達する体制が定められているか 【着眼点】 ☐ 洪水予報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報、市町村からの避難情報、その他避難に必要な情報について、誰が、どうやって、何を収集するか明確に記載されているか ☐ 必要な情報を誰に、どうやって伝達するか、明確に記載されているか ☐ 市町村等への連絡者、連絡先、連絡手段、連絡するタイミング(避難開始や避難完了のタイミング等)が記載されているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善

2. 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令の段階で利用者の避難誘導を行う体制となっているか 【着眼点】 ☐ 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が、医療施設の災害対策マニュアルにおいて位置づけられていて、その発令を受け避難行動をとる体制となっているか ☐ 職員の参集が困難となる大雨や暴風時における避難についても想定し、早めの避難支援要員を確保できる体制の構築を考慮しているか。また、夜間や休日における避難支援要員の確保についても考慮しているか ☐ 避難の頻度が多くなると、避難行動自体が患者の負担となり得ることから、患者の健康状態に応じて避難の開始タイミングを分けるなど、医療施設の実情に応じた避難方法を定めているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
3. 警戒レベル3「高齢者等避難」等の発令が無い場合でも避難の判断できるよう、複数の判断材料が設定されているか 【着眼点】 ☐ 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令の目安となる氾濫警戒情報及び大雨警報（土砂災害）や、避難指示の目安となる氾濫危険情報及び土砂災害警戒情報についても判断材料として利用されているか ☐ 警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が無い場合でも避難の判断ができるよう、複数の判断材料を設定しているか ☐ 医療施設において、警戒レベル3「高齢者等避難」の発令が想定されるような、台風などが予想される場合、臨時に休診とすることを設定しているか ☐ 避難開始の判断の目安とするため、患者全員が避難するのに要する時間について、計画に記載しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
(キ) 避難の誘導に関する事項 （水防法施行規則 16 条二）洪水時の避難の誘導に関する事項、（土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 二）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の誘導に関する事項		
1. 避難先は避難の実効性が確保された場所に設定されているか 【着眼点】	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善

	☐ 移動に伴う患者のリスクを踏まえ、屋内安全確保先を確保しているか。また、屋内安全確保先は、浸水しない高さに設けられているか ☐ 立退き避難を行う場合は、移動に伴う患者のリスクを踏まえ、「近隣の安全な場所」や「他の医療施設」への避難とし、緊急度合いに応じた複数の避難先が確保されているか ☐ 設定されている避難先（屋内安全確保先、指定緊急避難場所、近隣の安全な場所、他の医療施設等）が、移動に伴う患者のリスクや避難にかかる時間等を踏まえた実効性のあるものになっているか ☐ 立退き避難を行う場合であっても、避難先が家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域内に含まれていないこと、浸水しない高さに設けることなど施設内で安全確保の対応ができるか		
	2. 避難誘導がリスク情報を踏まえた実現可能なルート上に設定されているか 【着眼点】 ☐ 立退き避難を行う場合、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など、施設の災害リスク情報を踏まえた避難ルートの設定となっているか ☐ 立退き避難を行う場合、避難ルートの途中に通行止め等の障害が発生する可能性を踏まえ、複数の避難ルートを検討しておくこと	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
	3. 必要に応じ、地域の協力が得られる体制が準備されているか 【着眼点】 ☐ 職員のみだけでなく、必要に応じ消防団等の地域関係者による支援を得ることを定めているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
(ク)避難の確保を図るための施設の整備に関する事項 （水防法施行規則 16 条三）洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、（土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 三）土砂災害が発生するおそれがある場合における避難の確保を図るための施設の整備に関する事項			
	1. 洪水予報、土砂災害に関する情報等や避難情報を入手するための方法が記載されているか 【着眼点】 ☐ 市町村から施設に伝達される情報が確実に届くよう、複数の手段を確保しているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善

2. 避難に必要な設備が記載されているか、また、夜間に避難を行うことも想定して、必要な設備が記載されているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善	
【着眼点】 ☐ 避難行動する際に、患者の健康状態等を考慮し、避難に必要な設備や機材等が記載されているか			
3. 屋内安全確保を行う場合に備え、医療施設内等での滞在に必要な物資等が確保されているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善	
【着眼点】 ☐ 医療施設内等での屋内安全確保を行う場合に備え、備蓄や電気・水等について、長時間の浸水にも対応できるよう確保されているか (3日分の医療施設の機能を維持できる水や非常用自家発電設備の燃料を確保することが望ましい)			
(ケ)防災教育及び訓練の実施に関する事項 (水防法施行規則 16 条四) 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項、(土砂災害防止法施行規則 5 条の 2 四) 土砂災害が発生するおそれがある場合を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項			
1. 適切な時期に必要な教育・訓練の実施が設定されているか	☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善	
【着眼点】 ☐ 洪水予報、土砂災害に関する情報等の避難に必要な情報を収集及び共有するため、機器の操作や作業に係わる訓練(情報伝達訓練)、関連する教育が設定されているか ☐ 医療施設が浸水に至るまでの限られた時間内に、患者を避難場所まで安全に避難誘導するための訓練(避難誘導訓練)や、関連する教育の機会が設定されているか (避難誘導訓練において、患者が全員参加するのではなく、身体的な状況に応じて避難支援に必要な人数や避難時間等を確認する訓練実施するなどの工夫も必要) ☐ 洪水や土砂災害の危険性が高まる出水期までに医療施設職員の対応力が高まるよう、出水期までに教育・訓練が設定されているか (すべての訓練を一度に行うのではなく、患者や職員の負担を軽減するため、訓練を分けて行う工夫も必要)、 ☐ 新規に採用された職員等が災害対応できるよう、当該職員に対する教育・訓練の機会が設定されているか			

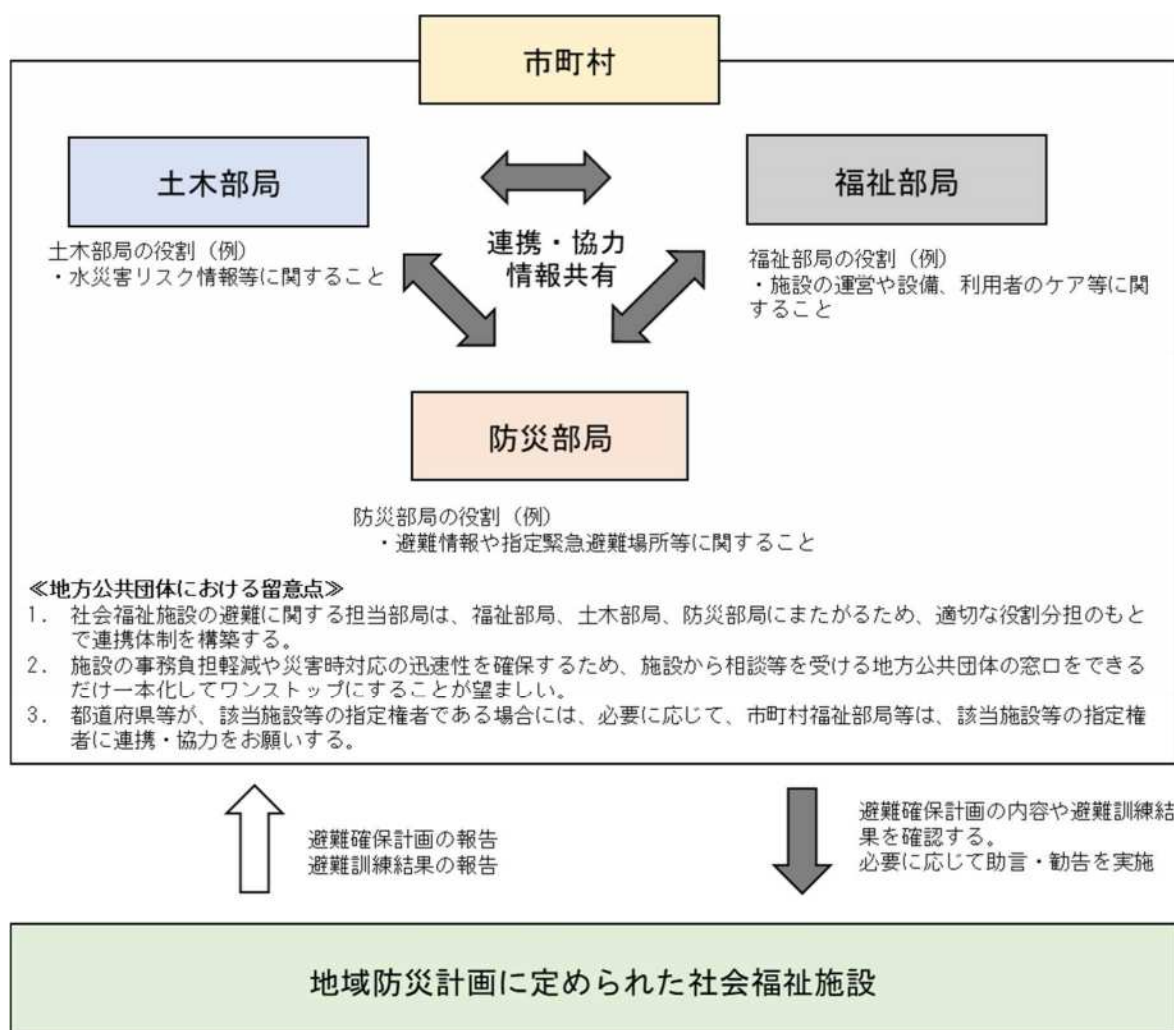
	☐ 医療施設関係者以外の協力者が参画した避難誘導が有効に行われるよう、必要な教育・訓練の機会が当該協力者向けに用意されているか		
(コ) 自衛水防組織の業務に関する事項 (水防法施行規則 16 条五) 自衛水防組織の業務に関する事項			
(自衛水防組織の業務内容の記載の確認) 自衛水防組織が設置されている場合、その業務内容が規定され、計画に記載されているか		☐ 対応済 ☐ 要改善	☐ 適切 ☐ 要改善
【着眼点】 ☐ 自衛水防組織を統括する統括管理官が記載されているか ☐ 少なくとも「洪水予報等の収集及び伝達」、「患者の避難誘導」がそれぞれ自衛水防組織の業務として規定されているか ☐ 内部組織(〇〇班など)を編成する場合、内部組織のそれぞれの業務内容・活動範囲が明確に区分され、内部組織毎に必要な要員と統括する者が記載されているか			

(2) 地方公共団体における各部局の連携体制の構築

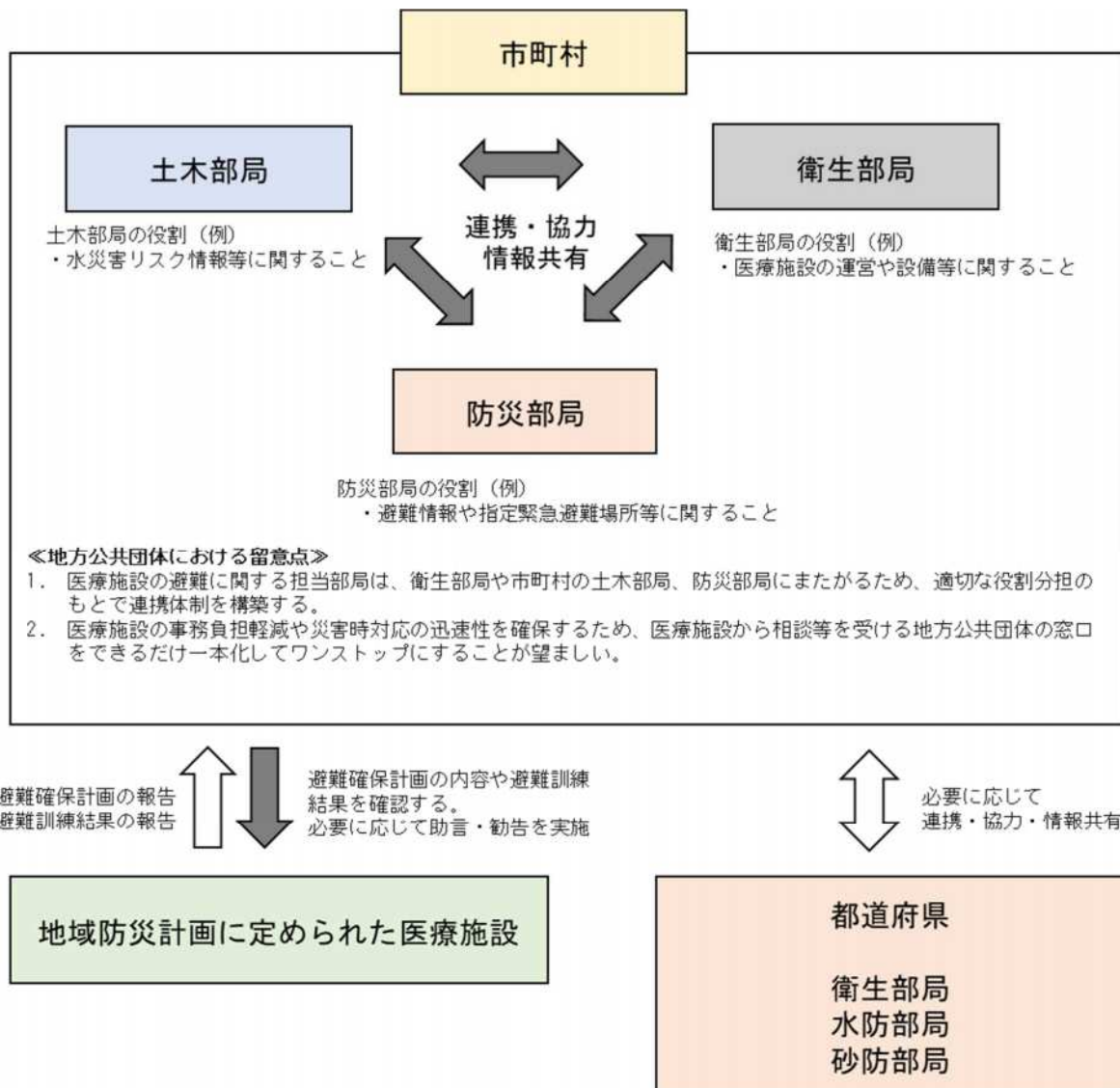
市町村においては、各施設から報告のあった避難確保計画の内容を確認し、改善等の必要がある場合には、当該計画を報告した施設管理者等に対して、改善点等について適切に助言・勧告をするようにしてください。

その際、以下に示す「社会福祉施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」、「医療施設の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」、「学校の避難確保計画に関する地方公共団体の各部局の連携体制の構築」を参考にし、各部局の連携体制の構築に努めましょう。

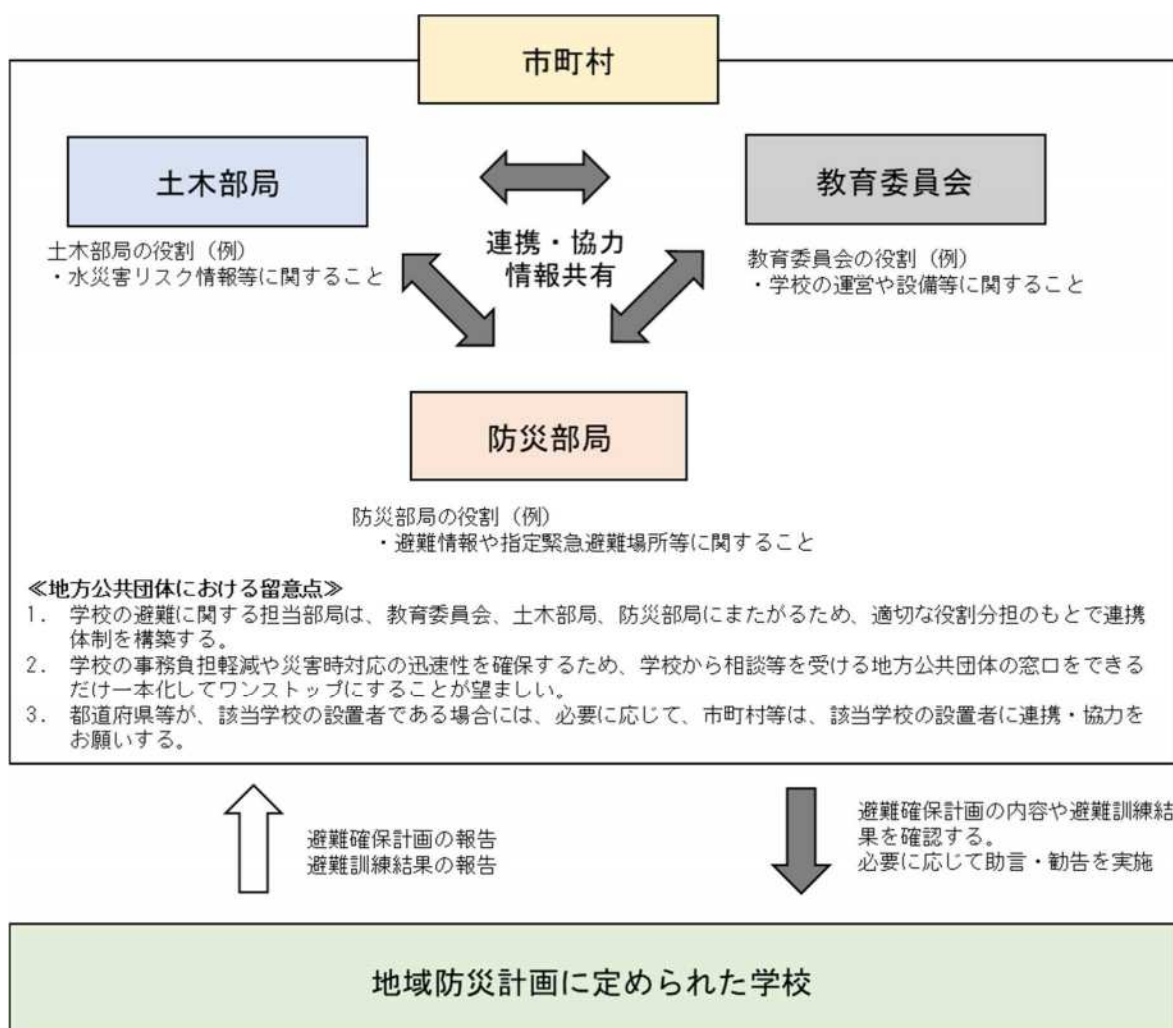
＜社会福祉施設の避難確保計画に関する各部局の連携体制の構築＞



＜医療施設の避難確保計画に関する各部局の連携体制の構築＞



＜学校の避難確保計画に関する各部局の連携体制の構築＞



第9章 避難訓練の実施ガイド

(1) 訓練実施にあたって

市町村の地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、水防法や土砂災害防止法に基づき、避難訓練を実施する必要があります。

訓練は、定期的に行うことが重要であり、原則として年1回以上の頻度で行うようにしましょう。

訓練実施後は、訓練結果を市町村長に報告する必要があります。訓練後1ヶ月以内を目安に報告しましょう。

また、訓練実施後は速やかに振り返りを実施し、問題点や改善点が見つかった場合は、その改善に努めるとともに、適宜、避難確保計画を変更しましょう。避難確保計画を変更した場合は、市町村に報告する必要があります。

本ガイドは、要配慮者利用施設における訓練実施の参考にしていただくものです。標準的な内容を示しているため、施設によっては当てはまらない事項もあります。それぞれの施設に適した使い方でご利用ください。

(2) 訓練の種類と概要

訓練の種類としては、施設利用者を施設外の避難先に移動させる立退き避難訓練や施設の上階に移動させる屋内安全確保訓練以外に、図上訓練や避難経路等を確認する訓練、情報伝達訓練、装備品や持ち出し品を確認する訓練が考えられます。複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。以下に、訓練の主な種類と概要を示します。

<立退き避難訓練>

避難確保計画に定めた施設外の避難先に施設利用者を立退き避難させる訓練です。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。



写真 5 立退き避難訓練の事例

<屋内安全確保訓練>

避難確保計画に定めた施設内の避難先に施設利用者を垂直避難させる訓練です。一般的には、施設職員や施設利用者、避難支援協力者が参加して実施します。



写真 6 屋内安全確保訓練の事例

＜図上訓練＞

前述した立退き避難訓練や屋内安全確保訓練を、図上で行う訓練です。後述する情報伝達訓練等と合わせて行う場合があります。高齢者施設等の施設利用者の身体的負担の軽減を考慮し、訓練参加者を施設職員や避難支援協力者に絞った訓練の一つです。

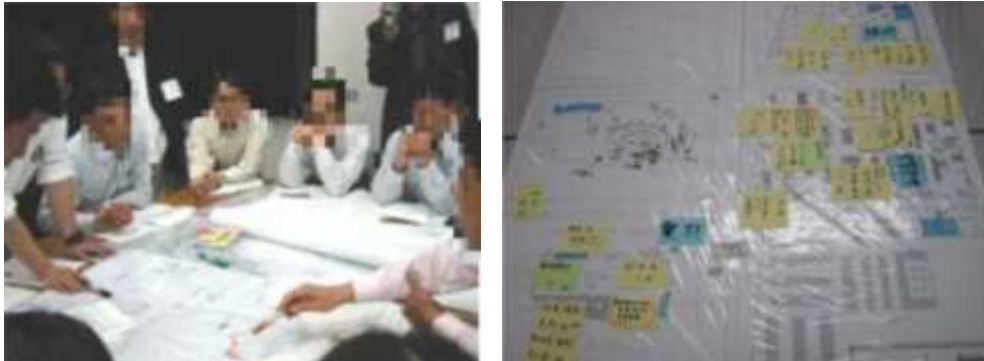


写真 7 図上訓練の事例

＜情報収集、情報伝達訓練＞

避難確保計画に定めた内容や担当者のそれぞれの役割を踏まえ、想定する災害シナリオに基づき、情報収集や情報伝達を行う訓練です。訓練参加者を施設職員や避難支援協力者に絞った訓練の一つです。



写真 8 情報伝達訓練の事例

＜避難経路等の確認訓練＞

現地を実際に見て、避難確保計画に定めた避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練です。訓練参加者を施設職員に絞った訓練の一つです。



写真 9 避難経路等の確認訓練事例

＜設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練＞

避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品を確認、立退き避難先への持ち出し品を実際に準備する訓練です。訓練参加者を施設職員に絞った訓練の一つです。



写真 10 設備や備蓄品の確認訓練事例

(3) 訓練計画の立案と訓練の実施

<訓練の実施時期>

訓練の実施は、訓練成果を実際の避難に活かすことができるよう、原則として、大雨災害が発生する梅雨期・台風期前の 11 月頃から 5 月頃の実施を検討しましょう。

<実施する訓練の種類>

前述のとおり、複数の種類の訓練に取り組むことによって、避難の実効性を高めるようにしましょう。社会福祉施設や病院においては、複数の種類の訓練を一度に行うのではなく、違った種類の訓練のローテーションでの実施や複数日に分けた訓練実施など工夫すると、施設利用者の身体負担の軽減にもつながります。

<訓練の目的と目標の設定>

訓練の目的と目標を参加者全員で確認しましょう。訓練の目的には、今回の訓練で確認しておくべき事項を整理しておきましょう。訓練の目標には、実際の被災時に達成すべき目標を設定しましょう。

目的:「警戒レベル 3 高齢者等避難」から 1 時間以内に避難を完了する など

目標:施設から避難先までの避難時間を確認する など

<訓練の参加者の設定>

避難確保計画に定めた防災体制に従って参加者を設定しましょう。立退き避難訓練や屋内安全確保訓練、図上訓練を実施する場合は、施設職員や施設利用者の参加に加えて、避難支援協力者として定めた地域住民や消防団、近隣の企業、施設利用者の家族等の参加を得て実施することが重要です。

社会福祉施設や病院においては、施設利用者の身体的な負担の軽減を考慮し、施設利用者が参加する時間を短時間にすることや参加者を絞った訓練を検討する必要があります。

<想定する災害シナリオの設定>

施設が有する災害リスクを踏まえ、訓練で想定する災害シナリオを設定しましょう。

複数の種類の災害が想定されている場合、例えば、高潮災害や津波災害は、大雨を起因とする浸水や土砂災害とは事象が違い、避難行動が異なる場合があるため、それぞれの訓練を分けて実施することが必要になります。

また、訓練は、最悪の事態を想定して実施することが重要であるため、公共交通の停止や道路の通行止め、停電の発生、夜間における災害の発生等を想定するなど工夫が必要です。

<訓練時の職員等の役割>

訓練上の施設職員の役割は、避難確保計画に定めた内容に従うことが原則です。ただし、職員が参集できないことを想定した訓練はこの限りではありません。

また、災害シナリオに沿った実践的な訓練を実施する場合には、別途、状況を付与する者を置くとよいでしょう。

なお、訓練は、施設利用者の避難確保に責任を有する施設管理者等が参加して実施するようにしましょう。

＜情報収集と情報伝達＞

防災情報等の入手先を把握し、担当者がその入手方法をマスターしておくことによって、緊急時に迅速な情報収集が可能となります。機器の操作を含めて訓練するようにしましょう。

情報伝達については、情報伝達の確認に加え、いつ、どういった情報を、どのように伝達するのかを確認する訓練にしましょう。情報伝達先の参加を得て訓練を実施するとより実戦的な訓練になります。

＜役割分担と人員配置＞

原則として、避難確保計画に定めた組織の構成や役割分担、人員配置のもとで訓練を実施しましょう。訓練により避難確保計画に定めた体制に問題はないか、施設利用者の避難支援が円滑に実施できるかどうかを確認することが必要です。

＜避難先や避難経路の確認事項＞

実際に現地を見て避難先や避難経路を確認しましょう。

避難先については、収容人数や備蓄品のほか、施設利用者の支援等が可能であるか、避難を開始する際に開所するかどうか等を確認するようにしましょう。

避難経路については、土砂崩れや浸水のおそれはないか等を確認するようにしましょう。計画している避難経路が通行できなくなることも想定し、複数の経路を検討しておきましょう。

＜避難時間や避難開始基準の確認事項＞

施設利用者全員の避難を完了するために要した時間を確認しましょう。訓練に参加する施設利用者の人数を限定する場合は、施設利用者の特性や避難方法ごとに一人あたりの避難時間を確認し、施設利用者全員の避難時間を推定する方法が考えられます。

＜避難設備、装備品、備蓄品、持ち出し品＞

避難に必要なエレベーターや階段、スロープ、階段昇降機の点検やストレッチャーや担架等の装備品の確認、食糧等の備蓄品の確認、施設外の避難先への持ち出し品の数量等を確認するようにしましょう。不足している装備品等があれば訓練前に可能な限り確保しておくことが必要です。

社会福祉施設や病院においては、施設利用者の特性に応じて必要となる装備品や持ち出し品が異なると考えられます。施設利用者にあった避難支援や支援ができるよう、必要な装備品や持ち出し品を確認するようにしましょう。

(4) 訓練結果の振り返りと避難確保計画の見直し

訓練終了後には参加者が参加して訓練の振り返りを実施しましょう。そこで出された意見や明らかになった問題点については、必要に応じて避難確保計画への反映や避難体制の改善につなげるようにしましょう。

特に、立退き避難訓練と屋内安全確保訓練では、施設利用者の避難に要した時間を把握することが必要です。所定の時間内に避難を完了することができなかった場合は、避難支援の人数や避難のための設備、装備品、車両の台数、さらには避難先、避難経路、避難開始基準について見直ししましょう。

(5) 訓練結果の市町村への報告

訓練を実施したら、市町村の担当部局に訓練結果を報告して下さい。報告は訓練実施後1ヶ月以内を目安にしましょう。

訓練報告の様式例を以下に掲載しますので参考にしてください。

<訓練実施結果報告書(様式例)>

施設名				
訓練実施日時	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 ~ 〇〇時〇〇分まで			
訓練実施場所				
想定災害	☐ 洪水 ☐ 土砂災害 ☐ 高潮 ☐ 津波 ☐ その他の災害()			
訓練の種類、 訓練の内容	☐ 立退き避難訓練		☐ 避難経路等の確認訓練	
	☐ 屋内安全確保訓練		☐ 情報収集、情報伝達訓練	
	☐ 図上訓練		☐ 設備や装備品、持ち出し品の確認訓練	
	☐ その他()			
	訓練内容(自由記述)			
訓練参加者、 参加人数	職員等(☐ 全員 ☐ 一部) : 〇〇人 施設利用者(☐ 全員 ☐ 一部) : 〇〇人 ※学校の場合は生徒、児童 (社会福祉施設や病院の場合は、うち通所利用者 : 〇〇人) その他訓練参加者 施設利用者の家族 : 〇〇人 避難支援協力者(地域住民等) : 〇〇人			
訓練実施責任者				
確認事項	施設利用者の避難 支援(避難誘導)に 要した人数	〇〇人	施設利用者全員 の避難に要した 時間	〇〇時間〇〇分
	避難先や避難経路			
	その他			
訓練によって確認 された課題とその 改善方法等				
訓練記録作成者				

第10章 タイムライン作成参考資料

(1) タイムライン作成の意義

タイムラインは、情報収集や情報伝達、体制確立、装備品等の準備、避難誘導の実施などの防災行動を時系列で考え表形式等により事前に整理しておくものです。タイムラインを作成することは、施設職員や施設利用者、地域住民等の避難支援協力者が、自身がとる避難支援行動を時系列的に把握し理解するための一助となるものです。

(2) タイムライン作成にあたっての留意点

タイムラインの作成にあたっては、避難行動における留意点や課題について新たな“気づき”を得るため、多くの施設職員等が参加して作成することが望ましいといえます。

タイムラインは、災害のパターンや避難先、日中や夜間といった避難する時間帯、施設の特性などに応じて、複数のケースのものを作成しておく必要があります。作成したタイムラインは、避難確保計画とともに、平時から施設職員や避難支援協力者等に訓練や防災教育を通じて共有しましょう。

また、タイムラインで想定していない事態になった場合にも、適切な判断と対応によりリカバリーすることができるようにしておくことが重要です。避難訓練を重ねて、災害対応力を高めていくことが重要です。

以下にタイムラインのひな型と記載手順を掲載しますので、参考にしてください。

(3) タイムラインのひな型

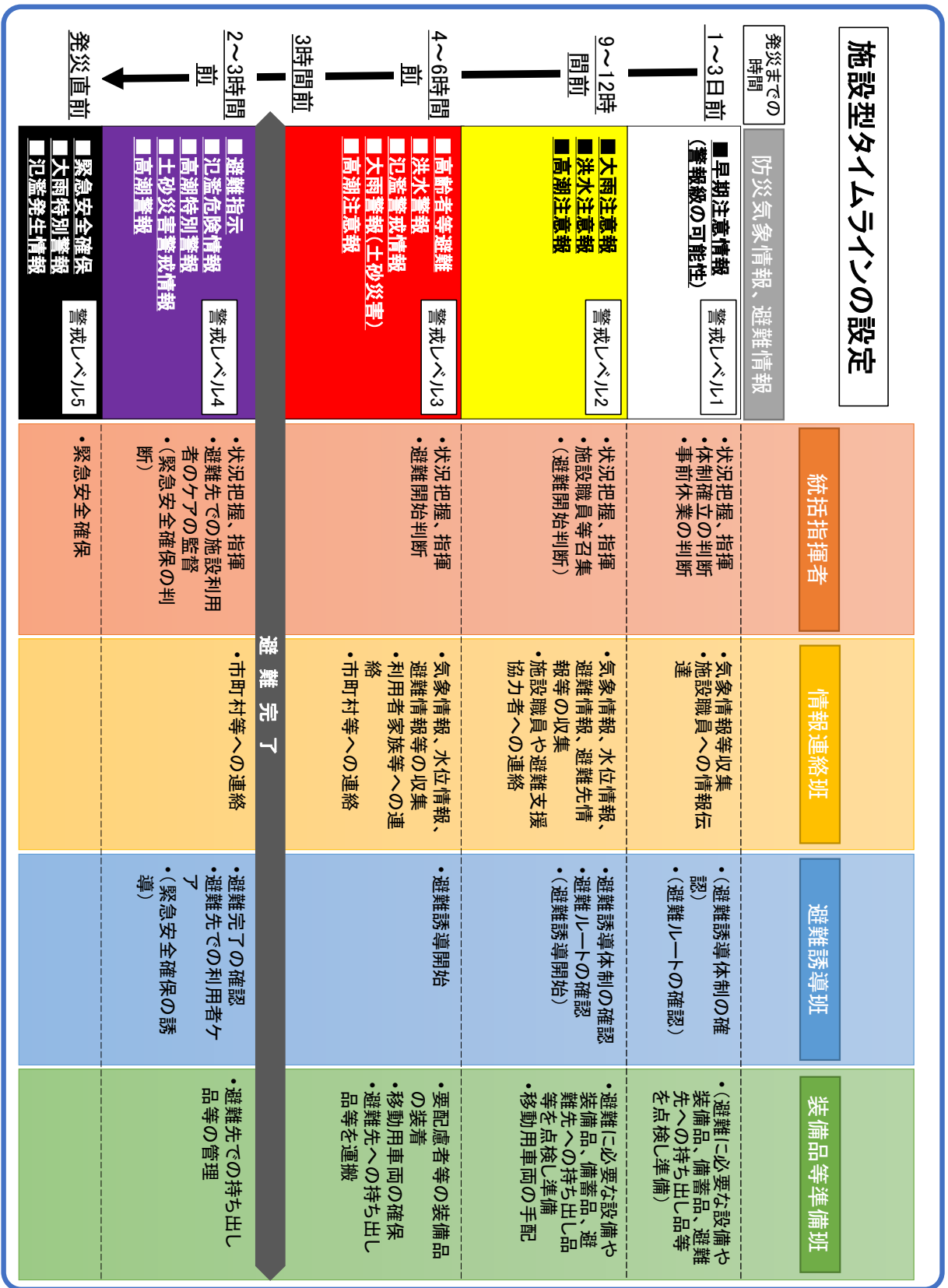
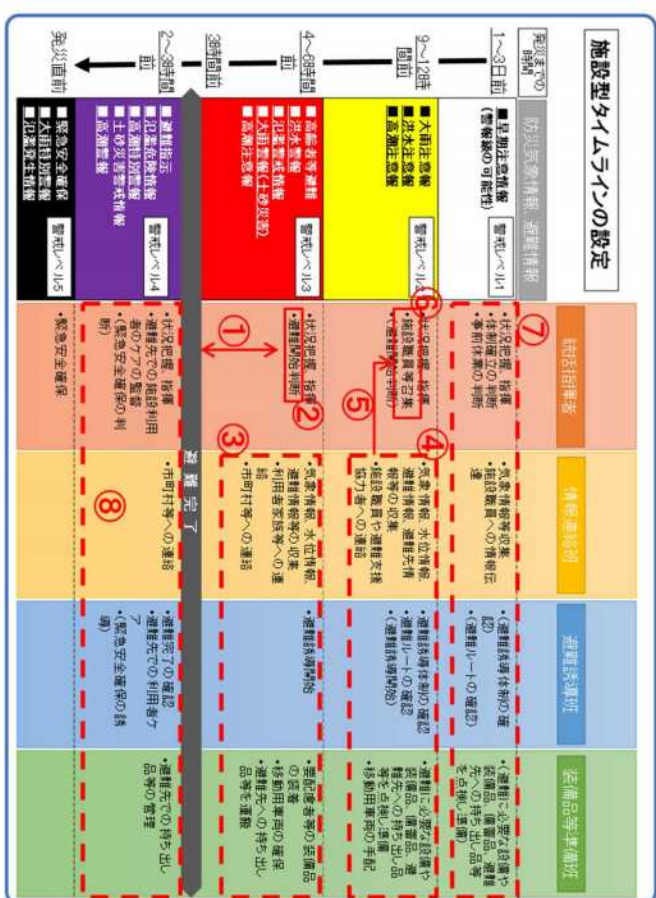
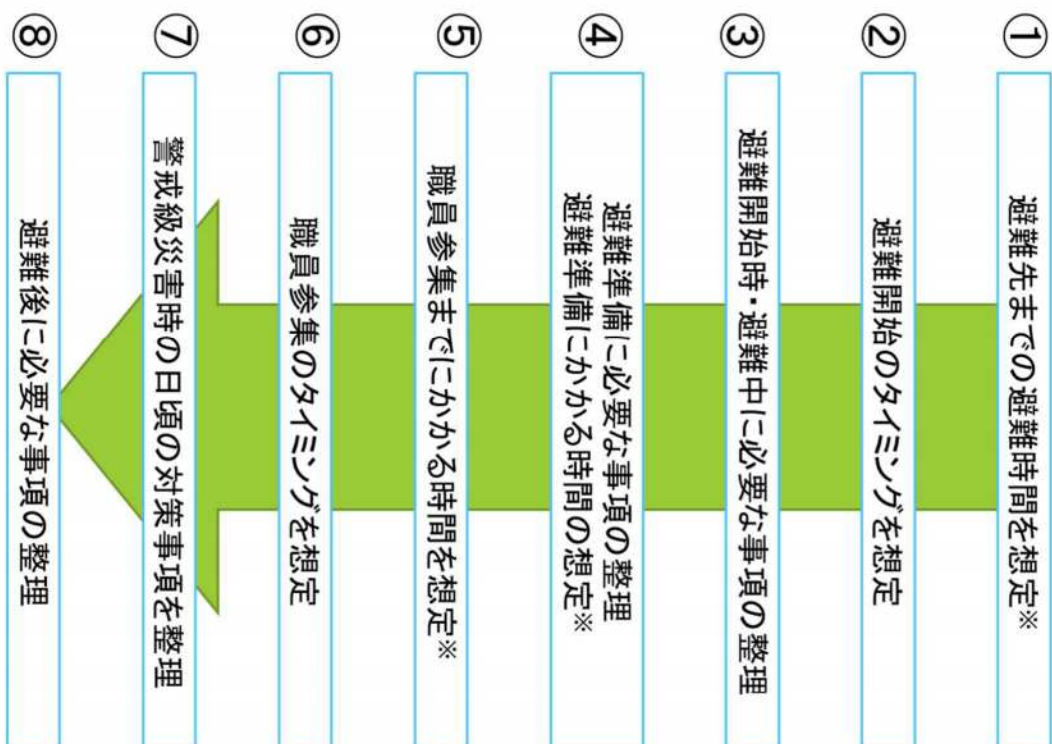


図 12 タイムラインの様式例

(参考)タイムラインの記載手順



※想定時間は避難訓練を通して適切かどうか必ず確認する

図 13 タイムライン作成手順

記載例

社会福祉施設 避難確保計画

対象災害：水害（洪水 雨水出水 高潮 津波）
土砂災害（がけ崩れ・土石流・地すべり）

【施設名： ○○○○ホーム 】

2022 年 4 月作成

このエクセルファイルの使い方

作業シートの必要な項目を記入してください。

記入する場所は桃色の空欄で示しています。

様式2は対象となる災害のみ記入してください。

自衛水防組織を設置する場合と設置しない場合があるので、目次を参考に作成してください。

記入が終わったら、不要な行を削除してください。

様式編 目次

記載例

青色の書類は市町村長に提出してください。
自衛水防組織の有無によって、下記の表をコピーして使用してください。

自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	施設の概要	様式1	1
3	施設が有する災害リスク	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～6
5	情報収集・伝達	様式3	7
6	避難誘導	様式4	8
7	避難に必要な設備の整備	様式5	9
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	9
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	10
10	自衛水防組織の業務に関する事項	様式7	11
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	12
12	緊急連絡網	様式9	13
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	13
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	14
-	自衛水防組織活動要領	別添	16
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	17
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	17
-	避難先までの避難経路図	別紙1	18
-	施設建物内の避難経路図	別紙2	19
-	タイムライン	別紙3	20

自衛水防組織を設置しない場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	1
2	施設の概要	様式1	1
3	施設が有する災害リスク	様式1	1
4	防災体制	様式2	2～6
5	情報収集・伝達	様式3	7
6	避難誘導	様式4	8
7	避難に必要な設備の整備	様式5	9
8	避難に必要な装備品や備蓄品の整備	様式5	9
9	防災教育及び訓練の実施に関する事項	様式6	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	12
12	緊急連絡網	様式9	13
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	13
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	14
15	防災体制一覧表	様式12	15
-	避難先までの避難経路図	別紙1	18
-	施設建物内の避難経路図	別紙2	19
-	タイムライン	別紙3	20

自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

(洪水、雨水出水、高潮が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています(水防法第十五条の三第6項)。自衛水防組織を設置する場合、様式6も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。

(津波、土砂災害が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務規定はありません。

記載例
様式 1

1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時・雨水出水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水・雨水出水・高潮・津波・土砂災害に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法、津波防災地域づくりに関する法律、土砂災害防止法

2 施設の概要

利用形態	通所	入所
	○	○(長期・短期)

※利用形態を記載

※入所には、長期・短期が分かるように記載

建物の階数	2	階
-------	---	---

※建物の階数を記載

施設の人数

	平 日						休 日								
	利用者			施設職員			利用者			施設職員					
昼 間	約	27(うち通所利用者9)		名	約	9	名	約			名	約			名
夜 間	約	9		名	約	2	名	約			名	約			名

※利用者数は最大の利用者数を記載(おおよその利用者数でもよい)

※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載

※夜間は入所部門の人数を記載

3 施設が有する災害リスク

施設において想定されている災害の種別や災害の大きさ等を記載しましょう。

水害(洪水、雨水出水、高潮、津波)

洪水浸水想定区域 (洪水)	□該当なし	☒ 該当	最大浸水深	0.5m～3m
			浸水継続時間	1日～3日未満
		家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無		
		☒ 該当	□該当なし	
雨水出水浸水想定区域 (雨水出水)	□該当なし	☒ 該当	最大浸水深	0.5m～1m
			浸水継続時間	12時間～1日未満
高潮浸水想定区域 (高潮)	□該当なし	☒ 該当	最大浸水深	0.5m～3m
			浸水継続時間	1日～3日未満
津波災害警戒区域 (津波)	□該当なし	☒ 該当	基準水位	2m
			最大浸水深	
			津波到達時間	50分

土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	□該当なし	☒ 該当(以下の該当する分類に ☒) ☒ がけ崩れ(急傾斜地の崩壊) ☐ 土石流 ☐ 地すべり(地滑り)
------------------------	-------	--

● 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数		名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・(避難誘導体制の確認)			・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)		
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・(避難ルートの確認)					
	・事前休業の判断											
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	16	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の監督			・施設職員への情報伝達			・避難先での利用者支援					
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・警報級の可能性(大雨警報または暴風警報)「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・大雨または洪水注意報が発表された場合 ・●●川氾濫注意報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・大雨または洪水警報が発表された場合 ・●●川氾濫警戒報が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・●●川氾濫危険情報が発表された場合 ・雨水出水氾濫危険情報が発表された場合

● 事前休業の判断について

早期注意情報(警報級の可能性)の「中」または「高」が発表されている場合や大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等
高齢者等避難
暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
洪水警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数		名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・(避難誘導体制の確認)			・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)		
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・(避難ルートの確認)					
	・事前休業の判断											
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	16	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の監督						・避難先での利用者支援					
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・高潮注意報(警報級に切り替える可能性に言及されていないもの)が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・高潮注意報(警報級に切り替える可能性高い)が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・高潮警報または高潮特別警報が発表された場合

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等

高齢者等避難
高潮警報又は特別警報
暴風警報又は特別警報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

津波(津波到達時間が短い場合)

記載例
様式 2

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡						・移動用車両の確保		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・避難先への持ち出し品等を運搬		
				・市町村等への連絡								
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の監督						・避難先での利用者支援					
	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒ 様式 12

警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合
	・津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合
	・避難指示が発令された場合

津波は 20cm から 30cm 程度の高さであっても、急で強い流れが生じるため、これに巻き込まれて流されれば、命を脅かされる可能性があることから、大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれが発表された場合であっても、危険な地域からの一刻も早い避難行動をとる必要がある。

また、震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波来襲までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある。津波災害警戒区域等に居るときに強い揺れ(震度 4 程度以上)又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた者は、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

津波(津波到達時間が長い場合)

記載例
様式2

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
	・(避難開始判断)						・(避難誘導開始)					
	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
				・市町村等への連絡						・避難先への持ち出し品等を運搬		
	人数	1	名	人数	1	名	人数	16	名	人数	1	名
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	・状況把握、指揮			・市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の監督						・避難先での利用者支援					
	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル2 ↓ 注意体制	・「遠地地震に関する情報」の中で津波の到達予想時刻等の情報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合 ・避難指示が発令された場合

我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があります。

市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討するものとなっている。

施設利用者の人数や特性等から、施設利用者の避難完了に多くの時間を要する場合には、気象庁の津波警報等の発表や市町村からの避難指示の発令を待たずに、自主的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

4 防災体制

【防災体制確立時の組織構成と役割分担】

レベル	統括指揮者 ※全体を指揮			情報連絡班 ※情報収集や伝達			避難誘導班 ※利用者の避難支援			装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備		
	責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇		責任者	〇〇	
	人数	1	名	人数	1	名	人数		名	人数		名
警戒レベル 1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮			・気象情報等収集			・(避難誘導体制の確認)			・(避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備)		
	・体制確立の判断			・施設職員への情報伝達			・(避難ルートの確認)					
	・事前休業の判断											
警戒レベル 2 ↓ 注意体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	10	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集			・避難誘導体制の確認			・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備		
	・施設職員等召集			・施設職員や避難支援協力者へ連絡			・避難ルートの確認			・移動用車両の手配		
警戒レベル 3 ↓ 警戒体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	15	名	人数	2	名
	・状況把握、指揮			・気象情報、水位情報、避難情報等の収集			・避難誘導開始			・要配慮者等の装備品の装着		
	・避難開始判断			・利用者家族等への連絡						・移動用車両の確保		
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	人数	1	名	人数	1	名	人数	16	名	人数	1	名
	・状況把握、指揮			・市町村等への連絡			・避難完了の確認			・避難先での持ち出し品等の管理		
	・避難先での利用者支援の監督						・避難先での利用者支援					
警戒レベル 4 ↓ 非常体制	・(緊急安全確保の判断)						・(緊急安全確保の誘導)					

防災体制一覧表 ⇒様式12

警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	・警報級の可能性(大雨警報または暴風警報)「中」または「高」が発表された場合 ・台風の接近が予想されている場合
警戒レベル2 ↓ 注意体制	・大雨注意報が発表された場合
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	・高齢者等避難が発令された場合 ・大雨警報が発表された場合
警戒レベル4 ↓ 非常体制	・避難指示が発令された場合 ・土砂災害警戒情報が発表された場合

● 事前休業の判断について

早期注意情報(警報級の可能性)の「中」または「高」が発表されている場合や大型台風の襲来が予想される場合、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、翌日の通所部門を臨時休業とする。
または午前8時の時点で、〇〇市に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

事前休業の判断基準となる防災気象情報等
高齢者等避難
暴風警報又は特別警報
大雨警報又は特別警報
土砂災害警戒情報

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。
災害リスクに応じて、下記の表をコピーして使用してください。

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報(気象庁)】 ・早期注意情報(警報級の可能性)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ、市町村のメール通知サービス等
	【避難情報(市町村)】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村のメール通知サービス ・緊急速報メール 等
	【避難所の開設状況(市町村)】 指定緊急避難場所や 福祉避難場所の開設状況	・テレビ、ラジオ ・市町村のHP ・市町村へ電話問い合わせ 等
	道路の通行止め情報	・日本道路交通情報センターのHP 等
	洪水 ・洪水注意報、洪水警報 ・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・キキクル(大雨・洪水警報の危険度分布) ・洪水予報 氾濫注意情報、氾濫警戒情報 氾濫危険情報、氾濫発生情報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・気象庁HP ・川の防災情報のHP ・川の防災情報のHP
雨水出水	・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・雨水出水氾濫危険情報 (水位周知下水道において発表される情報)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・都道府県・市町村のHP ・市町村のメール通知サービス 等
高潮	・高潮注意報、高潮警報、高潮特別警報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
津波	・津波注意報、津波警報、大津波警報	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・防災アプリ ・市町村のメール通知サービス 等
土砂災害	・大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報 ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)	・テレビ、ラジオ、気象庁HP ・テレビ、ラジオ、気象庁HP、都道府県のHP ・気象庁HP

(2) 情報伝達

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル 1	早期注意情報	インターネット (気象庁HP)	大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。 災害への心構えを高める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、施設を休業することになりました。	情報連絡班	施設利用者の家族
警戒レベル 2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	大雨注意報が発表されましたので施設に参集してください。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	洪水注意報	インターネット (気象庁HP)	洪水注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫注意情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫注意情報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨注意報	インターネット (気象庁HP)	大雨注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 3	高齢者等避難	市役所からの電話	高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	市役所へ電話	避難先の〇〇は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	洪水警報	インターネット (気象庁HP)	洪水警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 4	氾濫警戒情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫警戒情報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨警報	インターネット (気象庁HP)	大雨警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難指示	市役所からの電話	避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
警戒レベル 4	氾濫危険情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫危険情報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	土砂災害警戒情報	インターネット (気象庁HP)	土砂災害警戒情報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

利用者緊急連絡先一覧表 ⇒様式8

緊急連絡網 ⇒様式9

外部機関等の緊急連絡先一覧表 ⇒様式10

6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

記載例 様式 4

- ①原則、施設利用者の適切な支援を提供できるA会(系列グループホーム)に立退き避難をする。
②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。

洪水	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☐	☒ 4	台 車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☐	☒ 4	台 車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☒ 4	台 車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

雨水出水	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☐	☒ 4	台 車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☐	☒ 4	台 車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☒ 4	台 車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

高潮	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☐	☒ 4	台 車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☐	☒ 4	台 車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☒ 4	台 車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難
屋内安全確保	本施設2階〇〇室	50	m	エレベーター、車椅子、ストレッチャー			15分	警戒レベル3 高齢者等避難

津波	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☒	☐	台 車椅子	2時間	強い地震発生 津波注意報など
指定緊急避難場所	B小学校(校舎2階以上)	500	m	☒	☐	台 車椅子	1時間	強い地震発生 津波注意報など
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☐	台 車椅子	40分	強い地震発生 津波注意報など

土砂災害	避難先名称	移動距離		避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
				徒歩	車両	その他機材		
系列施設や他の同種類似施設	A会(系列グループホーム)	1,000	m	☐	☒ 4	台 車椅子	1時間	警戒レベル3 高齢者等避難
指定緊急避難場所	C中学校	650	m	☐	☒ 4	台 車椅子	45分	警戒レベル3 高齢者等避難
近隣の安全な場所	〇〇ビル	200	m	☒	☒ 4	台 車椅子	30分	警戒レベル3 高齢者等避難

以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する

※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、

津波による浸水のおそれがある区域に存していないこと

※浸水しない居室があること

※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

・緊急安全確保

急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、

過酷な事象に遭遇した場合は「**斜面の反対側の2階の〇〇室**」に緊急的に移動する

(2) 避難経路

避難先までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】【施設建物内の避難経路図】のとおりとする。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直すものとする。

【施設周辺の避難地図】⇒別紙1、【施設建物内の避難経路図】⇒別紙2

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式11

7 避難に必要な設備の整備

記載例
様式 5

避難誘導の際に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等			
分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター	1	施設中央部(1～3階)
	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0	—
	車椅子	10	各階の職員エリア
	その他(担架)	3	各階の職員エリア
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1	2階機械室
	土のう	20	1階備品倉庫
	止水板	0	—
	階段昇降機の設置	3	1階備品倉庫
	その他(非常用サイレン)	3	屋上

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、下表に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等			
分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	10	受付、各階の職員エリア
	電話やファックス	5	受付、各階の職員エリア
	携帯電話やスマートフォン	10	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿(施設利用者)	10	受付、各階の職員エリア
	案内旗	5	1階備品倉庫
	ビブス	30	1階備品倉庫
	懐中電灯	5	1階備品倉庫
	ハンドマイク	3	1階備品倉庫
	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員エリア
	救急用品	5	受付、各階の職員エリア
避難先	移動用の車両	5	車庫
	水や食糧	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
その他	電池や携帯充電器	10	1階備品倉庫
	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

記載例
様式 6

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画

避難確保計画の作成＝防災体制の確立

実施予定時期

避難確保計画の周知

○施設職員、施設利用者や施設利用者の家族、避難支援協力者に電子データなどで避難確保計画を共有し、周知する

12月頃
新規入職者・施設利用者の家族はその都度

施設職員、避難支援協力者への防災教育

○水害・土砂災害の危険性及避難場所の確認
○過去の被災経験や災害に対する知恵の伝承 等

1月頃
新規入職者・施設利用者の家族はその都度

利用者、施設利用者の家族への防災教育

○水害・土砂災害の危険性及避難場所の確認
○緊急時の対応等に関する保護者・家族等への説明 等

1月頃
新規入職者・施設利用者の家族はその都度

通所部門

情報収集、情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○保護者・家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 等

2月頃

立退き避難訓練

○避難経路ごとに避難方法(車、徒歩など)を確認
○施設から避難先までの避難に要する時間の計測 等

2月頃

入所部門

情報収集、情報伝達訓練

○施設職員の緊急連絡網の試行
○保護者・家族等への情報伝達手段(メール・電話等)の確認、情報伝達の試行 等

3月頃

屋内安全確保訓練

○避難方法の確認
○避難に要する時間の計測 等

3月頃

避難訓練結果の振り返り

○訓練終了後に参加者全員で訓練を振り返る
○訓練計画時に決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換する

4月頃

市町村への避難訓練結果の報告

手引き第9章に掲載している避難訓練結果の報告様式に基づき、〇〇市に訓練結果を報告する

5月頃

避難確保計画の見直し

○振り返りであげられた意見や問題点を踏まえて、避難確保計画を見直す

6月頃

10 自衛水防組織の業務に関する事項

(1)「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 8 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

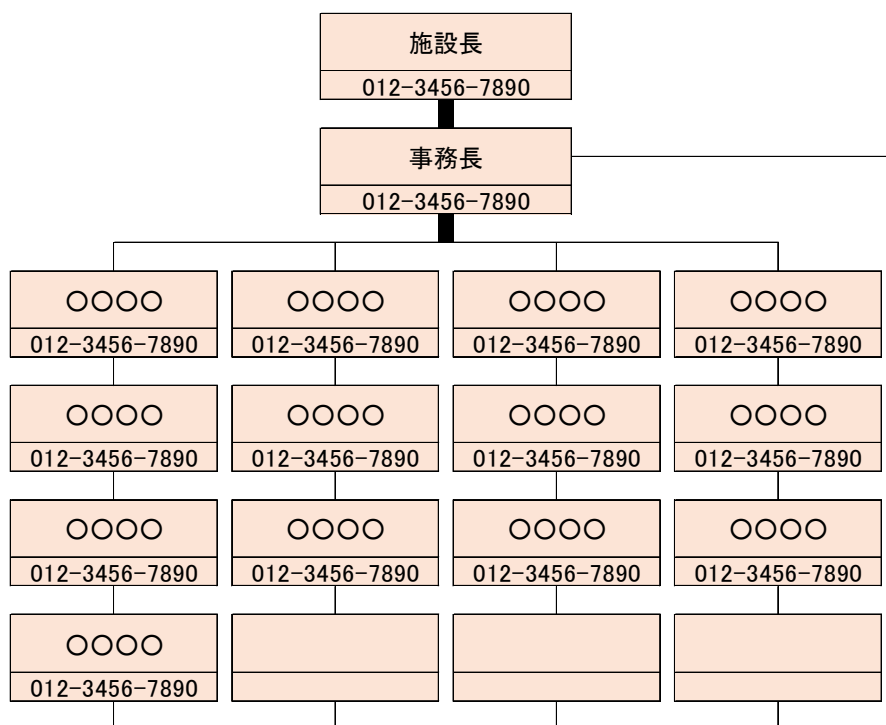
記載例
様式 8

[illegible]

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例
様式 9

12 緊急連絡網



既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

記載例
様式10

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
市町村(防災担当)	012-3456-7890	
市町村(福祉担当)	012-3456-7890	
消防署	012-3456-7890	
警察署	012-3456-7890	
避難誘導等の支援者	012-3456-7890	
医療機関	012-3456-7890	
A会(系列グループホーム)	012-3456-7890	
B小学校	012-3456-7890	

記載例
様式11

様式11

[illegible]

1 単独歩行可能 2 介助必要 3 車いすを使用 4 ストレッチャーや担架が必要 5 その他

6 自宅に帰宅 7 病院に搬送 8 その他

既に防災体制を確立している場合は、それを活用してもよい。

記載例
様式12

15 防災体制一覧表

統括指揮者 (施設長) (代行者 事務長)

情報連絡班	役割		担当者名
	責任者		〇〇〇〇
	心構え	・気象情報等収集	〇〇〇〇
	心構え	・施設職員への情報伝達	〇〇〇〇
	注意	・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集	〇〇〇〇
	注意	・施設職員や避難支援協力者へ連絡	〇〇〇〇
	警戒	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集	〇〇〇〇
	警戒	・利用者家族等への連絡	〇〇〇〇
	非常	・市町村等への連絡	〇〇〇〇
			人数(〇)名

避難誘導班	役割		担当者名
	責任者		〇〇〇〇
	注意	・避難誘導体制の確認	〇〇〇〇
	注意	・避難ルートの確認	〇〇〇〇
	警戒	・避難誘導開始	〇〇〇〇
	非常	・避難完了の確認	〇〇〇〇
	非常	・避難先での利用者支援	〇〇〇〇
	非常	・(緊急安全確保の誘導)	〇〇〇〇
			人数(〇)名

装備品等 準備班	役割		担当者名
	責任者		〇〇〇〇
	心構え	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備	〇〇〇〇
	注意	・移動用車両の手配	〇〇〇〇
	警戒	・要配慮者等の装備品の装着	〇〇〇〇
	警戒	・移動用車両の確保	〇〇〇〇
	警戒	・避難先への持ち出し品等を運搬	〇〇〇〇
	非常	・避難先での持ち出し品等の管理	〇〇〇〇
			人数(〇)名

自衛水防組織活動要領

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織の編成と任務

記載例
別表 1

統括管理者(施設長) (代行者 事務長)

総括・情報班	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 状況の把握 ☐ 洪水予報等の情報の収集 ☐ 情報内容の記録 ☐ 館内放送等による情報伝達 ☐ 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	担当者	役割
	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○	☐ 避難誘導の実施 ☐ 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織装備品リスト

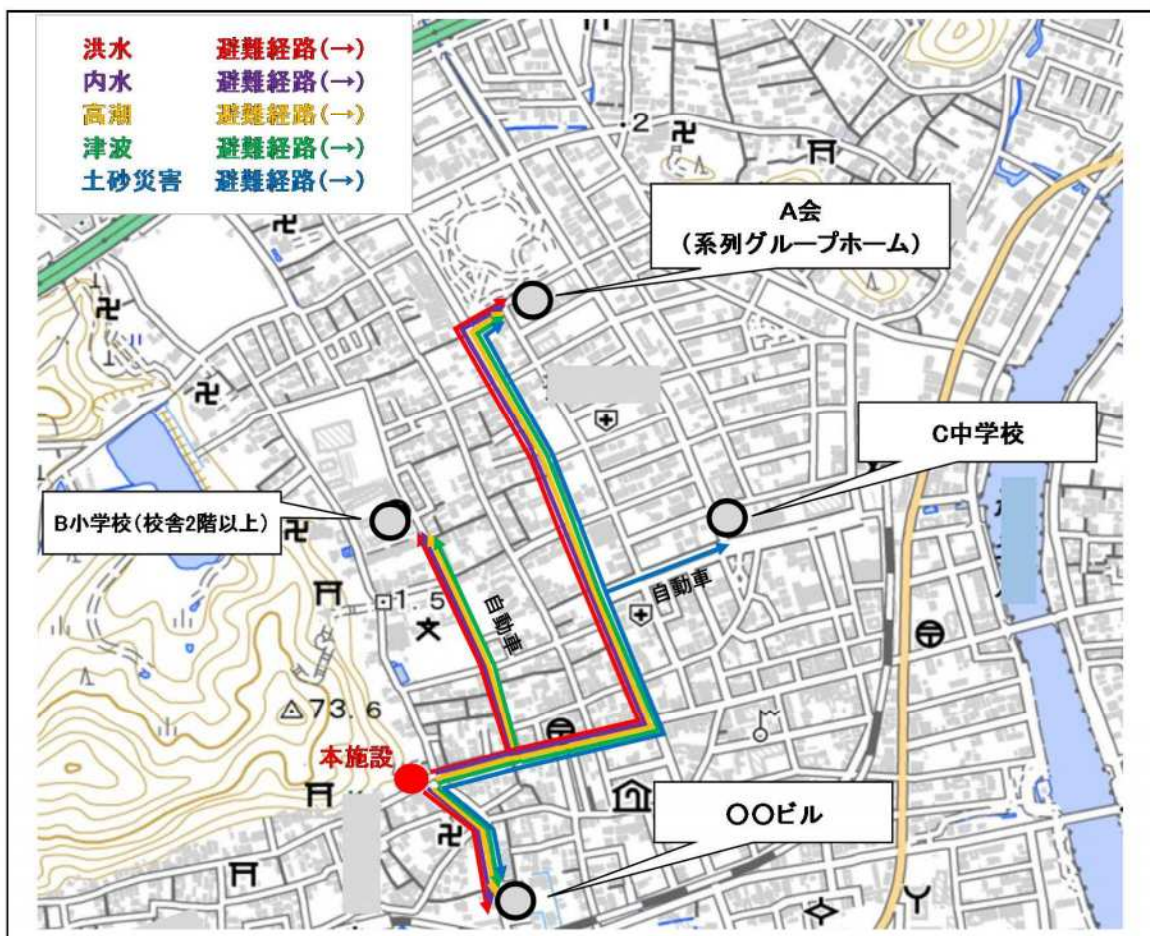
記載例
別表 2

任務	装備品
総括・情報班 避難誘導班	名簿(施設職員、利用者等) 様式5避難確保資器材一覧に掲げるもの。

【避難先までの避難経路図】

洪水時・雨水出水時・高潮時・津波の発生時・土砂災害の発生時の避難先、避難経路は以下のものとする。

	立退き避難					
	避難先1	避難に要する時間	避難先2	避難に要する時間	避難先3	避難に要する時間
洪水	A会(系列グループホーム)	1時間	B小学校(校舎2階以上)	45分	〇〇ビル	30分
雨水出水	A会(系列グループホーム)	1時間	B小学校(校舎2階以上)	45分	〇〇ビル	30分
高潮	A会(系列グループホーム)	1時間	B小学校(校舎2階以上)	45分	〇〇ビル	30分
津波	A会(系列グループホーム)	2時間	B小学校(校舎2階以上)	1時間	〇〇ビル	40分
土砂災害	A会(系列グループホーム)	1時間	C中学校	45分	〇〇ビル	30分

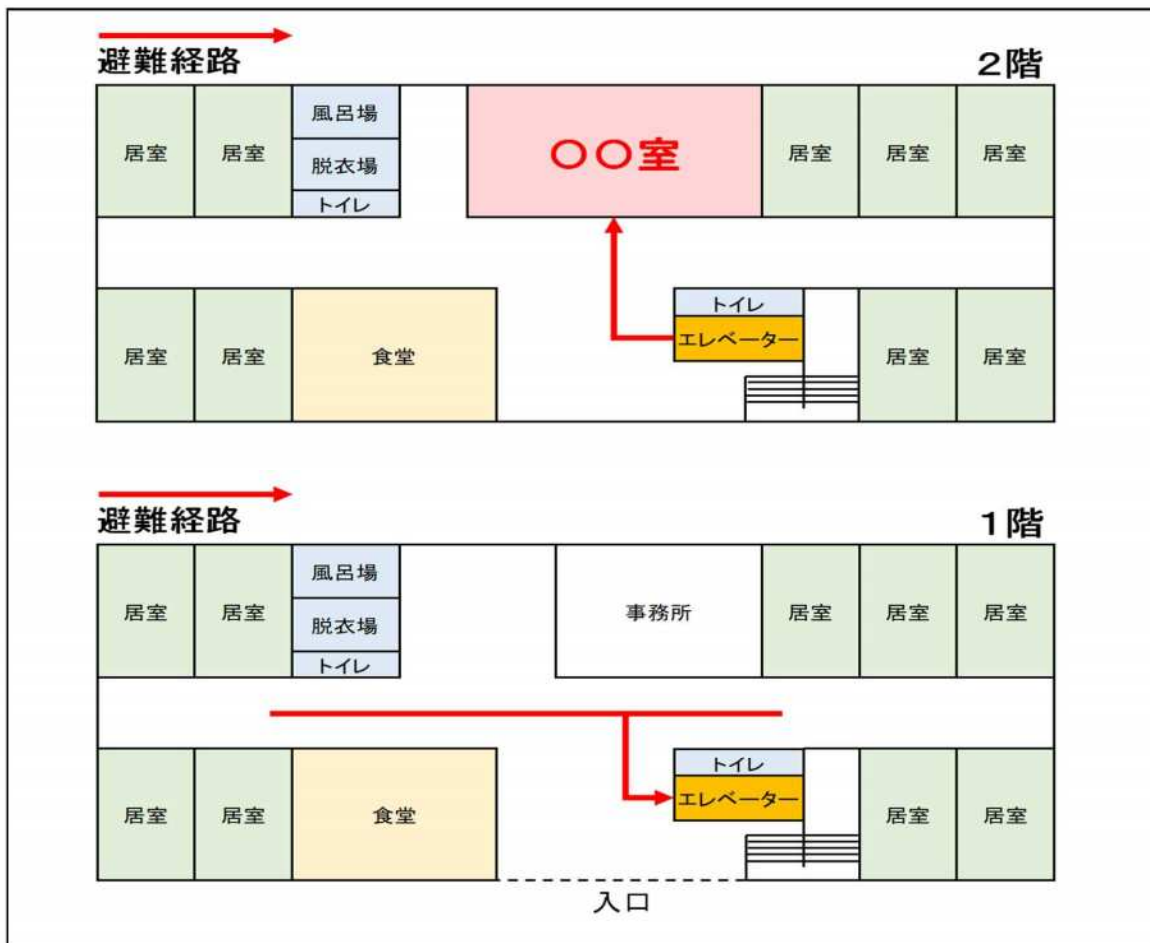


※施設の位置、避難先の位置、避難方法(徒歩、自動車等)、避難に要する時間等を記載してください。
避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設建物内の避難経路図】

洪水時・雨水出水時・高潮時・土砂災害の発生時の施設建物内の避難経路は以下のものとする。

	屋内安全確保	避難に要する時間
洪水	本施設2階〇〇室	15分
雨水出水	本施設2階〇〇室	15分
高潮	本施設2階〇〇室	15分



※施設建物内の避難経路図を記載してください。

避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

記載例 別紙3

ご自身の施設における避難に必要な行動を時系列順に整理したタイムラインを確認しましょう。

施設型タイムラインの設定	統括指揮者 ※全体を指揮	情報連絡班 ※情報収集や伝達	避難誘導班 ※利用者の避難支援	装備品等準備班 ※設備や装備品等の点検・準備
防災気象情報、避難情報				
■早期注意情報 (警報級の可能性) 警戒レベル1	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	・気象情報等収集 ・施設職員への情報伝達	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)	・(避難に必要な設備や 装備品、備蓄品、避難先 への持ち出し品等を点検 し準備)
■大雨注意報 ■洪水注意報 ■高潮注意報 警戒レベル2	・状況把握、指揮 ・施設職員等召集 ・(避難開始判断)	・気象情報、水位情報、 避難情報、避難先情報 等の収集 ・施設職員や避難支援 協力者へ連絡	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)	・避難に必要な設備や装 備品、備蓄品、避難先へ の持ち出し品等を点検し 準備 ・移動用車両の手配
■高齢者等避難 ■洪水警報 ■氾濫警戒情報 ■高潮注意報 ■大雨警報(土砂災害) 警戒レベル3	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	・気象情報、水位情報、 避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	・避難誘導開始	・要配慮者等の装備品 の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品 等を運搬
■避難指示 ■氾濫危険情報 ■高潮警報 ■高潮特別警報 ■土砂災害警戒情報 警戒レベル4	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援 の監督 ・(緊急安全確保の判断)	・市町村等への連絡	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)	・避難先での持ち出し品 等の管理
■緊急安全確保 ■大雨特別警報 ■氾濫発生情報 警戒レベル5	・緊急安全確保			

要配慮者利用施設における避難確保に関する研修資料

～利用者の命、救えますか～

令和4年3月
国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課・砂防計画課

本教材について

目的

大雨による浸水や土砂災害等が発生するおそれがあるとき、高齢者施設等の要配慮者利用施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、具体事例を通じて適切な判断力・避難行動力を養うことを目的とする。

主な対象者

施設の関係者等

進め方

自分のペースで自習し、理解度をチェックしてください。
自習に要する時間は30分から1時間程度です。

※この教材で学習する前に皆さんが従事している施設の避難確保計画に目を通しておくとより学習効果が高まります。

目次

1. 要配慮者利用施設における避難確保の重要性
2. 災害の種類
3. 災害リスクの把握
4. 避難先の選定における留意点
 - 理解度チェック
5. 避難開始のタイミングの考え方
6. 防災気象情報や避難情報の収集
 - 理解度チェック
7. 施設における防災体制の例
8. 総括指揮者の役割の例
9. 情報連絡班の役割の例
10. 避難誘導班の役割の例
11. 装備品等準備班の役割の例
12. 避難訓練の種類
13. 避難訓練における留意点
14. タイムラインの作成と活用
 - 理解度チェック

要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【避難確保計画の作成と訓練の義務】

- 浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波災害警戒区域内に位置し、地域防災計画に定められた施設には、洪水・雨水出水・高潮・土砂災害・津波に対する避難確保計画を作成し、市町村に報告することが義務付けられています。
- また、訓練を実施し、その結果を市町村に報告することが義務付けられています。
- まずは、従事している施設の避難確保計画を確認しましょう。

施設管理者

- 避難確保計画の作成
- 避難訓練の実施



【ポイント】

既存の非常災害対策計画や消防計画、学校の危機管理マニュアル等と一体的に作成することが可能です。

市町村

- ・ 避難確保計画の報告
- ・ 訓練結果の報告



助言・勧告等



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【平成28年8月台風第10号におけるグループホーム楽ん楽ん（岩手県岩泉町）の被害】

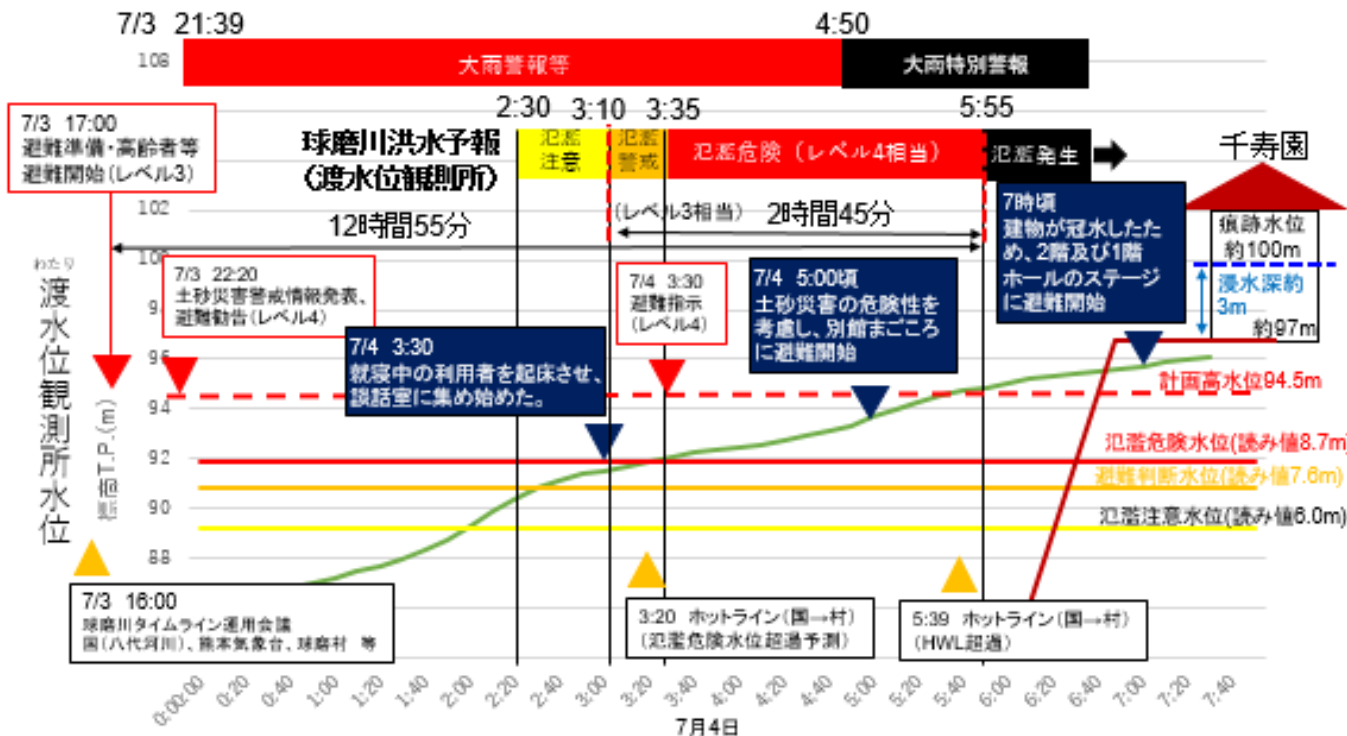
- グループホーム^ら楽ん^ら楽んでは、逃げ遅れにより利用者9名が亡くなる被害が発生しました。
- 施設の職員は、避難準備情報（現在：高齢者等避難）が発令されたことを知っていましたが、避難に時間がかかる高齢者が避難を始めるタイミングとは認識していませんでした。
- 施設は普段から避難訓練を実施していましたが、水害は想定していませんでした。



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【令和2年7月における豪雨特別養護老人ホーム千寿園（熊本県球磨村）の被害】

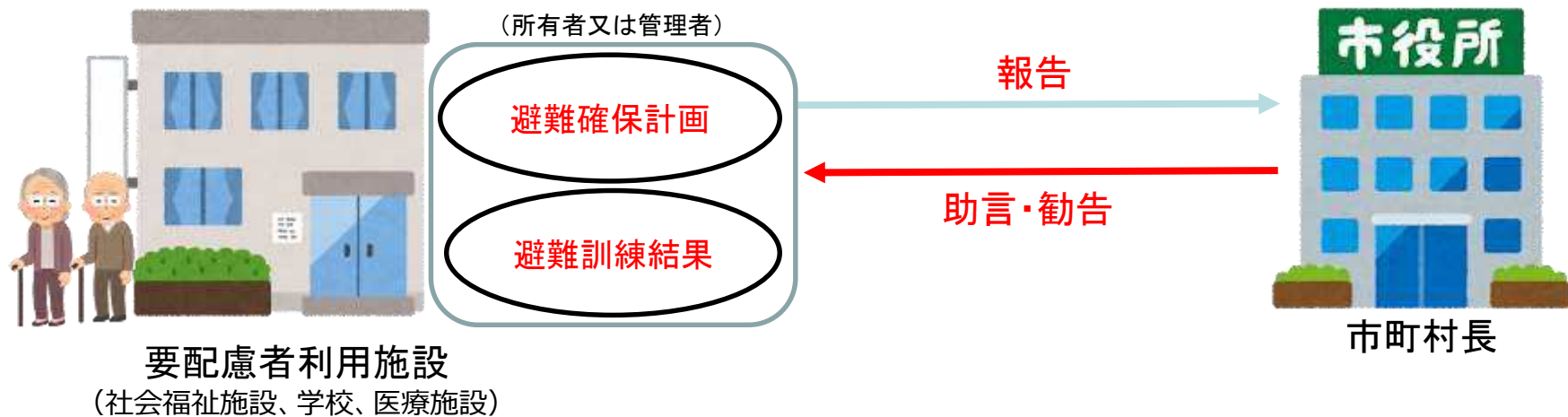
- 特別養護老人ホーム千寿園では、施設の1階が浸水し、利用者65名のうち14名が亡くなる被害が発生しました。
- 施設は、避難計画を作成し訓練を実施していましたが、これまで浸水被害が無かったことから、土砂災害は警戒していたものの、大きな水害が発生することは想定していませんでした。



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【避難確保計画の作成と訓練の実施】

- 岩手県岩泉町の被災を受けて、平成29年に水防法と土砂災害防止法が改正され、市町村の地域防災計画に位置づけられた高齢者施設等の要配慮者利用施設は、**避難確保計画の作成と市町村への報告**、**避難訓練の実施**が義務づけられました。
- 熊本県球磨村の被災を受けて、令和3年に水防法と土砂災害防止法が改正され、**市町村への訓練結果の報告**が義務づけられ、避難確保計画や訓練結果の報告を受けた**市町村が管理者等に対して助言・勧告**する支援制度が創設されました。



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【特別養護老人ホーム川越キングスガーデン（埼玉県川越市）の成功事例】

- 特別養護老人ホーム川越キングスガーデンでは、平成10年の水害経験を踏まえ、**避難確保計画を作成し、毎年、避難訓練を実施**していました。
- 令和元年10月の台風第19号では、避難確保計画や避難訓練で得たノウハウを活かして迅速に避難行動をとり、**利用者や職員が無事に避難**できました。

川越キングスガーデンの対応

12日 10時頃 重篤患者の移動、避難の準備開始
職員24人待機、水位・雨量情報収集

13日 2時頃 避難開始、川越市に避難開始の報告

氾濫 越辺川の破堤

13日 4時頃 避難完了、川越市へ報告

13日 夕方 警察等により、近傍の避難所へ全員避難



スロープ・階段によりC棟 (2階) へ避難



要配慮者利用施設における避難確保の重要性

【特別養護老人ホーム平成の杜（静岡県小山町）の成功事例】

- 特別養護老人ホーム平成の杜は、土砂災害警戒区域内にあるため、**避難確保計画を作成し、日頃から避難訓練を実施**していました。
- 令和元年10月の台風第19号では、職員が利用者を2階へ移動させた後、土石流が施設の1階部分に流入しましたが、**利用者や職員は無事に難を逃れました。**

特別養護老人ホームの対応

午前 10:37 土砂災害警戒情報発表

午前 11:00 避難勧告発令

午後 1:15 避難指示発令

午後 7:30頃 近隣住民からの声かけ
入居者・職員全員2階へ移動



午後 8:00頃 施設1階に大量に土砂が流入

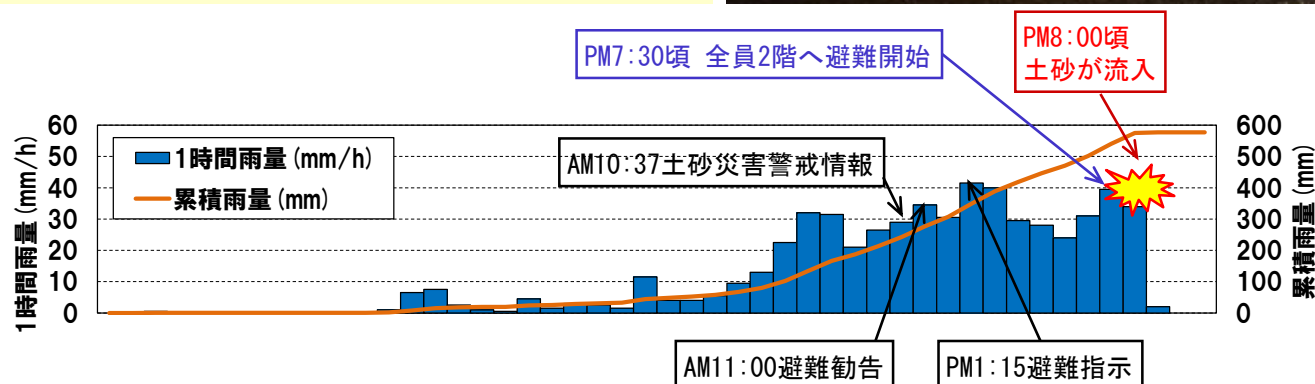
施設長の声『**日頃から避難訓練をしていた**こともあり、
けが人を出さずにすんでよかった』(NHK報道より)



日頃の訓練
の成果



令和元年6月避難訓練実施状況



災害の種類

【洪水、雨水出水、高潮、津波】

- 大雨による災害を大きく分けると、水害と土砂災害になります。
- 大雨を起因とする水害は、比較的大きな河川が氾濫する洪水、降った雨が下水道等で排水できずに浸水する雨水出水（いわゆる内水）があります。
- 大雨を起因としない水害としては、高潮や津波があります。

洪水

大雨により川から水があふれて氾濫すること



雨水出水

雨水が排水施設で川に排水できずに、宅地などにあふれること



平成30年
7月豪雨
(福山市)

高潮

台風や低気圧の接近に伴い、潮位が通常よりも大きく上昇すること



平成16年9月台風18号(広島市)

津波

地震によって生じる海面の盛り上がりや落ち込みによって起こる波が海岸まで押し寄せること



平成23年
東日本大震災

災害の種類

【土砂災害】

○ 土砂災害には、がけ崩れ、土石流、地すべりの3つの種類があります。

土砂災害 の種類

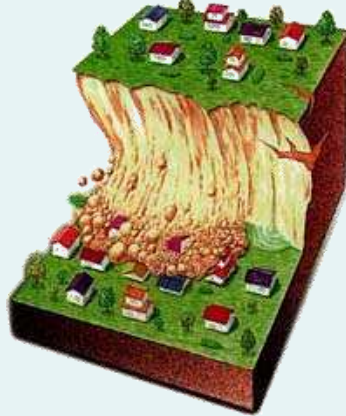
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)

土石流

地すべり

土砂災害 の特徴

急な斜面の土砂が一瞬のうちに崩れる現象



大雨によって崩れた土砂が水と混じって、ものすごい勢いで流れる現象



ゆるやかな傾きの斜面が広い範囲にわたってゆっくり落ちていく現象



災害写真

令和元年10月千葉県



平成30年7月広島県



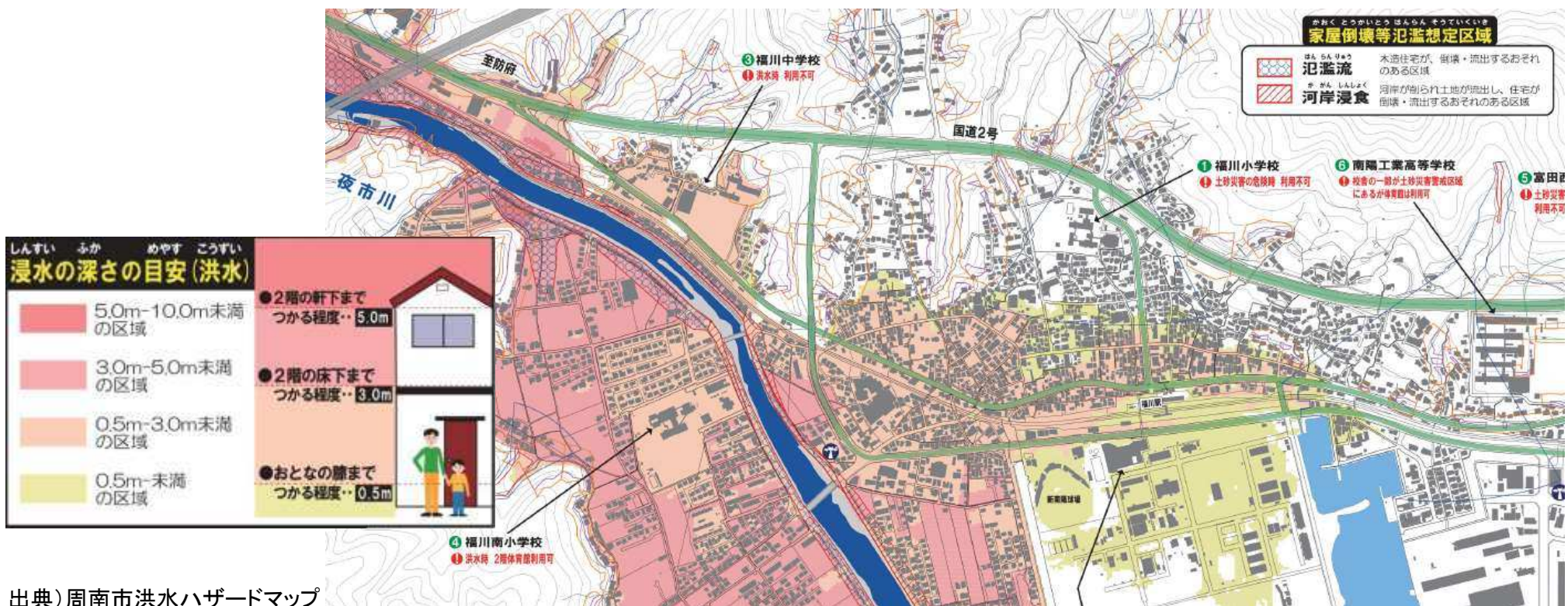
令和3年7月長野県



災害リスクの把握

【想定される浸水深（洪水、雨水出水、高潮）】

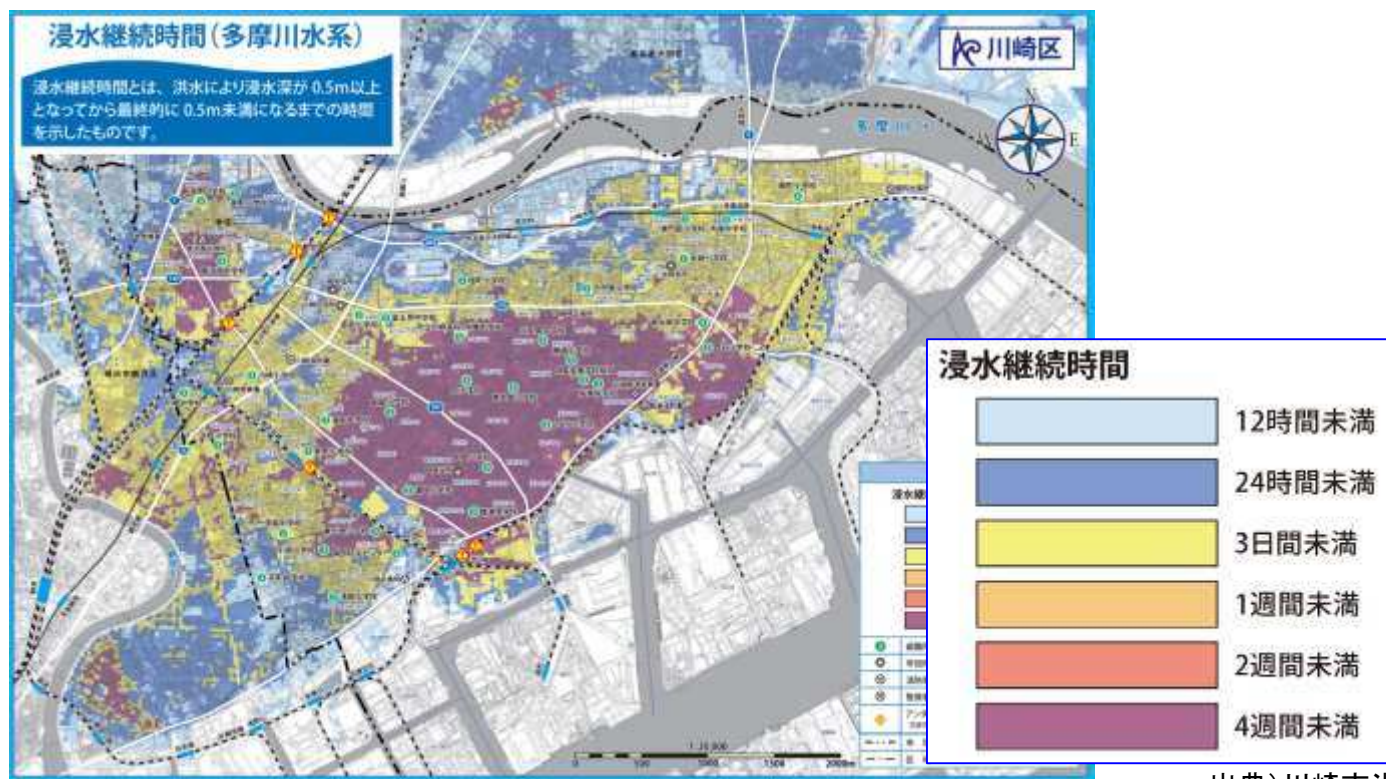
- 市町村が公表している洪水ハザードマップ等には、想定される浸水深が示されています。この情報は、国や都道府県が公表している洪水浸水想定区域でも確認できます。
 - 浸水深が0.5～3.0m未満の場合は、**1階の居室が浸水**します。
 - 浸水深が3.0～5.0m未満の場合は、**2階の居室が浸水**することになります。
 - 浸水しない避難スペースがない場合には、屋内安全確保は選択できません。
- ※避難には、施設内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」と施設外に移動する「立退き避難」があります。



災害リスクの把握

【想定される浸水継続時間（洪水、雨水出水、高潮）】

- 想定される浸水継続時間は、市町村が公表しているハザードマップや国または都道府県が公表している洪水浸水想定区域で確認できます。
- **浸水継続時間が長くなると、水や食糧、薬等の確保が困難**になるおそれがあります。また、**電気やガス、水道、トイレ等の使用ができない**時間が長くなるおそれもあります。
- 屋内安全確保を選択する場合には、**浸水継続時間に応じた対策が必要**です。
※避難には、施設内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」と施設外に移動する「立退き避難」があります。

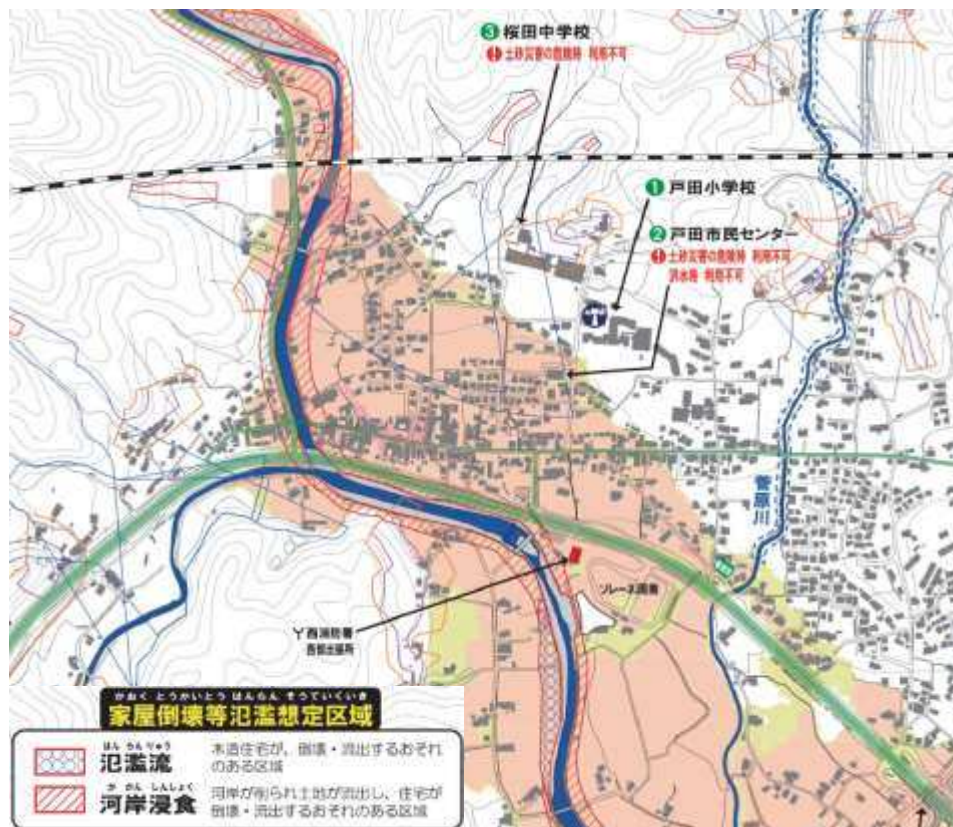


災害リスクの把握

【家屋等倒壊氾濫想定区域（洪水）】

- 家屋等倒壊氾濫想定区域は、河川の氾濫による水の流れや河岸が削られることによって建物が倒壊するおそれのある区域です。
- 家屋等倒壊氾濫想定区域は、市町村が公表しているハザードマップや国や都道府県が公表している洪水浸水想定区域図に示されています。
- この区域に該当する場合には、屋内安全確保は選択できません。

※避難には、施設内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」と施設外に移動する「立退き避難」があります。



出典) 周南市洪水ハザードマップ

氾濫した洪水の流速が早く、
木造家屋が倒壊するおそれのある区域



出典) 平成27年9月関東・東北豪雨(鬼怒川)

洪水の際に河岸が削られて、
家屋が倒壊するおそれのある区域



出典) 平成28年8月北海道大雨(十勝川)

災害リスクの把握

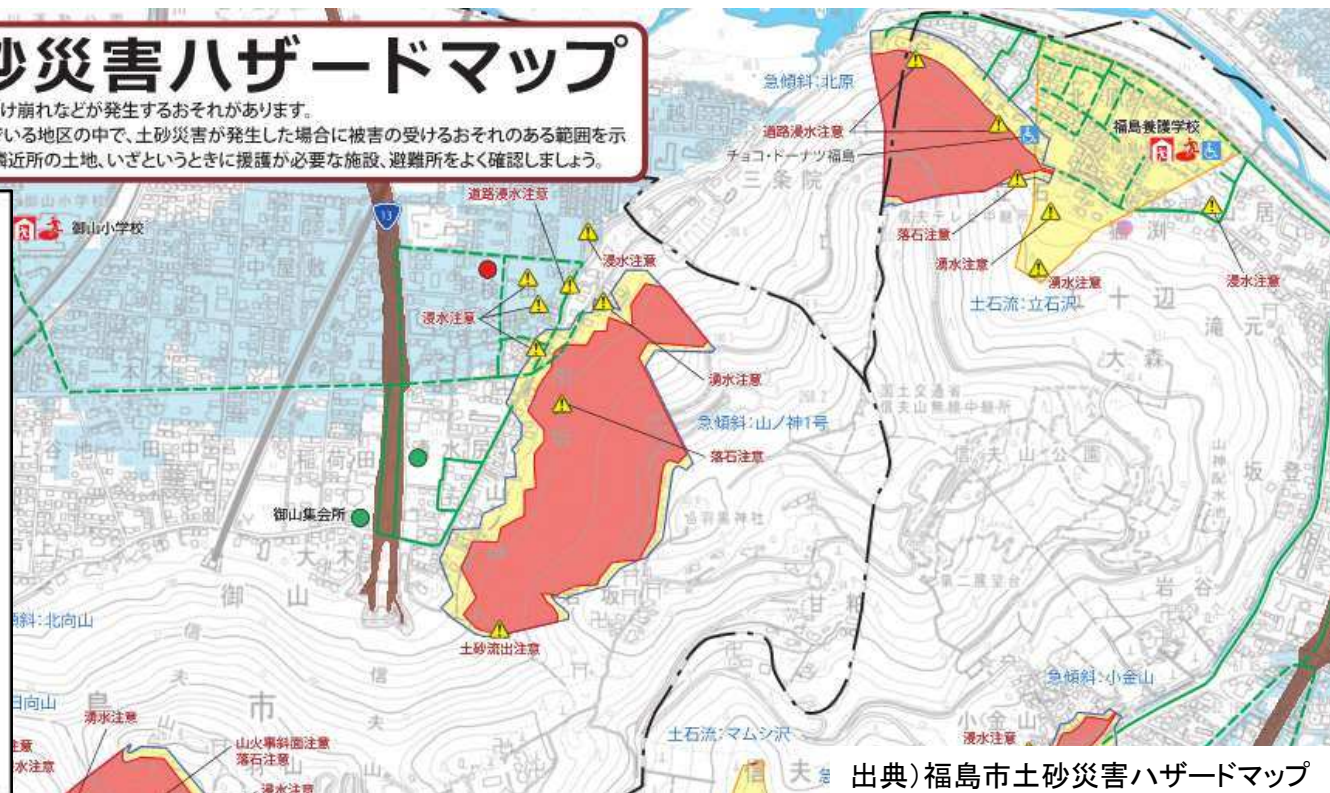
【土砂災害】

- 市町村が公表している土砂災害ハザードマップには、土砂災害警戒区域や土砂災害特別警戒区域が示されています。
- 土砂災害警戒区域は、**建物内に土砂が流入してくるおそれ**のある場所です。
- 土砂災害特別警戒区域は、土砂災害が発生した場合に**建物が損壊するおそれ**がある場所です。
- この区域に該当する場合には、屋内安全確保は選択できません。

※避難には、施設内にとどまって安全を確保する「屋内安全確保」と施設外に移動する「立退き避難」があります。

福島市土砂災害ハザードマップ

急な斜面などでは、大雨や地震の際、がけ崩れなどが発生するおそれがあります。
このハザードマップはみなさんが住んでいる地区の中で、土砂災害が発生した場合に被害の受けるおそれのある範囲を示したものです。自分の住んでいる土地、隣近所の土地、いざというときに援護が必要な施設、避難所をよく確認しましょう。



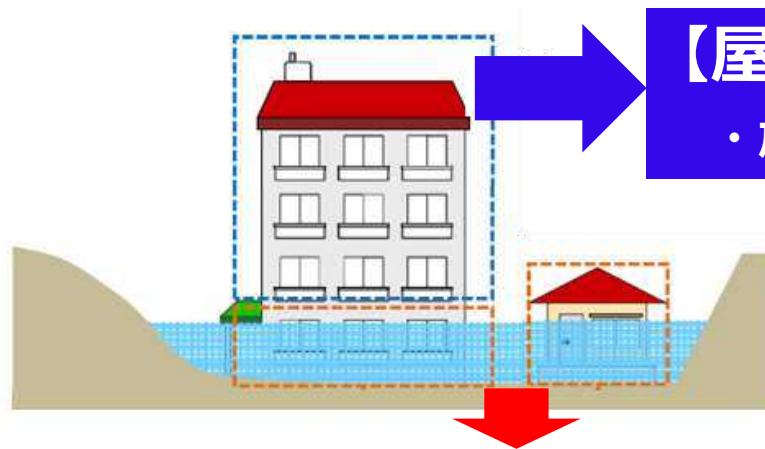
【津波】

- [illegible]

避難先の選定における留意点

【立退き避難と屋内安全確保】

- 立退き避難は、浸水想定区域等の災害リスクにある場所の施設を離れ、浸水想定区域外の避難先に避難することであり、避難行動の基本です。
- 浸水想定区域等の災害リスクのある場所の施設であっても、浸水深より高い階に移動することによって、利用者の安全を確保することが可能な場合があります。こうした施設で、施設内に留まって避難するのが「屋内安全確保」です。



【屋内安全確保】

- ・ 施設の浸水深より高い階

注意：浸水が継続する間生じる可能性がある支障を許容できること。

（水、食糧、薬等の備蓄品の確保、電気、ガス、トイレ等の利用可能か確認）。

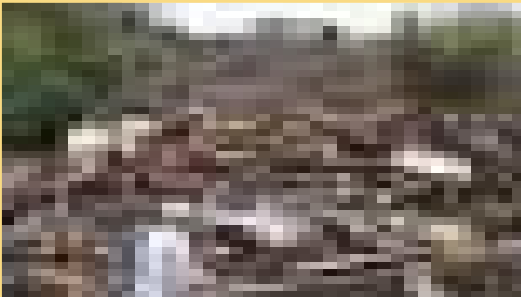
【立退き避難】

- ・ 系列の施設や同種・類似の施設
- ・ 市町村が指定する指定緊急避難場所や指定(福祉)避難所
- ・ 近隣の安全な場所
- ・ 宿泊施設

避難先の選定における留意点

【災害の種類に応じた避難先の選定】

- 避難先は、災害の種類に応じた場所を選定しましょう。次のページに選定フローを示しますので確認してください。

災害種類	洪水		雨水出水
想定区域	家屋倒壊等氾濫想定区域 	浸水のおそれがある区域 	浸水のおそれがある区域 
災害種類	土砂災害	津波	高潮
想定区域	土砂災害(特別)警戒区域 	浸水のおそれがある区域 	浸水のおそれがある区域 
 このオレンジ色の災害は、 家屋倒壊・流失(家ごと流される)の危険があります！			

避難先の選定における留意点

【避難先選定フロー】



ハザードマップで施設の危険性を確認しましょう

1

施設が下記の区域に該当する

☐ はい ☐ いいえ

家屋倒壊等氾濫想定区域

土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区域

津波による
浸水のおそれがある区域

はい

施設外の避難先に
立退き避難

■ 系列の施設や
同種・類似の施設



■ 市町村が指定する
指定(福祉)避難所、
指定緊急避難場所



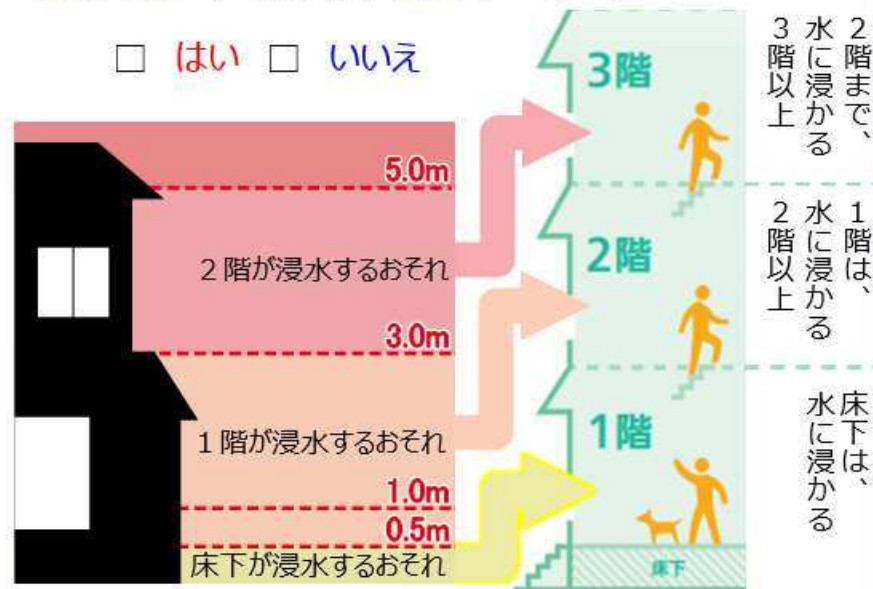
■ 近隣の安全な場所
■ 宿泊施設



2

施設の浸水深より高い所に避難スペースがある

☐ はい ☐ いいえ



いいえ (高い所にスペースがない)

3

浸水継続時間

避難スペースにて
電気や通信、
水道、トイレ等が
使用可能である

☐ はい
☐ いいえ

いいえ

はい

施設内の高い所に
屋内安全確保



理解度チェック（問題）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。

「×」の場合、正解を考えてください。

- ① ハザードマップにおいて、浸水深3.0～5.0m未満と示されている場合は、2階の居室に移動すれば安全を確保できる。
- ② ハザードマップにおいて、家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域と示されている場合は、立退き避難が必要である。
- ③ 避難先は、原則として市町村の指定緊急避難場所を選定すべきであり、安全な場所にあったとしても、系列の施設や他の同種類似施設への避難は適切でない。

理解度チェック（回答）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。
「×」の場合、正解を考えてください。

- ① ハザードマップにおいて、浸水深3.0～5.0m未満と示されている場合は、2階の居室に移動すれば安全を確保できる。
- ② ハザードマップにおいて、家屋倒壊等氾濫想定区域や土砂災害警戒区域と示されている場合は、立退き避難が必要である。
- ③ 避難先は、原則として市町村の指定緊急避難場所を選定すべきであり、安全な場所にあったとしても、系列の施設や他の同種類似施設への避難は適切でない。

間違っているのは、①と③です。
正解は以下のとおりです。

- ① ハザードマップにおいて、浸水深3.0～5.0m未満と示されている場合は、2階の居室まで浸水するため、3階以上の居室等に移動する必要がある。
- ② 【正解○】
- ③ 避難先は、安全な場所にあり、かつ利用者の支援が可能であれば、市町村の指定緊急避難場所や福祉避難所のほかに、系列の施設、他の同種・類似の施設等を選定することができる。

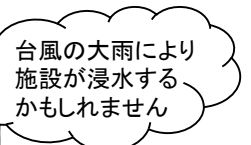
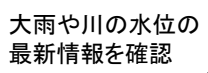
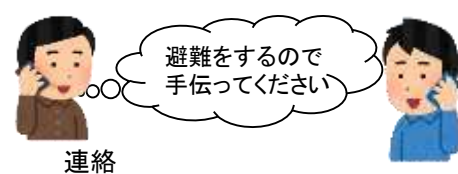
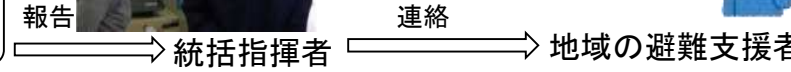
避難開始のタイミングの考え方

- 避難開始は、原則として、市町村から警戒レベル3高齢者等避難が発令された時です。ただし、利用者全員の避難完了までに多くの時間を要する場合は、この発令を待つことなく**早めに避難を開始することが必要**です。
- また、夜間の避難は危険を伴うことから、夜間に災害の発生が切迫するおそれがある場合には、**日没までの立退き避難を完了**するようにしましょう。
- 通所型の施設の場合は、事前休業を選択することが、**利用者の安全確保につながります**。事前休業の実施基準を満たした場合は、**躊躇することなく事前休業の実施を判断することが重要**です。

警戒 レベル	1	2	3	4	5
避難 情報等	早期注意情報 (警報級の可能性)	大雨注意報 洪水注意報	高齢者等避難	避難指示	緊急安全確保
施設の 行動	情報収集 	● 日没までの避難完了 ● 前日の休業判断 	避難開始 	避難完了 	

防災気象情報や避難情報の収集

- 防災気象情報や避難情報は、初動体制の確立や避難開始の判断等をするために必要なものです。
- **収集する情報の内容や入手方法、伝達する情報の内容と伝達先をあらかじめ決めて確認**しておきましょう。

種 類	名 称	入手手段 と 伝達イメージ
台風等の 情報	■週間天気予報、天気予報 ■台風情報 ■早期注意情報	□テレビのデータ放送 □ラジオ     
雨の情報	■大雨注意報、洪水注意報 ■大雨警報、洪水警報 ■土砂災害警報情報 ■大雨特別警報 ■降水短時間雨量予測 ■キキクル（危険度分布）	□インターネット     
河川の情報	■氾濫注意情報 ■氾濫警戒情報 ■氾濫危険情報	□防災情報メール □スマートフォンアプリ     
避難の情報	■警戒レベル3（高齢者等避難） ■警戒レベル4（避難指示） ■警戒レベル5（緊急安全確保）	    

理解度チェック（回答）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。

「×」の場合、正解を考えてください。

- ① 避難開始のタイミングは、市町村が警戒レベル3（高齢者等避難）を発令した時であり、避難に多くの時間がかかる場合であっても、この発令を待たずに避難を開始することは適切ではない。
- ② 夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに立退き避難を完了するよう早めの避難行動が必要である。
- ③ 通所型の施設の場合は、事前休業を選択することが、利用者の安全確保につながるため、事前休業の実施基準を満たした場合は、躊躇することなく事前休業の実施を判断することが重要である。

理解度チェック（回答）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。

「×」の場合、正解を考えてください。

- ① 避難開始のタイミングは、市町村が警戒レベル3（高齢者等避難）を発令した時であり、避難に多くの時間がかかる場合であっても、この発令を待たずに避難を開始することは適切ではない。
- ② 夜間に災害が発生するおそれがある場合には、日没までに立退き避難を完了するよう早めの避難行動が必要である。
- ③ 通所型の施設の場合は、事前休業を選択することが、利用者の安全確保につながるため、事前休業の実施基準を満たした場合は、躊躇することなく事前休業の実施を判断することが重要である。

間違っているのは、①です。
正解は以下のとおりです。

- ① 原則として市町村から警戒レベル3（高齢者等避難）の発令時であるが、避難先までの移動、全ての利用者の避難準備等に多くの時間がかかる場合は、この発令を待つことなく、避難を開始することが重要である。
- ② 【正解○】
- ③ 【正解○】

施設における防災体制の例

- 利用者の円滑な避難を確保するためには、防災体制を機能的に組織する必要があります。
- 職員だけで利用者の避難支援が困難な場合には、**地域住民や利用者の家族、地元の企業等の外部の協力も得て体制を構築**しましょう。
- また、夜間や休日などに迅速に駆けつけることができる**緊急参集者も決めておく**ことが重要です。

職員一人一人が担当する内容を把握し、いざというときに対応できるようにしましょう！

- ①全体を指揮する
「統括指揮者」



- ②情報収集や伝達を担当する
「情報連絡班」



- ④避難に必要な設備や装備品等を
点検し準備する「**装備品等準備班**」



- ③利用者の避難支援を担当する
「**避難誘導班**」



統括指揮者の役割の例

【全体を統括する「統括指揮者」の役割】

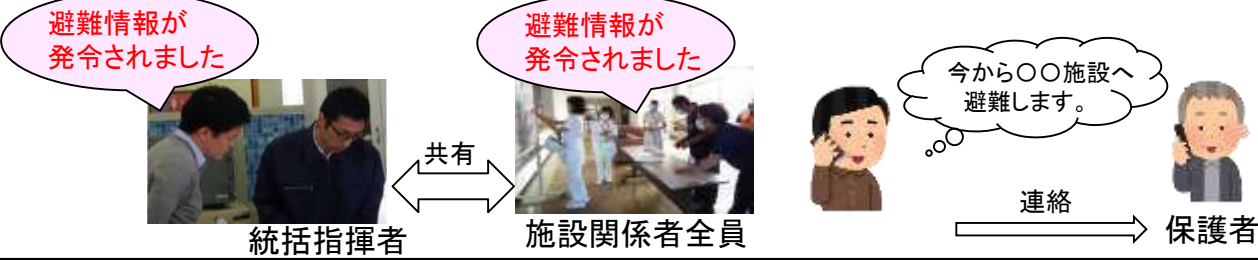
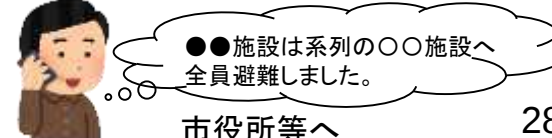
- 統括指揮者の役割は、状況を把握し**全体を指揮**することです。
- 警戒レベル等に応じて、職員等の召集や**避難開始の判断**を行います。
- 通所施設においては、**事前休業の判断**も行います。

レベル	統括指揮者	対応イメージ
警戒レベル1 災害への心構えを高める段階	・状況把握、指揮 ・体制確立の判断 ・事前休業の判断	明日、警報が発表される可能性が高い。 高齢者等避難が発令されるかもしれない。 避難の手順を確認しておこう。 事前休業の判断も考えておこう！ 
警戒レベル2 ＜注意体制＞	・状況把握、指揮 ・職員等召集 ・(避難開始判断)	夜中に、高齢者等避難が発令されるかもしれない。 参集職員に声をかけておこう。 川の水位がキケンです 情報連絡班 統括指揮者 施設の体制を整えてください。  
警戒レベル3 ＜警戒体制＞	・状況把握、指揮 ・避難開始判断	避難場所まで避難を開始します 
警戒レベル4 ＜非常体制＞	・状況把握、指揮 ・避難先での利用者支援の監督 ・(緊急安全確保の判断)	利用者の状況確認及び支援  

情報連絡班の役割の例

【情報収集や伝達を担当する「情報連絡班」の役割】

- 情報連絡班の役割は、防災気象情報や避難情報を収集し、統括指揮者や職員に情報を伝達することや、市町村等の関係機関や避難先、利用者の家族と連絡を取り合うことです。

レベル	情報連絡班	対応イメージ
警戒レベル1 災害への心構えを高める段階	・気象情報等収集 ・職員への情報伝達	 災害級の大雨が予想されています。今後の情報に注意してください。 台風進路や大雨の予想情報を確認 情報伝達 台風の大雨により施設が浸水するかもしれません
警戒レベル2 ＜注意体制＞	・気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集 ・職員や避難支援協力者へ連絡	 大雨や川の水位の最新情報を確認 川の水位がキケンです 報告 統括指揮者 連絡 避難をするので手伝ってください 地域の避難支援者
警戒レベル3 ＜警戒体制＞	・気象情報、水位情報、避難情報等の収集 ・利用者家族等への連絡 ・市町村等への連絡	 避難情報が発令されました 避難情報が発令されました 共有 統括指揮者 施設関係者全員 連絡 今から〇〇施設へ避難します。 保護者
警戒レベル4 ＜非常体制＞	・市町村等への連絡	 ●●施設は系列の〇〇施設へ全員避難しました。 市役所等へ

避難誘導班の役割の例

【利用者の避難支援を担当する「避難誘導班」の役割】

- 避難誘導班の役割は、利用者の避難誘導を行うことです。
- 避難誘導を行うにあたって、事前に誘導方法の確認や避難ルートの確認を行います。避難完了後は、利用者の点呼も行います。

レベル	避難誘導班	対応イメージ
警戒レベル1 災害への心構えを高める段階	・(避難誘導体制の確認) ・(避難ルートの確認)	 
警戒レベル2 ＜注意体制＞	・避難誘導体制の確認 ・避難ルートの確認 ・(避難誘導開始)	
警戒レベル3 ＜警戒体制＞	・避難誘導開始 ■ 立退き避難   ■ 屋内安全確保   	
警戒レベル4 ＜非常体制＞	・避難完了の確認 ・避難先での利用者支援 ・(緊急安全確保の誘導)	利用者の状況確認及び支援   

装備品等準備班の役割の例

【避難に必要な設備や装備品等を点検し準備する「装備品等準備班」の役割】

- 装備品等準備班は、避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備します。
- また、避難に必要な移動用の車両手配や避難先への持ち出し品の運搬、利用者への装備品の装着等を行います。

レベル	装備品等準備班	対応イメージ
警戒レベル1 災害への心構えを高める段階	・（避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備）	車いすなどを確保できているか  必要な備蓄品は確保できているか 
警戒レベル2 ＜注意体制＞	・避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備 ・移動用車両の手配	すぐ使えるところにあるか  避難に必要な車両は確保できたか 
警戒レベル3 ＜警戒体制＞	・利用者への装備品の装着 ・移動用車両の確保 ・避難先への持ち出し品等を運搬	■ 服装の着替え  ■ 移動の準備  ■ リフト車への移動 
警戒レベル4 ＜非常体制＞	・避難先での持ち出し品等の管理	■ 利用者の支援に必要な薬や食料の確保・管理 

避難訓練の種類

【立退き避難、屋内安全確保】

- 利用者を避難先に移動させる訓練としては、立退き避難訓練と屋内安全確保訓練があります。
- 立退き避難訓練は、施設外の避難先に利用者を移動させる訓練です。
- 屋内安全確保訓練は、施設の上階などに利用者を移動させる訓練です。
- 訓練は、職員のみならず、**避難支援協力者の参加も得て行う**ようにしましょう。

訓練種類

立退き避難訓練

訓練
イメージ

施設内移動 ⇒ 車両への移動、徒歩⇒
避難先(利用者の支援)



屋内安全確保訓練

施設上階への移動(階段・エレベーター)⇒
上階での利用者の支援



避難訓練の種類

【図上訓練、情報収集・情報伝達訓練・避難経路等の確認訓練】

- 図上訓練は、避難先までの立退き避難訓練や屋内安全確保訓練のシミュレーションを行う訓練です。情報収集・情報伝達訓練を合わせて行う場合があります。
- 情報収集・情報伝達訓練は、避難に必要な防災気象情報や避難情報を収集し、その情報を職員や避難支援協力者等に伝達する訓練です。
- 避難経路等の確認訓練は、現地を実際に見て、避難先や避難経路の安全性等について確認する訓練です。

訓練種類	図上訓練	情報収集・情報伝達訓練	避難経路等の確認訓練
訓練イメージ	・地図等を活用したイメージ訓練  	・日頃からの気象情報等の確認 ・施設内での情報伝達訓練  	・避難先までの移動時間の確認 ・大雨時における安全性の確認  

避難訓練の種類

【設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練】

- 設備・装備品・備蓄品・持ち出し等の確認訓練は、避難に必要な設備や装備品の点検や備蓄品の在庫確認、避難先への持ち出し品を準備する訓練です。

訓練の種類

設備・装備品・備蓄品・
持ち出し品等の確認訓練

訓練
イメージ

- ・利用者の避難に必要なものを確保
- ・避難先にて必要なものを確保
- ・移動しやすい場所にあるかの確認



【参考】屋内安全確保で避難するときの注意点

○施設内に数日間過ごせる量の食糧や水、薬を備蓄しておきましょう。

○停電、断水、ガスの供給停止に備え、施設内に数日間過ごすための懐中電灯、非常用電源、携帯用トイレ等を備蓄しておきましょう。



【参考】避難支援に必要な設備や機材等

○エレベーターの活用に加え、非常用電源の設置やエレベーターの代替えとなるスロープの設置、階段昇降機の設置、車椅子等を支援者が持ち上げることも想定した階段幅の確保しましょう。

○避難及び避難先における支援に必要な装備品や備蓄品を適切に確保しておきましょう。

※電力を必要としないものや蓄電池により稼働するもの



※車椅子や担架等を支援者が持ち上げることを想定した階段幅



非常用発電機

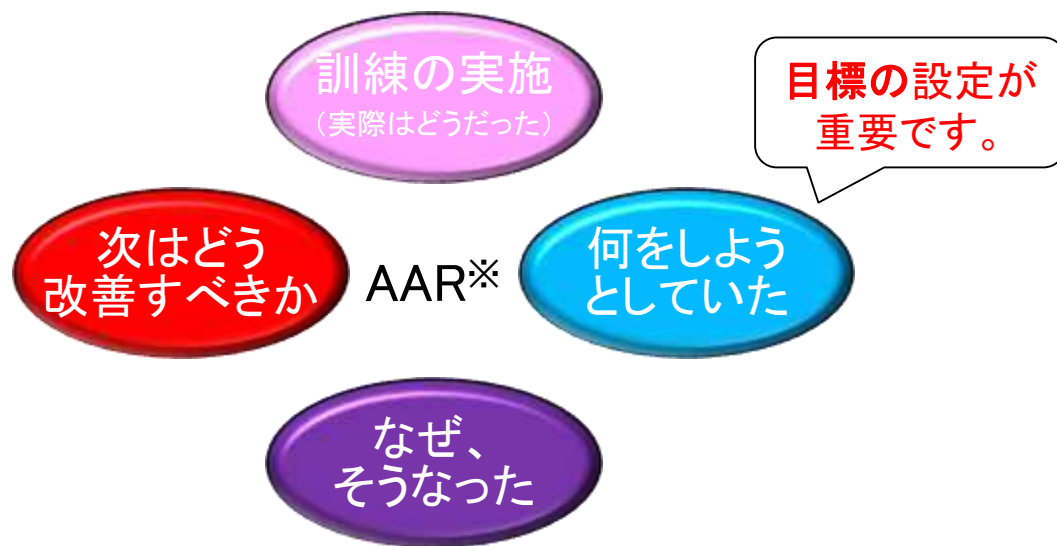


スロープ



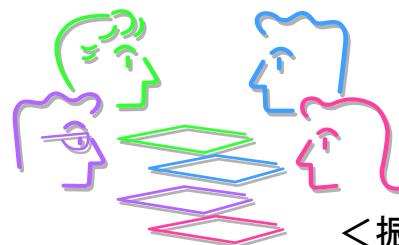
避難訓練における留意点

- 避難訓練は、**毎年実施することが重要**です。
- また、訓練結果は**市町村に報告**する必要があります。
- 訓練終了後には、参加者により**訓練の振り返り（AAR※）を実施**し、必要に応じて**避難確保計画を見直すとともに**、避難体制の改善につなげるようにしましょう。
- 訓練結果の振り返りを適切に実施するためには、**あらかじめ訓練の目的と目標を決めておく**ことが重要です。



5分程度でできるので、是非、やってみましょう。

1. 何をしようとしていた？
2. 実際はどうだった？
3. なぜそうなった？
4. 次はどう改善すべきか？



＜振り返り(AAR)のイメージ＞

※AAR(After Action Review)とは、訓練で明らかになった失敗や課題を当事者同士で議論し、次への改善や教訓として組織の災害対応に活かす「ふりかえり」です。

タイムラインの作成と活用

- 情報収集や情報伝達、防災体制の確立、装備品等の準備、避難誘導の実施などの
防災行動を時系列で整理し、タイムラインを作成しておきましょう。
- タイムラインは、日中や夜間といった避難する時間帯、施設の特徴などに応じて、**複数のケースのものを作成**しておくことが必要です。



理解度チェック（問題）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。

「×」の場合、正解を考えてください。

- ① 統括指揮者（施設管理者の場合もある）の役割は、防災体制の確立や職員等の召集、避難開始の判断、事前休業の判断等である。
- ② 避難訓練を振り返るためには、目的（確認すべき事項）と目標を決めておくことが重要であり、訓練終了後には、参加者による訓練の振り返りを実施することが大切である。
- ③ 避難確保計画は、一度作成すれば見直す必要はない。

理解度チェック（回答）

次の内容は「○」か「×」どちらでしょうか。

「×」の場合、正解を考えてください。

- ① 統括指揮者（施設管理者の場合もある）の役割は、防災体制の確立や職員等の召集、避難開始の判断、事前休業の判断等である。
- ② 避難訓練を振り返るためには、目的（確認すべき事項）と目標を決めておくことが重要であり、訓練終了後には、参加者による訓練の振り返りを実施することが大切である。
- ③ 避難確保計画は、一度作成すれば見直す必要はない。

間違っているのは、③です。
正解は以下のとおりです。

- ① 【正解○】
- ② 【正解○】
- ③ 訓練終了後には、参加者により訓練の振り返り（AAR）を実施し、必要に応じて避難確保計画を見直すとともに、避難体制の改善につなげるようにしましょう。

事 務 連 絡
令和 3 年 1 2 月 2 7 日

各地方整備局等総務部会計課担当者 殿
企画部広域計画課担当者 殿
各地方公共団体
社会資本整備総合交付金担当者 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房
社会資本整備総合交付金等総合調整室

令和 5 年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて

平素より、国土交通行政の推進についてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

近年、風水害・土砂災害が激甚化・頻発化する中、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）及び「水防法」（昭和 24 年法律第 193 号）においては、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、避難確保計画を策定することを義務づけるとともに、「災害対策基本法」（昭和 36 年法律第 223 号）においては、市町村に対して、避難行動要支援者名簿を作成した上で、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することとしています。

本年 10 月 20 日に行われた財政制度等審議会では、「平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスプレイを設けるべき。」との指摘がなされました（資料）。これを踏まえ、地域の防災・減災、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の重点配分対象について、令和 5 年度以降の予算で以下及び別紙のとおり見直しを行います。

（1）令和 5 年度予算における対応

土砂災害防止法第 8 条の 2 及び水防法第 15 条の 3 に基づく避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設が存在し、かつ、災害対策基本法第 49 条の 11 に基づく避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村（以下「該当市町村」という。）が単独で策定した整備計画については、重点配分の対象外といたします。また、該当市町村が単独で都道府県と策定する整備計画についても同様といたします。

（２）令和６年度以降の予算における対応

該当市町村が策定主体に含まれる整備計画は全て、重点配分の対象外といたします。

ただし、本年７月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和３年法律第３１号）に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設については、当面の間、上記（１）及び（２）の運用の対象外といたします。

つきましては、令和５年度以降の運用に向けて、防災や福祉を担当する部局とも連携し、避難確保計画の策定を行っていない要配慮者利用施設に対して計画策定指導を行っていただくとともに、避難支援者に対して避難行動要支援者名簿の提供を進めていただきますようお願い申し上げます。

土砂災害防止法及び水防法に基づく避難確保計画策定に係る留意事項については、水管理・国土保全局からも改めて通知を発出いたします。

以上

<添付資料>

資料 財政制度等審議会財政制度分科会歳出改革部会（令和３年１０月２０日）資料１

「社会資本整備」（抜粋）

別紙 重点配分の考え方

(参照条文)

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)(抄)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第八条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における同項の要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)(抄)

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

- 6 市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 8 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）（抄）

（避難行動要支援者名簿の作成）

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

- 2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - 一 氏名
 - 二 生年月日
 - 三 性別
 - 四 住所又は居所
 - 五 電話番号その他の連絡先
 - 六 避難支援等を必要とする事由
 - 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- 3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

（名簿情報の利用及び提供）

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

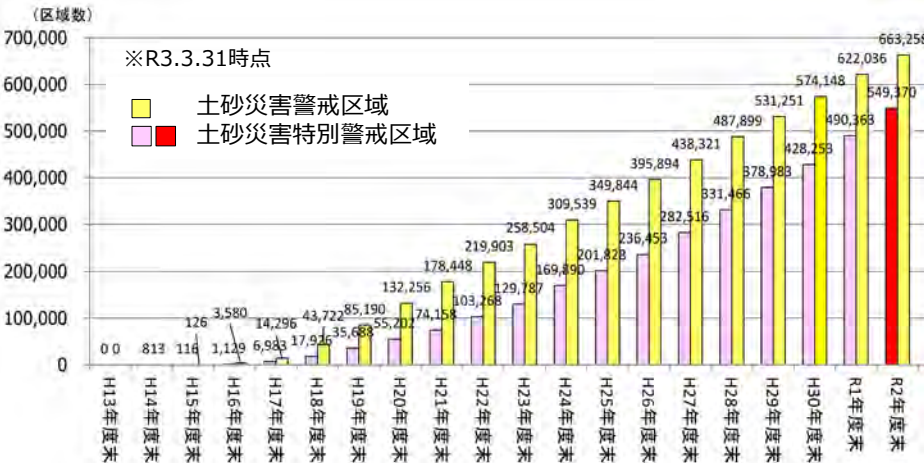
- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主

防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項、第四十九条の十四第三項第一号及び第四十九条の十五において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

- 土砂災害防止法や水防法に基づくハザードエリアの指定はここ10年で大きく進展。
 - 他方、市町村の監督の下、要配慮者利用施設※の所有者等に義務づけられている避難確保計画の策定を行っていない施設は3割強、避難支援者に対して避難行動要支援者名簿の情報を提供していない市町村は1割強存在。
- ※社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設

全国の土砂災害警戒区域等の指定状況推移



○要配慮者に関する法令上の義務

①「避難確保計画」の作成等

（要配慮者利用施設の所有者又は管理者）

土砂災害防止法8条の2、水防法15条の3

②「避難行動要支援者名簿」の作成等

（市町村長）

災害対策基本法49条の10、49条の11

①要配慮者施設の「避難確保計画」の作成状況

	土砂災害 防止法	水防法
市町村地域防災計画に位置づけられている要配慮者利用施設の数	19,261	96,508
うち、避難確保計画を作成した施設の数	12,666 (65.8%)	63,776 (66.1%)
うち、計画に基づく避難訓練を実施した施設の数	5,305 (27.5%)	24,872 (25.8%)

※R3.3.31時点

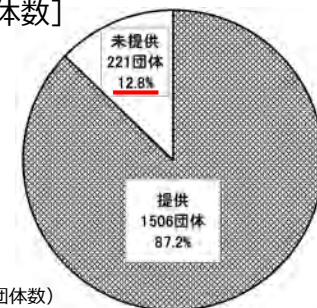
洪水浸水想定区域の指定状況推移



- ※1 H22～H25年度にかけて、河川事務所ごとの公表から河川ごとの公表に変更したため、計画規模公表数が減少している
- ※2 H27年度より想定最大規模の洪水に係る区域に拡充、翌年より反映を実施
- ※3 「計画規模」は、10～100年に1回程度発生する降雨規模を想定

②平常時からの避難支援等関係者への「避難行動要支援者名簿」の提供状況

〔名簿の全部または一部を提供した団体数〕



n=1,727（作成済団体数）

※R2.10.1時点

防災・減災に資するソフト対策の強化

- 平時からの避難訓練が災害時の安全を左右する可能性に鑑み、法律に基づく義務である避難確保計画の策定等が確実に行われるよう、こうした対策を行っていない地域に対してハード整備におけるディスインセンティブを設けるべき。
- また、土砂災害特別警戒区域において、都道府県知事が行った移転勧告の事例は、平成13年の制度創設以来2戸しかないため、事前のリスク回避につながる移転勧告がより積極的に行われるような運用改善を検討すべき。

特別養護老人ホーム「千寿園」（熊本県球磨村）

「令和2年7月豪雨」において浸水。全員が避難ができず、入所者14名の犠牲者が発生。



避難確保計画を作成していたが、**土砂災害のみを対象**としていた。

※これまで千寿園は浸水しておらず、球磨川の導流堤も完成したため千寿園周辺の大規模水害の可能性は低いと考えていた。

【土砂災害防止法】

第二十六条

都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大いであると認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(参考)

土砂災害警戒区域等に居住する世帯の状況 ※全国における推計	
総世帯数 (主世帯数の合計)	51,984,188 (100%)
土砂災害警戒区域等に 居住している世帯の合計	1,571,019 (3.0%)
-土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	1,369,216 (2.6%)
-土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	201,803 (0.4%)

特別養護老人ホーム「愛幸園」（秋田県大仙市）

愛幸園では、平成29年7月の大雨において迅速な避難が行われた。

洪水に対する避難確保計画を追加改正（H28.10）

【避難路計画】
往路と復路を事前に設定

【避難基準水位】
H23.6.24洪水時の水位を基に、基準水位（神宮寺水位6.60m）を設定

【避難訓練】
避難確保計画に基づき、洪水に備え避難訓練を実施



愛幸園の対応

22日夜
職員15人待機
水位・気象情報収集

23日 5:40
神宮寺水位
基準水位6.6m超過

職員全員を招集

23日 7:30
避難開始

23日 10:00頃
避難完了

福岡県における土砂災害防止法第26条に基づく移転等の勧告

移転等の勧告に至るまでの経緯

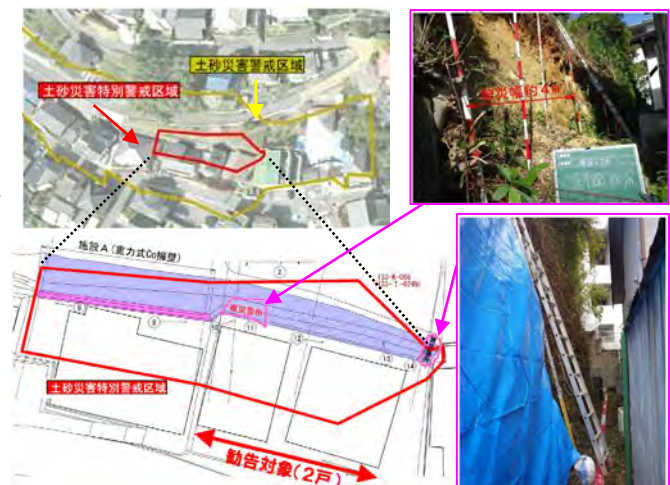
H25.12.24
区域指定告示

H28.6.22
斜面崩壊発生、避難勧告発令

H28.11.27
学識者による現地調査

H28.11.30
県知事から対象者(2名)へ
移転等の勧告を実施

H29.2.28
2戸の除去工事完了



重点配分の考え方(令和5年度)

令和5年度

- ①避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない市町村(以下「該当市町村」という。)が単独で策定する整備計画は重点配分の対象外。
- ②該当市町村が単独で都道府県と策定している整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市**・・・避難確保計画**未策定**の要配慮者利用施設が存在、
かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供していない**
- C市**・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画**策定済**、
かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を**提供済**
- D県**・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外 (①に該当)
整備計画β	A市 、 D県	重点配分対象外 (②に該当)
整備計画γ	A市 、 B市 、 C市	配分の考え方に記載の条件を満たせば 重点配分対象に
整備計画δ	A市 、 B市 、 D県	配分の考え方に記載の条件を満たせば 重点配分対象に

令和6年度以降

避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない自治体が策定主体に含まれる整備計画は重点配分の対象外。

(例)

- A市、B市・・・避難確保計画未策定の要配慮者利用施設が存在、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供していない
- C市・・・要配慮者利用施設は全て避難確保計画策定済、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報を提供済
- D県・・・A市、B市、C市の所在県

計画例	策定主体	重点配分の考え方
整備計画α	A市	重点配分対象外
整備計画β	A市、D県	重点配分対象外
整備計画γ	A市、B市、C市	重点配分対象外
整備計画δ	A市、B市、D県	重点配分対象外

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 23 日

各地方整備局等総務部会計課担当者 殿
企画部広域計画課担当者 殿
各地方公共団体
社会資本整備総合交付金担当者 殿

国 土 交 通 省 大 臣 官 房
社会資本整備総合交付金等総合調整室

令和 5 年度以降の防災・安全交付金の重点配分対象の見直しについて（補足）

平素より、国土交通行政の推進についてご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。
令和 5 年度以降の防災・安全交付金の重点配分の見直しについては、令和 3 年 12 月 27 日付け大臣官房社会資本整備総合交付金等総合調整室通知にてお知らせしたところですが、今般、別紙のとおり、質疑応答集（Q & A）をまとめましたので、ご活用いただきますようお願い申し上げます。

以上

<添付資料>

別紙 防災・安全交付金の重点配分対象の見直しに係る質疑応答集（Q & A）

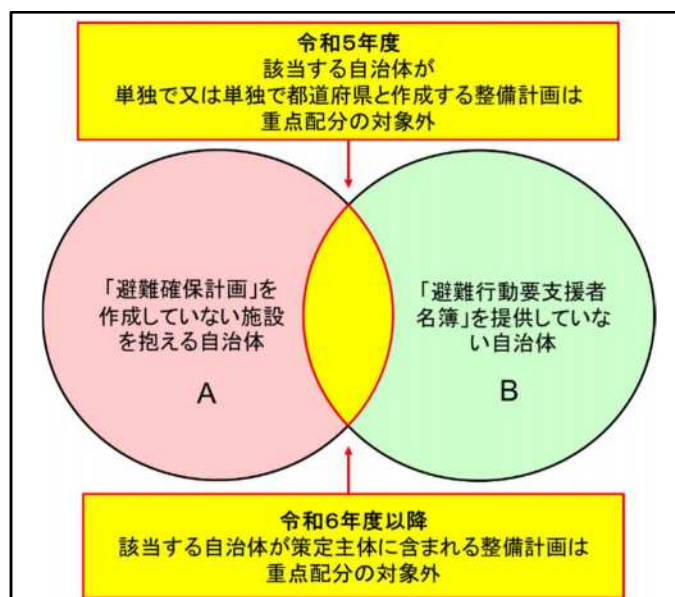
防災・安全交付金の重点配分対象の見直しに係る質疑応答集（Q & A）

<全体>

問 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成と市町村長による避難支援等関係者への名簿情報の提供は、どちらかを行ってれば重点配分の対象となるか。

（答）

- 令和5年度は、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）内にあり、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が避難確保計画を作成しているか、避難支援等関係者へ名簿情報の提供を行っているか、いずれかの取組が行われていれば、重点配分の対象となります。
- 令和6年度以降は、「土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内にあり、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設のうち避難確保計画の作成を行っていない施設があり、かつ、避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない市町村」が整備計画の策定主体に含まれる場合は、重点配分の対象外となります。
- 考え方は下図をご参照ください。



【補足説明：重点配分対象外の条件】

- ・令和5年度：AかつBの【市町村が単独で又は単独で都道府県と整備計画を策定する場合】
- ・令和6年度以降：AかつBの【市町村が策定主体に含まれる場合】

A：土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域）にあり、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設のうち避難確保計画を作成していない施設がある

B：避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供を行っていない

問 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況や市町村長による避難支援等関係者への名簿情報の提供状況は「どのように」把握するのか。

(答)

- 整備計画の備考欄に、避難確保計画の作成状況や避難支援等関係者への名簿情報の提供状況を記載いただく予定です。
- 整備計画の変更様式は別途お知らせいたします。既に提出いただいている整備計画であっても、令和5年度予算の配分を要望する重点計画であれば、整備計画の変更手続きを行っていただき、避難確保計画の作成状況や名簿の提供状況を記載いただく予定です。

問 防災・安全交付金の全事業が対象となるのか。

(答)

- 災害時の円滑かつ迅速な避難の確保といったソフト対策の実施を図ることで、地域の防災・減災対策、安全の確保を推進するため、防災・安全交付金の全ての事業を対象としております。

<要配慮者利用施設における避難確保計画の策定関係>

問 避難確保計画を作成すべき要配慮者利用施設の定義如何。

(答)

- 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条の2及び水防法(昭和24年法律第193号)第15条の3に定めのあるとおり、円滑かつ迅速な避難を確保する必要が認められ、市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を対象といたします。
- ただし、令和3年7月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」(令和3年法律第31号)に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設は、当面の間、対象外といたします。

問 要配慮者利用施設による避難確保計画の作成状況は「いつ時点」のものを整備計画に記載するのか。

(答)

- 原則として、水管理・国土保全局が例年実施している水防法・土砂災害防止法に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査のうち、予算配分年度の前年度9月末時点の調査結果を整備計画に記載してください。

- ただし、同年度 12 月末時点で、避難確保計画の作成及び避難行動要支援者名簿に記載等された情報の提供の条件が満たされている場合、重点配分の対象となります。この場合、避難確保計画の作成状況について、12 月末時点の情報を記載いただいてもかまいません。
- 整備計画の変更様式、記載方法は別途お知らせいたします。

問 要配慮者利用施設が市町村内に存在しない場合、名簿情報の提供を行っていなくても重点配分対象となるか。

(答)

- そのとおりです。

問 市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、全ての施設で避難確保計画を作成していなければならないのか。要配慮者利用施設が新設された場合や土砂災害警戒区域や浸水想定区域の変更があった場合も同様か。

(答)

- 水管理・国土保全局が実施している水防法・土砂災害防止法に基づく各種施策等に係るフォローアップ調査と同様、調査時点（9 月末時点）で市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設を対象とし、避難確保計画の作成状況を提出していただくことといたします。
- 整備計画に 12 月末時点の避難確保計画の作成状況を記載いただく場合も 9 月末時点に市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設を対象といたします。
- なお、施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するために市町村地域防災計画の更新及び避難確保計画の作成は、速やかに実施される必要があると考えます。
- ただし、令和 3 年 7 月に施行された「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和 3 年法律第 31 号）に基づき、新たに避難確保計画策定の対象として指定される要配慮者利用施設は、当面の間、対象外です。

<市町村長による避難支援等関係者への名簿情報の提供関係>

問 避難支援等関係者の定義如何。

(答)

- 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 49 条の 11 第 2 項に規定されているとおり、地域防災計画の定める避難支援等関係者を指します。このことに関する詳細は、内閣府または消防庁にお問い合わせください。

問 市町村長による避難支援等関係者への名簿情報の提供状況は「いつ時点」のものを整備計画に記載するのか。

(答)

- 予算配分年度の前年度 12 月末時点の情報を記載してください。
- 整備計画の変更様式、記載方法は別途お知らせいたします。

問 避難行動要支援者名簿に記載等されている情報は全て避難支援等関係者に提供しなければ、重点配分対象とならないのか。

(答)

- 避難行動要支援者名簿に記載等されている情報の提供は、避難行動要支援者名簿に記載等されている事項の一部であっても重点配分対象となります。なお、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報の避難支援等関係者への提供は、避難支援等の実施に必要な限度で行うこととされています。
- また、避難支援等関係者に避難行動要支援者名簿に記載等されている情報の提供を行った実績があれば重点配分対象となります。

問 避難行動要支援者名簿を作成していない場合、重点配分対象となるか。

(答)

- 避難行動要支援者名簿を作成していない場合は、全ての要配慮者利用施設が避難確保計画を作成していない限り、重点配分の対象とはなりません。

問合せ先

防災・安全交付金の制度全般に関すること

国土交通省 大臣官房 社会資本整備総合交付金等総合調整室

課長補佐 志田、係長 田中、城戸

TEL 03-5253-8111 (57739)

避難確保計画作成（水防法）に関すること

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課水防企画室

課長補佐 三村、係長 太田

TEL 03-5253-8111 (35439、35457)

避難確保計画作成（土砂災害防止法）に関すること

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部砂防計画課地震・火山砂防室

企画専門官 松本、係長 根岸、今野

TEL 03-5253-8111 (36152、36134、36154)

避難行動要支援者名簿の情報提供に関すること

内閣府 政策統括官（防災担当）付 参事官（避難生活担当）付

参事官補佐 藤田、塚原、松崎

TEL 03-5253-2111 (51353)

避難訓練実施ガイド参考資料

本様式は、「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き（洪水、雨水出水、高潮、土砂災害、津波）」における第9章「避難訓練の実施ガイド」を補足するものです。訓練実施にあたって参考にしてください。

目 次

避難訓練実施ガイド参考資料	1
1. 避難訓練実施ガイド参考資料の使用にあたって	2
2. 避難訓練の流れ	3
2.1. 訓練計画の策定	3
(1) 訓練の実施日時	3
(2) 想定する災害	3
(3) 訓練の種類と目標	6
(4) 訓練の参加者・参加人数	8
(5) 訓練の実施体制	9
(6) 情報の収集・伝達方法	12
(7) 避難先、避難経路、避難方法等の確認	14
(8) 設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認	17
(9) タイムライン等の設定	19
2.2. 訓練の実施	21
(1) 立退き避難訓練、屋内安全確保訓練	21
(2) 避難経路の確認訓練	22
(3) 情報収集、情報伝達訓練	22
(4) 図上訓練	23
(5) 設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練	23
2.3. 訓練終了後	24
◆訓練の振り返り	24
3. 訓練結果の報告	24
添 付 資 料	25

1. 避難訓練実施ガイド参考資料の使用にあたって

本資料では要配慮者利用施設の避難の実効性確保のため、施設が避難訓練を行う際に必要な観点を参考として示しておりますが、すべての施設に当てはまらない項目もあるので、ご自身の施設に適した使い方でご利用ください。また、本資料の各必要事項にご自身の施設の情報を記入することでご自身の施設に特化した避難訓練計画が作成できます。書き込み欄が足りない場合などは適宜必要なページをコピーするなどしてご活用ください。

なお、本資料では下記のように黄色の箱書きと緑色の箱書きで記載している箇所がございます。黄色の箱書きには、別途発出しています「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き」において参考となる項目を示しています。緑色の箱書きには、訓練における主な着目点を記載しています。参考にいただき、適切な訓練のチェック・記録を図ってください。

例) ★要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き 第2章(3)「施設が有する災害リスク」を参考に、施設の災害リスクを確認してください。

例) ㊤避難訓練では、施設が有する災害リスクに対して、選択した避難先への避難が適切にできる人員体制を確保できるか留意してください。

記録した訓練結果は市町村長へ報告するとともに、訓練結果の振り返りを行い、見つかった問題や改善点は避難確保計画へ反映するよう検討してください。

なお、毎年、避難訓練を実施するにあたって、本様式などを活用し、避難確保計画に則った避難訓練計画を作成の上で、訓練を実施してください。

2. 避難訓練の流れ

2.1. 訓練計画の策定

(1) 訓練の実施日時

- ・ 訓練の実施日時を決定しましょう。原則として、年に1回以上は実施するようにしましょう。施設利用者が訓練に参加する場合は、施設利用者の負担等を考慮し、施設利用者が参加する訓練部分はなるべく短時間となるよう考慮しましょう。
- ・ 実際の避難は、夜間・大雨時の避難もあり得ることから、最悪の事態を想定し、訓練を実施しましょう。

実施日時	年	月	日	時	分	から	時	分	まで
------	---	---	---	---	---	----	---	---	----

(2) 想定する災害

- ・ 施設が有する災害リスクについて、避難確保計画を確認し、下記の表に施設が該当するすべてのリスクをチェックしてください。また、該当する場合は括弧内に必要事項をご記入ください。対象となる災害のハザードマップも最新のものを確認してください。

★要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き 第2章 (3)「施設が有する災害リスク」を参考に、施設の災害リスクを確認してください。

1) 水害（洪水、雨水出水、高潮、津波）

洪水浸水想定区域（洪水）	☐ 該当なし	☐ 該当（最大浸水深 m） （浸水継続時間 時間） 家屋倒壊等氾濫想定区域の該当の有無 ☐該当 ☐該当なし
雨水出水浸水想定区域（雨水出水）	☐ 該当なし	☐ 該当（最大浸水深 m） （浸水継続時間 時間）
高潮浸水想定区域（高潮）	☐ 該当なし	☐ 該当（最大浸水深 m） （浸水継続時間 時間）
津波災害警戒区域（津波）	☐ 該当なし	☐ 該当（基準水位 m） （最大浸水深 m） （津波到達時間 分）

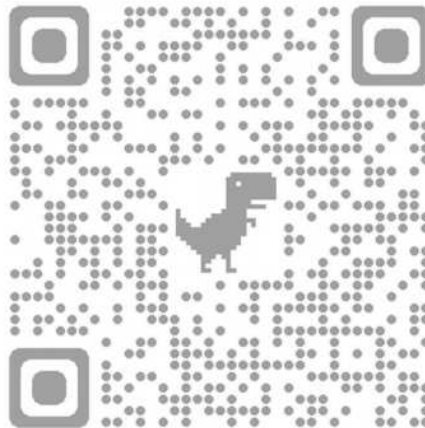
2) 土砂災害

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	☐ 該当なし	☐ 該当（以下の該当する分類に☑） ☐ がけ崩れ（急傾斜地の崩壊） ☐ 土石流 ☐ 地すべり（地滑り）
------------------------	-------------------------------	--

＜ハザードマップ貼り付け欄＞

国土交通省ハザードマップポータルサイト「重ねるハザードマップ」、「わがまちハザードマップ」を活用し、ご自身の施設の災害リスクを確認し、このページに貼り付けて保存してください。

※毎年の訓練計画時に最新のハザードマップを確認してください。



国土交通省ハザードマップポータルサイト「重ねるハザードマップ」、「わがまちハザードマップ」

<https://disaportal.gsi.go.jp/>

＜ハザードマップ貼り付け欄＞

ご自身の施設を管轄する市町村が作成する土砂災害ハザードマップを活用し、
ご自身の施設の災害リスクを確認し、このページに貼り付けて保存してください。

※毎年 of 訓練計画時に最新のハザードマップを確認してください。

(3) 訓練の種類と目標

- ・ 今回行う訓練として該当する訓練内容にチェックをしてください。
- ・ 同時に複数の種類の訓練を行う場合は、該当するものすべてにチェックをしてください。
- ・ 災害の種類によって避難先が異なります。施設の有する災害リスク、参加できる従業者・教職員・職員（以下、「施設職員」という。）および施設利用者・児童・生徒等、患者等（以下、「施設利用者等」という。）、施設利用者の家族、保護者等、消防団等、地域の協力者など（以下、「避難支援協力者」という。）の人数等を考慮して訓練内容を決定してください。
- ・ また、訓練の目的と目標を明確化し、訓練終了後に達成度を振り返りましょう。

1) 訓練の種類

訓練 内容 等	☐ 立退き避難訓練	☐ 避難経路の確認訓練
	☐ 屋内安全確保訓練	☐ 情報収集、伝達訓練
	☐ 図上訓練	☐ 設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練
	☐ その他 （ ）	

2) 訓練の目的と目標

目的（確認すべき事項など）	例）施設から避難先までの避難時間を確認する ・ ・
目標（計画時における達成目標など）	例）警戒レベル3「高齢者等避難開始」から1時間以内に避難を完了する ・ ・

◇ 訓練内容別確認内容

- ・ 下表は訓練別に記入必要事項を示しています。
- ・ 実施する訓練内容に応じて次ページ以降に該当する必要事項を記入してください。

	立退き避難訓練	避難経路の確認訓練	屋内安全確保訓練	情報収集、情報伝達訓練	図上訓練	設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練
(4) 訓練の参加者・参加人数	○	○	○	○	○	○
(5) 訓練の実施体制	○	○	○	○	○	△
(6) 情報の収集・伝達方法	○	—	○	○	○	—
(7) 避難先、避難経路、避難方法等の確認	○	○	○	—	○	—
(8) 設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認	○	—	○	—	△	○
(9) タイムライン等の設定	○	○	○	○	○	○

○…必須

△…場合に応じて記入

—…不要

(4) 訓練の参加者・参加人数

(対象) すべての訓練

- ・ 訓練に参加する施設職員等、施設利用者等および避難支援協力者などの訓練参加者の人数を記入してください。なお、訓練参加者の人数は、実施する訓練に応じて避難確保計画に定めた防災体制確立時の役割分担や人員配置に従って設定してください。
- ・ 避難支援協力者の協力を求めることを避難確保計画に定めている場合は、避難支援協力者も訓練参加してもらうよう努めてください。

1) 訓練の参加者・参加人数

■ 社会福祉施設の場合

訓練参加者内訳	従業者（全員・一部）		名
		（うちパート・アルバイト）	（ 名）
	施設利用者（全員・一部）		名
		（うち通所者）	（ 名）
	その他訓練参加者	施設利用者の家族	名
		地域の協力者	名
		その他	名

■ 学校の場合

訓練参加者内訳	教職員（全員・一部）		名
	児童・生徒等（全員・一部）		名
	その他訓練参加者	保護者等	名
		地域の協力者	名
		その他	名

■ 医療施設の場合

訓練参加者内訳	職員（全員・一部）		名
	患者等（全員・一部）		名
	その他訓練参加者	消防団等	名
		地域の協力者	名
		その他	名

⑩避難訓練では、施設が有する災害リスクに対して、選択した避難先への避難が適切にできる人員体制を確保できるか確認してください。

(5) 訓練の実施体制

(対象) すべての訓練

- 避難確保計画に定めた内容に従って、実施する訓練の内容に応じた人員配置や役割分担を決定してください。また、訓練の責任者(統括指揮者)を決定してください。
- 役割分担は、情報収集及び伝達を主に行う情報連絡班と避難誘導を主に行う避難誘導班、設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等を準備する装備品等準備班などがあります。実施する訓練に応じて、訓練に参加する職員の役割を決めてください。各役割の任務内容については、避難確保計画を確認してください。
- また、避難訓練を運営する運営班を必要に応じて設置することでスムーズな訓練進行に繋げることができます。参加者の人数が少ない場合は、運営班とその他の班を兼務するなど、臨機応変に対応することが必要です。

★要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き 第3章「防災体制に関する事項」を参考に、実施する訓練に応じた防災体制と役割分担を検討してください。

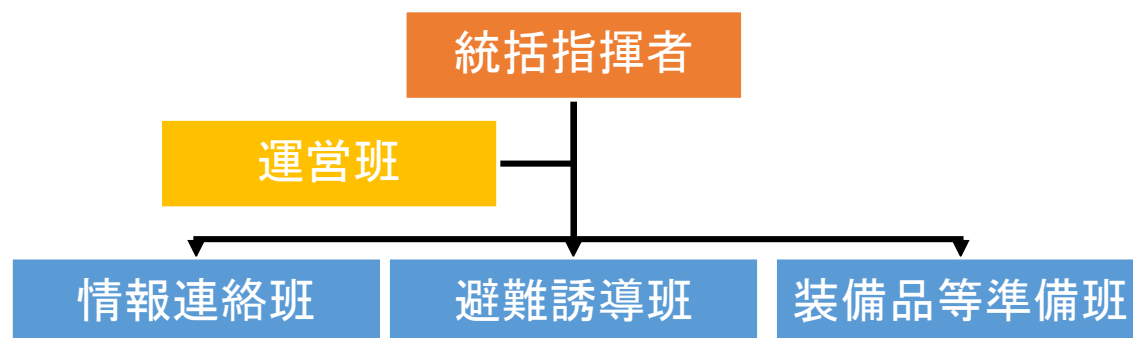


図 1 訓練の実施体制（例）

④各役割が担う任務については、訓練後の振り返りにおいて役割分担、人員配置、警戒レベルごとの任務内容等が適切であったか確認が必要です。

1) 運営班

運営班	役割	担当者名
	統括指揮者 (・司会、訓練運営、総括)	
	・実施内容の記録 (避難支援に要した人数の記録、避難に要する時間の記録、避難先や経路の安全性の確認・記録など)	
	・訓練進行、連絡調整など	
	・その他 ()	
	・その他 ()	
		人数 () 名

※複数の役割を担うことも可能です。

2) 防災体制【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

レベル	統括指揮者			情報連絡班			避難誘導班			装備品等準備班		
	責任者			責任者			責任者			責任者		
警戒レベル1 ↓ 災害への心構えを高める段階	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒レベル2 ↓ 注意体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒レベル3 ↓ 警戒体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名
警戒レベル4 ↓ 非常体制	人数		名	人数		名	人数		名	人数		名

3) 役割分担(「設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練)では実施しなくてよい)

a) 情報連絡班【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

情報連絡班	役割		担当者名
	責任者		
	心構え	・ 気象情報等収集	
	心構え	・ 施設職員への情報伝達	
	注意	・ 気象情報、水位情報、避難情報、避難先情報等の収集	
	注意	・ 施設職員や避難支援協力者へ連絡	
	警戒	・ 気象情報、水位情報、避難情報等の収集	
	警戒	・ 利用者家族等への連絡	
	非常	・ 市町村等への連絡	
			人数 () 名

※複数の役割を兼務することも可能です。

b) 避難誘導班【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

避難誘導班	役割		担当者名
	責任者		
	注意	・ 避難誘導体制の確認	
	注意	・ 避難ルートの確認	
	警戒	・ 避難誘導開始	
	非常	・ 避難完了の確認	
	非常	・ 避難先での利用者支援	
	非常	・ (緊急安全確保の誘導)	
			人数 () 名

※複数の役割を兼務することも可能です。

c) 装備品等準備班【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

装備品等準備班	役割		担当者名
	責任者		
	心構え	・ 避難に必要な設備や装備品、備蓄品、避難先への持ち出し品等を点検し準備	
	注意	・ 移動用車両の手配	
	警戒	・ 要配慮者等の装備品の装着	
	警戒	・ 移動用車両の確保	
	警戒	・ 避難先への持ち出し品等を運搬	
	非常	・ 避難先での持ち出し品等の管理	
			人数 () 名

※複数の役割を兼務することも可能です。

(6) 情報の収集・伝達方法

(対象) 「立退き避難訓練」、「屋内安全確保訓練」、「情報収集、情報伝達訓練」、「図上訓練」

- ・ 事前に防災気象情報や避難情報等の入手先を把握しておくことで、緊急時に迅速な情報収集が可能となります。なるべくリアルタイムかつ正確な情報を得られる情報収集方法を確認してください。
- ・ 情報伝達の際には、情報共有先に加え、いつ、どういった情報を、どのように伝達するのか確認してください。

★要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き 第3章 (5)「情報収集と情報伝達」を参考に、施設が有する災害リスクに対する情報収集方法と訓練参加者への伝達方法について確認してください。

1) 情報収集・伝達の方法と内容（一例） 【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

警戒レベル	対象情報	主な入手先	伝達内容	情報伝達の流れ	
				発信者	情報伝達先
警戒レベル 1	早期注意情報	インターネット (気象庁)	大雨の警報級の可能性「高」が発表されました。災害への心構えを高める段階です。	情報連絡班	施設職員
	事前休業のお知らせ	統括指揮者の判断を確認	〇〇日は、大雨が予想されていますので、施設を休業することになりました。	情報連絡班	施設利用者の家族
警戒レベル 2	職員への招集連絡	統括指揮者の判断を確認	大雨注意報が発表されましたので施設に参集してください。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	洪水注意報	インターネット (気象庁)	洪水注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫注意情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫注意情報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨注意報	インターネット (気象庁)	大雨注意報が発表されました。 注意体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 3	高齢者等避難	市役所からの電話	警戒レベル 3 高齢者等避難が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難先の開設情報	市役所へ電話	避難先の〇〇は開設されています。	情報連絡班	避難誘導班
	避難開始の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を開始しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	洪水警報	インターネット (気象庁)	洪水警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	氾濫警戒情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫警戒情報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	大雨警報	インターネット (気象庁)	大雨警報が発表されました。 警戒体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
警戒レベル 4	避難指示	市役所からの電話	警戒レベル 4 避難指示が発令されました。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	避難完了の連絡	避難誘導班に確認	〇〇では、〇〇時〇〇分に避難を完了しました。	情報連絡班	市役所の担当部署
	氾濫危険情報	インターネット (川の防災情報)	〇〇川に氾濫危険情報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者
	土砂災害警戒情報	インターネット (気象庁ウェブサイト)	土砂災害警戒情報が発表されました。 非常体制をとる段階です。	情報連絡班	施設職員 避難支援協力者

(7) 避難先、避難経路、避難方法等の確認

(対象) 「立退き避難訓練」、「避難経路の確認訓練」、「屋内安全確保訓練」、「図上訓練」

- ・ 避難確保計画に定めている避難先が想定される災害に対して適切かどうか確認しましょう。
- ・ 避難先については、収容人数や施設利用者の支援等が可能であるか（支援に必要な設備や備蓄品等が備わっているか）、避難を開始する際に開所するかどうか等を確認しましょう。
- ・ 緊急安全確保の方法についても確認しましょう。

★要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き 第4章「避難の誘導に関する事項」を参考に、最も安全かつ短時間で避難できる避難先について検討してください。

⑩避難方法の選定において、選定した避難方法で避難する場合にかかる時間をあらかじめ確認しておきましょう。

1) 避難先、移動距離及び避難方法

- ・ 訓練の種類に応じて下記の a) か b) の避難先、避難経路、避難方法を検討してください。
- ・ 避難経路や避難に要する時間は、避難先ごとに確認しましょう。
- ・ 避難経路ごとに避難方法（車、徒歩など）や避難支援要員の配置を確認しましょう。避難方法は、なるべく安全かつ短時間で避難できる手段となっているか確認しましょう。

a) 立退き避難を行う場合【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

災害種別	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準
			徒歩	車両	その他機材		
		m	□	□ (台)			

b) 屋内安全確保を行う場合【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

災害種別	建物名称	施設内の具体的な避難先	避難方法	避難に要する時間	避難開始基準

以下の全てに該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する

- ※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波による浸水のおそれがある区域に存していないこと
- ※浸水しない居室があること
- ※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

2) 避難経路図

避難先		避難先の連絡先	
<避難経路図貼り付け欄> 避難確保計画に記載してある避難先までの避難経路図を貼り付けましょう。 避難先や避難経路について確認しましょう。 立退き避難の場合は、避難経路の確認にあわせて、避難経路上の危険と思われる箇所（増水により寸断される恐れのある経路、土砂等が流れ込む恐れのある経路など）を避難経路に設定しないか確認しましょう。 ※経路図の中に、危険と思われる箇所を書き入れておきましょう。			

3) 避難誘導體制【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

[illegible]

【凡例】◎…リーダー・主担当者 ○…担当者

※列が足りなければコピーしてお使いください

(8) 設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認

(対象)「立退き避難訓練」、「屋内安全確保訓練」、「図上訓練」、「設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練」

- ・ 避難確保計画に定めている避難や情報収集に必要と考えられる設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等を確認しましょう。不足している設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等がある場合は、可能な限り手配しておきましょう。
- ・ 避難する際に、設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の準備するタイミングについても確認しましょう（「2.1(5)2)防災体制」に記載すること）。
- ・ 施設利用者の中には、個人の特性に応じて必要な設備等は異なる場合があります。施設利用者にあった避難誘導方法や支援ができるよう必要な設備や物資を確認するようにしましょう。

★要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き 第5章「避難の確保を図るための施設の整備に関する事項」を参考に、必要な設備等について検討し、点検・補充してください。

1) 避難に必要な設備等（一例）【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

分類	設備等	数量	設置場所、保存場所
通常の設備	エレベーター		
	上下階の移動のできる大型スロープの設置		
	車椅子		
	その他（ ）		
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置		
	土のう		
	止水板		
	階段昇降機の設置		
	その他（ ）		

※上記の設備等はすべてそろえる必要はありません。必要なものを準備してください。

2) 避難に必要な装備品や備蓄品等（一例）【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

分類	装備品や備蓄品等	数量	設置場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ		
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末		
	電話やファックス		
	携帯電話やスマートフォン		
	電池や非常用電源		
避難誘導	名簿（施設利用者）		
	案内旗		
	ビブス		
	懐中電灯		
	ハンドマイク		
	雨具		
	ライフジャケットやヘルメット		
	避難ルートを示したマップ		
	救急用品		
	移動用の車両		
避難先	水や食糧		
	衛生用品や衣料品		
	予備電池や携帯充電器		
その他	その他（ ）		
	その他（ ）		

- ⑩避難訓練では、不足した設備や備蓄品、装備品、持ち出し品等が無いか確認してください。
- ⑪設備や備蓄品、装備品、持ち出し品等は常時持ち出し可能か、問題なく使用できる環境にあるか等について確認してください。
- ⑫施設利用者の特性に応じて必要な備蓄品や持ち出し品（常用薬、医療機器など）はできる限り複数人で確認することや施設利用者の担当医・家族等を確認するなど努めてください。

(9) タイムライン等の設定

(対象) すべての訓練

- ・ ご自身の施設における避難に必要な行動を時系列順に整理したタイムラインを確認しましょう。
- ・ 「立退き避難訓練」、「避難経路の確認訓練」、「屋内安全確保訓練」においては、避難開始から完了までにかかった時間などを確認し、想定通り避難できたか確認してください。避難に想定以上の時間を要した場合は、実際にかかった時間を基に避難確保計画へ反映してください。
- ・ タイムラインを参考に本様式の「2.2 訓練の実施」にある実施項目を訓練の種類に応じて実施しましょう。

★要配慮者利用施設における避難確保計画の作成・活用の手引き 第10章「タイムライン作成参考資料」を参考に、ご自身の施設にあった避難に必要なタイムラインを検討してください。

㊤避難開始から完了までにかかった時間を確認してください。

㊤想定した避難時間を超過した場合は、避難確保計画へその結果を反映してください。

タイムラインの設定【避難確保計画から訓練に必要なものを抜粋する】

施設型タイムラインの設定		統括指揮者	情報連絡班	避難誘導班	装備品等準備班
防災気象情報、避難情報					
■早期注意情報 (警報級の可能性)	警戒レベル1				
■大雨注意報 ■洪水注意報 ■高潮注意報	警戒レベル2				
■高齢者等避難 ■洪水警報 ■氾濫警戒情報 ■大雨警報(土砂災害) ■高潮注意報	警戒レベル3				
避難完了					
■避難指示 ■氾濫危険情報 ■高潮特別警報 ■土砂災害警戒情報 ■高潮警報	警戒レベル4				
■緊急安全確保 ■大雨特別警報 ■氾濫発生情報	警戒レベル5				

2.2. 訓練の実施

- ・ 「2.1(1)訓練の実施日時」で設定した訓練の実施日時に行ってください。
- ・ 「2.1(3)訓練の種類と目標」で設定した実施する訓練の内容によって訓練の流れは異なります。
- ・ 訓練の目的と目標を意識して訓練を実施してください。
- ・ 毎年の訓練実施の度に想定する災害のパターンや避難先、日中や夜間といった避難する時間帯、施設の特性などを変えたシナリオにすることで、実際の災害時に想定していない事態になった場合にも、臨機に適切な判断と対応ができる可能性が高まります。避難訓練を重ねて、災害対応力を高めていくことが重要です。

(1) 立退き避難訓練、屋内安全確保訓練

立退き避難訓練、屋内安全確保訓練では、避難確保計画に定められている事項を点検し、適切に避難できることを確認する。参加者全員で、役割や人員配置等を確認してください。

役割	実施項目
統括指揮者	「2.1(5)訓練の実施体制」で設定した、人員配置や役割分担が訓練を通じて適切だったかどうか確認してください。また、各班へ指揮するタイミングなどについても確認してください。
情報連絡班	「2.1(6)情報収集・伝達方法」を確認し、適切なタイミングで情報を収集、伝達することがきるか、実際に情報収集や情報伝達を行い確認する。
避難誘導班	「2.1(7)避難先、避難経路、避難方法等の確認」を確認して、適切に避難誘導することがきるか、実際に避難先に施設利用者等を移動させて確認する。
装備品等準備班	「2.1(8)設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認」を確認して、避難に必要な設備や避難に必要な装備品や備蓄品、持ち出し品等が適切に備わっているか、避難する際に準備するタイミングについても確認する。

(2) 避難経路の確認訓練

避難経路の確認訓練では、避難確保計画に定められている事項を点検し、適切に避難できることを確認する。

役割	実施項目
統括指揮者	「2.1 (5)訓練の実施体制」で設定した、人員配置や役割分担が訓練を通じて適切だったかどうか確認してください。
避難誘導班	「2.1(7)避難先、避難経路、避難方法等の確認」を確認して、設定している避難経路で安全に避難誘導することがきるか、ハザードマップ等で経路上に危険な場所がないか確認することや、実際に経路を移動し危険な箇所がないか確認する。

(3) 情報収集、情報伝達訓練

情報収集、情報伝達訓練では、避難確保計画に定められている事項を確認し、情報収集、情報伝達訓練を行う。

役割	実施項目
統括指揮者	「2.1 (5)訓練の実施体制」で設定した、人員配置や役割分担が訓練を通じて適切だったかどうか確認してください。
情報連絡班	「2.1(6)情報収集・伝達方法」を確認し、適切なタイミングで情報を収集、伝達することがきるか、実際に情報収集や情報伝達を行い確認する。

(4) 図上訓練

図上訓練では、避難確保計画に定められている事項を点検し、適切に避難できることを確認してください。参加者全員で、役割や人員配置等を確認してください。

役割	実施項目
統括指揮者	「2.1 (5)訓練の実施体制」で設定した、人員配置や役割分担が訓練を通じて適切だったかどうか確認してください。また、各班へ指揮するタイミングなどについても確認してください。
情報連絡班	「2.1(6)情報収集・伝達方法」を確認し、適切なタイミングで情報を収集、伝達することがきるか、図上で確認してください。
避難誘導班	「2.1(7)避難先、避難経路、避難方法等の確認」を確認して、適切に避難誘導することがきるか、図上で確認してください。
装備品等準備班	「2.1(8)設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認」を確認して、避難に必要な設備や避難に必要な装備品や備蓄品、持ち出し品等が適切に備わっているか、避難する際に準備するタイミングについても図上で確認してください。

(5) 設備や装備品、備蓄員、持ち出し品等の確認訓練

設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認訓練、避難確保計画に定められている事項を点検し、設備等が適切に備わっているかどうか確認する。

役割	実施項目
統括指揮者	「2.1 (5)訓練の実施体制」で設定した、人員配置や役割分担が訓練を通じて適切だったかどうか確認してください。
装備品等準備班	「2.1(8)設備や装備品、備蓄品、持ち出し品等の確認」を確認して、避難に必要な設備や避難に必要な装備品や備蓄品、持ち出し品等が適切に備わっているか、避難する際に準備するタイミングについても確認する。

2.3. 訓練終了後

◆訓練の振り返り

- ・ 訓練終了後には参加者全員で訓練の振り返りをしてください。
- ・ まずは訓練計画時に決めた訓練の目的・目標について達成度を確認し、その後、個別の反省点や行動等について意見交換しましょう。
- ・ なお、本資料の各項目に緑色の箱書きで訓練における主な着目点を示しています。ご参考にしてください。
- ・ 振り返りで確認された課題については、その改善方法等（誰がいつまでに対応するのか）を明確化した上で、避難確保計画へ反映することを検討してください。

3. 訓練結果の報告

- ・ 訓練を実施した際は、訓練実施後 1 ヶ月以内を目安に市町村の担当部局に訓練結果を必ず報告してください。
- ・ 報告の様式例は本資料の巻末「添付資料」に付属しています。

添 付 資 料

1. 訓練実施結果報告書（様式例）社会福祉施設用
2. 訓練実施結果報告書（様式例）学校用
3. 訓練実施結果報告書（様式例）医療施設用

訓練実施結果報告書（様式例）

施 設 名				
実 施 日 時	年 月 日 時 分 から 時 分 まで			
実 施 場 所				
想 定 災 害 (該当する□に チェックをする。)	☐ 洪水 ☐ 土砂災害 ☐ 高潮 ☐ 津波 ☐ その他の災害 ()			
訓練種類・内容 (該当する□に チェックをする。)	☐ 立退き避難訓練		☐ 避難経路の確認訓練	
	☐ 屋内安全確保訓練		☐ 情報収集、情報伝達訓練	
	☐ 図上訓練		☐ 設備や装備品、備蓄品、持ち出し品 等の確認訓練	
	☐ その他 ()			
	(訓練内容を適時自由記載)			
訓 練 参 加 者 ・ 参 加 人 数	従業者（全員・一部） 名 （うちパート・アルバイト 名） 施設利用者（全員・一部） 名 （うち通所者 名） その他訓練参加者：施設利用者の家族等 名 地域住民等 名 その他 () 名			
訓練実施責任者	職 氏名			
確 認 事 項	☐ 避難支援に要した人数		名	☐ 避難に要した時間
	☐ 避難先や避難経路の安全性		時間 分	
	その他			
訓練によって確 認された課題と その改善方法等				
訓練記録作成者	職 氏名			

訓練実施結果報告書（様式例）

